

本日の会議に付した事件

平成23年第3回山元町議会定例会（第2日目）

平成23年9月15日（木）午前10時00分

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

午前10時00分 開 議

議 長（佐藤晋也君）おはようございます。

ただいまから、平成23年第3回山元町議会定例会第2日目の会議を開きます。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

〔議事日程は別添のとおり〕

議 長（佐藤晋也君）日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、山元町議会会議規則第117条の規定によって、9番阿部 均君、10番佐山富崇君を指名します。

議 長（佐藤晋也君）これから、議長諸報告を行います。

1．一般質問通告書の受理

齋藤克夫君ほか11人の議員から一般質問の通告を受理したので、その一覧表を配布しております。

これで議長諸報告を終わります。

議 長（佐藤晋也君）日程第2．一般質問を行います。

一般質問の発言時間は山元町議会先例95番により質問時間は40分以内とし、同先例97番により通告順に発言を許します。

なお、質問、答弁は簡明にされますようお願いいたします。

11番齋藤克夫君の質問を許します。

齋藤克夫君登壇願います。

11番（齋藤克夫君）はい。おはようございます。

私は、山下駅までの早期復旧をということで一般質問をします。

先だって、牛橋の住民代表である岩佐さんから、請願の中に1,000名近い署名があったんです、この問題については。私からは、山下駅の復旧を早くやってくださいという請願でございます。

まず、互理駅まで今やっていますね。山下駅は、ご承知のとおり、線路も駅構内も現状維持なんです。早速、山下駅までに復旧すれば、可能だと思うんです。まず、町長にその考えを伺います。

東日本大震災の有識者会議で9月2日以降に山元町の住民に説明していますね、この問題について。それがどうなったのか、まずそれから伺います。

第2点目は、8月28日の河北新報の中で、震災特別委員会の有識者の考えの中で、新聞に載っていました、掲載されております。その中身を見ますと、山下駅は農免道路に近いところに山下駅を新設する、坂元駅は坂元農協のガソリンスタンドの前にするというのが新聞に載っています。まずその問題は、JRの考えもそうなんですけれども、JRはご承知のとおり金がないんです。それで、町長の考え伺うのは、山下駅の復旧の方が早いのか新駅構想が早いのか、どちらか、その辺を詳しく聞きたいと思います。

それで、山下駅が早く復旧しないと、町民は今、角田市それから亘理町、町外に移住している人が多いんです。少なくとも1,000人ぐらいは人口が減っております。さらに、世帯数で言いますと、500世帯ぐらいが減っています。それで山元町は過疎地になるのではないかと、そういう考えもあります。

亘理駅が、暫定的に仙台まで通っていますけれども、それを山下駅まで延伸できないか。さっき言いましたように、山下駅は、現状のままで線路も架線も、どこも悪いところはないんです。それが早急に復旧すれば、山元町の活性化につながると思うんです。何としてもこれは実現してもらいたいと思うんです。相手があることだから、JRの考え方もどうなのか、そういうことでございます。

以上でございます。

町長（齋藤俊夫君）はい。齋藤克夫議員の山下駅までの早期復旧についてのご質問にお答えをいたします。

初めに、人口減少についてですが、住民基本台帳の推移では、町の世帯数及び人口は、震災前の2か月前で5,561世帯、1万6,695人であったのに対しまして、8月末現在では4,994世帯、1万4,713人となっております。減少数は、世帯数、単純にいけますと567世帯、転出から転入を差し引いた実質では396世帯、そして人口が1,982人ということでございますが、これは震災による亡くなられた方約600人と自然死による減少を考慮いたしますと、約1,300人が転出により減少していることとなります。

これは大変憂慮すべき事態であるというふうに認識してございますが、被災者の居住環境の変化、あるいは就労環境の変化などを考慮いたしますと、町の復旧期となる2、3年の間はこのような傾向が続くのではないかと私自身も大変心配をいたしておるところでございます。

しかし、我が町の温暖な気候、恵まれた自然環境に加えまして、災害公営住宅を初めとする新たな住宅建設、あるいは農業の再生が進むことによってまちづくりの姿が見えるようになれば、町民も安心感を取り戻して、減少傾向にも歯どめがかかるものと考えております。また、快適性・利便性が向上した新しい市街地の形成と、より魅力的なまちづくりをすることによりまして、減少した人口を呼び戻すことができると考えております。

次に、JR常磐線の早期復旧についてでございますが、議員ご指摘のとおり、JRの復旧は人口流出に歯どめをかける重要な要素の一つであると認識をいたしております。6月に町内全世帯を対象に行った復興まちづくりに関する意向調査によりますと、今後の鉄道等のあり方についての問いでは、「将来の町の姿を第一に考えて新しい位置に検討

すべき」という回答が61.9パーセント、また「元からある集落の位置に配慮しながら新しい位置を検討すべき」という回答18.6パーセント、これを合わせますと80.4パーセントになってございます。鉄道の移設を含め、安全・安心な運行を期待されていることが伺えたところでございます。

8月4日に町民の皆様にお示しいたしました震災復興基本方針では、このような調査結果等を受けまして、JR常磐線は、津波による機能喪失、これが再び起きないような位置に復旧することを基本といたしまして、新たなまちづくりと一体的な基盤整備をすることとしております。JR東日本においても、復旧については安全の確保を最優先として、ルート変更も含め、津波対策の確実な実施が必要との認識でございます。これを踏まえ、津波の影響をできるだけ受けない位置で、しかも町の新市街地形成と一体的に整備する方向で、国道6号側へ移設する案を今月初旬の住民説明会でお示したところでございます。そして、その整備期間については、用地の取得後3年程度で整備できるとJR側から伺っておるところでございます。

なお、現在の山下駅まで暫定的に復旧することについては、民間企業でございますJR東日本の経営判断によることとなりますが、将来新しいルートへの整備を考慮した場合、現位置での復旧は二重投資になりますことから、難しいと考えております。仮に現位置で復旧する場合でも、防潮堤の整備、あるいは線路の高架構造などの安全対策が必要でございます。

また、列車の終着点となることから、相馬方面からのバス、タクシー、乗用車の乗り入れが可能となる駅周辺の整備が必要となります。現在の亘理駅は東西両面に出入り口がございまして、駅前のロータリーも整備されてございますが、それでも朝夕の時間帯、大変混雑すると伺ってございます。

いずれにしても、このような整備に時間を要することから、新ルートを整備することに比べ、復旧までの時間に差異はないと考えております。したがって、町といたしましては、現在提案させていただいております新ルートでの復旧が最善と考えておりまして、JRが整備する際は用地取得、工事の着手が進むように町としても全力で支援し、まずは新山下駅までの早期開通を推進してまいりたいと考えてございます。

なお、常磐線の復旧まで当座の足の確保対策として、現在のJRによる代行バスの拡充を要望するとともに、町民バス「ぐるりん号」、あるいは民間バス会社を活用しての利便性の向上も検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

11番（齋藤克夫君）はい。町長がおっしゃるように、確かに新構想の中で実現すれば、それにこしたことはないんです。ただ、問題は、JR、それから国とか県とかの補助事業であるのか、予算的なものはどうなのか、その辺はどうなんですか。

町長（齋藤俊夫君）はい。基本的には、こういう場合の復旧、これはJRの方で全額負担が基本でございます。そしてまた、今のJR東日本については、配当もしている、納税もしているというふうな、そういう経営状況にございます。

11番（齋藤克夫君）はい。確かに構想の中で、新構想でやれば、これにこしたことはないんです。ただ、時期の問題です。時期で、現山下駅の開通の方が早いのか新構想の中で新駅をつくった方が早いのか、どっちが早いのかということなんです。それで、住民は、さっき申しましたように、亘理町、角田市、住民は町外へ行っているのが多いんです。それが

心配なんです。とにかく住民の中に今、通勤・通学が非常に困っているという苦情があります。どうですか、その辺は。

町長（齋藤俊夫君）はい。この計画策定に当たりましては、少しずつ関係方面と接触した状況を踏まえまして、少しでもより詳細な説明ができるように段階を追って取り組んでございますので、現段階で我々とＪＲ等々との協議の中では、現在の山下駅、あるいは新しい山下駅、期間については、先ほど申しましたように大きな差異はないというふうに認識しているところでございますし、当座の足の確保につきましても、決して今のＪＲバスの代行の便数内容につきまして十分でないところがございますので、少しでもそれを改善することによって何とか当座の足を確保できるように努めてまいりたいというふうに思っております。

１１番（齋藤克夫君）はい。今の説明で大体理解しましたけれども、問題は早く、いつまでもかかってはだめなんです、早くやらなければならないんです。それで、町民は非常に不便であると、通勤・通学が不便であるという苦情がいっぱいありますので、その辺、どうなんですか、時期の問題。ＪＲのひとり決めか、あと国、県の取り組みはどうなんですか、その辺。

町長（齋藤俊夫君）はい。時期的なものについては、先ほど申しましたように、用地取得ができれば工事そのものは３年程度で十分可能である、そんなＪＲの認識もちょうだいしているところでございますので、まずは用地取得、これに全力を傾注していかなければならないだろうと思っております。

１１番（齋藤克夫君）はい。町長、用地取得、私も現職時代に用地解決で非常に苦労したんです。大変苦労したわけでございます。それで、用地の問題については、地権者等に事前に説明しているんですか。その辺、どうなんですか。

町長（齋藤俊夫君）はい。まずは、そういう地権者にお話をするという段階までには至っておりませんので、まずは町民の皆さんの意見、あるいは議会の皆さんとの協議を重ねる中で最終的な方向性を見出したいと思っておりますので、やはりこれはタイミングを大事にしながらやっていかなければならないだろうと思っております。

１１番（齋藤克夫君）はい。今の町長の説明で大体の大筋は理解しましたけれども、問題は、早く進めることです。いつまでもかかったのではね。現山下駅を開通した方が早いんじゃないか、それを心配するんです。それで、町民からいっぱい苦情がありますから、一日も早くやるのが大切です。とにかく新路線の中で用地買収も進まない、国、県、ＪＲも、もたもたしていたのではだめなんです。時期が遅ければ、だれでもやれるんです。時期を早くやって、解決してください。よろしくお願いします。

町長（齋藤俊夫君）はい。ご指摘のとおりでございますので、一日も早い、まずは山元町までの駅、新しいルートを町民の方々が利用できるような形にしていまいりたい、全力を挙げて取り組んでまいりたいというふうに思います。

議長（佐藤晋也君） １１番齋藤克夫君の質問を終わります。

議長（佐藤晋也君） １２番後藤正幸君の質問を許します。

後藤正幸君登壇願います。

１２番（後藤正幸君）はい、議長。おはようございます。

最初に、今回の大震災で犠牲になられた方々、山元町に６１４名ほどおりますが、こ

の方々に対し哀悼の誠を捧げ、安らかなるご冥福をお祈り申し上げます。また、被災された方々の悲しみの大きさをこの場で再確認するとともに、一日も早い復興・再生をご祈念申し上げるとともに、私も全力でお手伝いいたしますこととお誓い申し上げます。

さて、23年第3回議会定例会において、私は町民の知りたがっている案件を3項目9件について町民にかわってご質問いたしますので、よろしくお願いたします。

大きなタイトルといたしましては「東日本大震災復興対策の現状と見通しについて」であります。その第1点目は農業復興についてであります。農地の被害面積と被害農家戸数はどのくらいになっているのかをお尋ね申し上げます。

第2点目は、10月1日より始まる予定になっております「地域復興組合」の瓦れき撤去終了時期と撤去に従事する被害農家戸数はどのくらいなのかをお尋ね申し上げます。

第3点目は、除塩、ヘドロ等撤去に必要な期間は、まだ具体的にはわからないのだと思いますので、その見通し、町長が思っている範囲で結構ですので、お示してください。

第4点目は、亘理町では高速道路の西側を来年度全部作付可能としたいというように発表しております。ですが、山元町では営農再開可能年度がいつになるのか、はっきり見えません。3年ぐらいかかるのではないかという話は聞いておりますが、見えません。それで、できれば順次撤去した部分から作付可能になるのだと思いますので、現在思っているところで構いません、年度別に、もし示すことができるのであれば、その面積と……、面積でなくてもいいです、全体の3分の1を初年度、3分の1を2年度、3年目あたりからは全部つくれるようにしたいとか、そういった見通しを町長にお尋ねいたします。

それから、第2点目、体育振興についてのお尋ねです。

体育施設がことごとく今回の被害で流出しました。大会を開催する場所がありません。そんな中で、残された小中学校の体育館や校庭をみんなで調整しながら練習しているのが現状です。そんな中で唯一今残されているのが、大きな施設で言いますと、体育文化センターであります。この体育文化センターも、現状を見ますと、支援物資がいっぱい入っている、被害も受けている、こういった現状であります。要するに具体的に何もまだそこに考え方を示せる段階ではないのだとわかっていながら、体育を楽しんでいる方々は、いつころあの体育館が使えるようになるのかなと、こうみんなが心配して、体育協会等に問い合わせがあります。そういったことから、使用可能時期はいつになるのかということをお示ししてください。見通しで結構です。

第2点目は、野球場2か所、要するに牛橋と笠野の野球場を初めとして、ゲートボール場とかグラウンドゴルフ等々の場所がほとんどなくなりました。それで、体育施設の設置見通しについて、どのように考えているのか。見通しで結構ですが、3年後になるんだとか5年後になるんだとか、こういうのを設けるのか設けないのかを含めて、教育長にお尋ねいたします。

それから、第3点目、住民サービスについてであります。①といたしまして、JR再開まで、3年ないし5年かかると言われております、この間、岩沼駅まで山元町からの直通バスの運行は考えられないかということでもあります。先ほど齋藤克夫議員の質問の中にもありましたが、このままでは山元町の人口減少に歯どめが付きません。それで、早急なる検討と実施を望むものであります。

第2点目、仮設住宅の先に入居した県設計分の方々と後で入居している町設計のプラ

ス・ワンルーム等々、サービスの格差があると先に入っている方々からかなり言われます。この格差を是正する考えはあるのかないのかをお伺いいたします。

また、仮設住宅地ごとに街路灯、カーブミラー、舗装工事等々をしておりますが、これらもその場所場所によってまちまちに今なっております。これらも皆、格差のないように、住民の希望するとおりにとはならなくても、およそ同じようなサービス体制になるようにしてゆくのかどうかをお尋ね申し上げます。

第3点目、仮設住宅入居者と仮設住宅以外で生活している方、町内、町外を含めて、この方々に対する行政サービスは同等かということでございます。話によれば、広報をはじめ回覧等、アンケートも来なかった、こういう方々がかなりおります。町の動きや期日まで提出しなければならないものがあるのに、それを知らないでいるという他町村に住んでいる方々も少なからずあります。このような状態ではちょっとうまくないのではないかなと思いますので、町長へその考え方、今はこうだけれども、このように直してゆきたいとかということがあれば、お聞かせください。

これで私の第1回目の質問を終わりますが、まだ計画の具現化されていないものが多々入っております。ですから、見通しだけでも結構ですので、よろしく願いいたします。以上です。

議長（佐藤晋也君）1件、3件目は町長齋藤俊夫君、2件目については教育長森 憲一君、よろしく答弁をお願いします。

町長（齋藤俊夫君）はい。後藤正幸議員の東日本大震災復興対策の現状と見通しについてのご質問にお答えいたします。

初めに、農業振興についての1点目、農地の被害面積と被害農家数についてですが、町の農地被害面積は1,416ヘクタールで、耕地面積2,390ヘクタールの59パーセントに及んでございます。また、被害された農家戸数830戸、農家総数の71パーセントに相当いたしております。さらに、用排水路等の農業施設も被害を受けていることから、今年度の耕作面積でございますが、水田371ヘクタールと畑529ヘクタールを合わせまして約900ヘクタールでございます。これは全体の38パーセント程度になっております。このことは町の基幹産業である農業、なかならず農家経済に多大なる影響を及ぼすものであり、大津波がもたらした農地への瓦れき被害や塩害、これは農家の方々へ重くのしかかっている状況にあります。

次に、農地の瓦れき撤去終了時期の見通しでございますが、瓦れきの全体数量は約11万5,000立方メートルと推定されまして、現在、県が町内を4工区に分けて、その撤去工事を実施しております。早い工区では6月上旬から順次工事を進めておりまして、工事完了は年内12月末と予定されております。

また、この県が実施している瓦れき撤去とは別に、津波等の被害を受けた農地の除草作業や海岸ごみ・瓦れき等の撤去作業等を実施し、農地の復旧に努めることを目的とした「山元町地域復興組合」が組織されまして、瓦れき撤去等の作業に従事していただいております。その作業に従事する被害農家数は336戸、475名でございます。この作業の完了時期は来年2月末となっております。

次に、除塩、ヘドロ撤去に必要な期間の見通しについてでございますが、県の計画では、本年度内に比較的津波被害の少なかった農免農道の西側の一部の農地約270ヘクタールの除塩を完了し、さらにそのうち約50ヘクタールは土砂撤去をあわせて実施す

る予定でございます。平成24年度においては、残りの津波被害の大きかった農地約1,100ヘクタールの除塩及び土砂撤去を実施する予定でございます。2年間での完了を見込んでいるというふうに伺っております。

次に、営農再開可能年度別の見通しについてですが、先ほど説明しましたとおり、本年度に約270ヘクタールで、全農地の約11パーセントを除塩予定ですので、平成24年度の作付可能面積は今年度分の900ヘクタールを合わせまして1,170メートルと見込んでございます。また、24年度の除塩予定面積、これも先ほど申しましたように1,100ヘクタールを見込んでおりますが、用排水路等の農業施設の復旧には最大3年程度かかりますことから、平成25年度に全農地が作付可能とならないことが懸念されるところでございます。一日でも早く営農再開できますよう、農業施設の早期復旧に努めてまいりたいと考えております。

次に、住民サービスについての1点目、JR再開までの岩沼駅往復の直行バスの運行についてですが、現在役場に設置されている山下駅では1日上下41便運行されていますが、震災前に対し約3割減の運行となっております。また、所要時間も仙台山下間では従来より30分以上要するなど、通勤・通学者はもとより生活の足の確保の観点からも、十分な復旧が図られていない状況にあります。これらを要因として町民がより交通便利性の高い市町村へ転出することも考えられますことから、その対策として通勤・通学者をはじめとする町内利用者の利便性の確保に努める必要があると認識しております。

ご指摘のありました岩沼駅の直行バスの運行便についてもその対策の一つと考えられますが、現時点では制度面や費用対効果面などから十分な検討が必要でありますことから、まずは現在運行している朝夕の通勤時間帯の列車あるいは代行バスの増便、代行バスの快速化による所要時間の短縮等について、引き続きJRに対し強く改善を働きかけていきたいと考えております。

また、町といたしましても、JRの対応がなされるまでの間の対策として、代行バスが亘理駅発着ダイヤに接続していない時間帯を町民バスで補完するなど、さらなる利便性向上のため関係機関と調整を図ってまいりたいと考えてございます。

2点目、仮設住宅の県設計分、町設計分との格差についてですが、このたびの東日本大震災により建設した仮設住宅、全体で1,030戸ございます。そのうち県発注分が746戸、町発注分が284戸となっております。施工業者は全体で5社でございますが、いずれも応急仮設住宅の標準仕様書、これに基づき発注をしております。県と町の設計間に大きな差はなく、受託した会社の特徴によるものと認識しております。

なお、町発注分につきましては、県発注分に対応できなかった車いす仕様の住宅や大家族が入居できるように3Kと1DKを隣り合わせにして住宅内部での往来を可能とした住宅建設など利用者に配慮した設計であり、入居者の要望にこたえるよう努力したものであります。

また、県発注分と町発注分を区別することなく、必要に応じて高齢者あるいは障害者などの入居者のための手すりやスロープの設置、浴槽を利用する際の段差への配慮、住宅周辺の簡易舗装化などの追加工事を実施しておるところでございます。仮設団地ごとに差がないように対応してまいりたいと思っております。

次に、3点目の仮設住宅入居者と仮設以外の方々に対する行政サービスについてですが、すべての応急仮設住宅がお盆前までに完成し、自立に向けて、その足がかりができ

たのではないかと考えております。被災された方々に対する行政サービスの平等性確保についてですが、仮設住宅における自主的な自治会運営を促進する観点から、それぞれの仮設住宅において「行政連絡員」を選んでいただき、今月初めに、すべての仮設住宅で行政連絡員がそろったところであります。こうしたことから、広報やまもとを初めとする各種行政情報の提供等については、震災前の行政区同様に、仮設住宅を代表する行政連絡員、そして班長を通じての提供が図られるようになったところがございます。

さらに、過日、仮設住宅の行政連絡員、民生委員協議会及び社会福祉協議会の代表者、そして保健福祉課を中心とする役場内の関係各課等で構成いたします「応急仮設住宅等連絡会」が設置されまして、仮設住宅における支援活動の調整及び行政連絡員の皆様との意見交換の場も確保できましたことから、今後はお互いが連携し合いながら、これまで以上に均一な行政サービスの提供に心がけてまいりたいと考えております。

また、仮設住宅以外にお住まいの方々に対しましては、町内であれば避難先の行政区長さんを通じた情報提供、町外の民間賃貸住宅等へ入居されている方々に対しましては郵送での情報提供をそれぞれ基本とし、被災された方々に対して等しく行政サービスが提供できるよう努めているところであります。

しかしながら、仮設住宅の民間賃貸住宅以外に避難されている方々の中には居所を転々とされている方もおりますことから、連絡先も完全に把握できない実態もあります。また、町内にお住まいの方であっても、行政区での取り扱いから漏れているケースも少なからずあるものと考えます。このようなことを踏まえ、各行政区長さんと連携を密にし、今後より一層被災者の方々の現在の居所等の情報収集の精度を高めながら行政情報の提供手段を再確認させていただき、被災された方々に公平、平等かつ均一な行政サービスが提供できるよう努めてまいります。

また、災害緊急FM「りんごラジオ」や町のホームページを活用した情報の提供も有効な手段でありますことから、引き続き積極的に取り組んでまいります。

私からは以上でございます。

教育長（森 憲一君）はい。後藤正幸議員の東日本大震災復興対策の現状と見通しについてのご質問のうち体育振興についてお答えいたします。

初めに、これまで多くの方々にご利用いただいていた体育施設については、今回の震災により被災者支援のために使用しなくてはならない状況となり、利用者の方々には大変ご不便をおかけしておりますが、ご理解とご協力をお願い申し上げますところでございます。

それでは、1点目、体育文化センターの使用可能時期についてですが、現在、体育文化センターは、震災以後、全国の皆様から多くの支援物資をちょうだいいたしましたことから、物資倉庫の拠点として使用しているところでございます。支援物資については、被災者へ順次配布しているとともに、今後の災害に備え指定避難所へ再配置等を行い、平成23年度内には物資倉庫としての使用を終了する見込みです。また、施設自体も震災により外側中等部の破裂等被害を受けていることから修繕が必要であり、社会体育施設として安全に使用できる状況になるまではある程度の時間を要するものと見込んでおりますが、平成24年度中には復旧し、本来の活用に戻さなければならないものと考えております。

次に、2点目のゲートボール場、グラウンドゴルフ場等の体育施設の設置見通しにつ

いては、現在、社会体育の活動拠点である体育文化センター、町民グラウンドを初め、多くの社会教育・社会体育施設が本来の設置目的とは異なる役割を担っているところがあります。これも非常事態に対応し、生活物資保管、居住地・就労場所の確保等、町民の生活を守るため、各施設が一時的に生活基盤の下支えを担うというやむを得ない措置であるということをご理解いただきたく存じます。また、ゲートボールやグラウンドゴルフの愛好者の方々には、既に自助努力により別の活動場所を確保され練習等を開始している方もいるとのことであり、感謝を申し上げます。

現時点において社会体育の活動の場所といたしましては、民間施設等の活用と被害のなかった山寺グラウンドや真庭グラウンドの効率的利用はもとより、学校施設開放のより一層の推進を図り、各小中学校の体育館や校庭を代替施設として活用していただきたいと考えております。

教育委員会といたしましては、体育振興のため可能な限り早期におおのの体育施設の利用が再開できるよう努力するとともに、新たなまちづくりのランドデザインとの整合性を図りながら体育施設の整備を進めたいと考えております。

私からは以上です。

12番（後藤正幸君）はい。それでは、一問一答形式で進めていきますので、よろしく申し上げます。

最初に①の農地の被害面積と被害農家の関係であります。この被害戸数が830戸で②で言うております被害農家数は336戸と報告いただきましたが、要するに被害を受けても地域復興組合に参加した人が336名ということで、この差の人は何ら復興組合には関係なく瓦れきの片づけとか除草、それからもろもろのことを実施していただけたというように理解していいのかわかりかねますのでお尋ね申し上げます。

町長（齋藤俊夫君）はい。この復興組合については、皆さんの意向を確認しながら、そういう中で最終的に先ほどご説明した人数体制で取り組むということですが、こういう体制の中で必要な被災農地を復旧していく、そういうふうなことになるわけですが。

12番（後藤正幸君）はい。もう一度、同じような質問になりますが、この復興組合に申し込まなくても自分の田畑は再使用できるようになるんですね。

町長（齋藤俊夫君）はい。担当の産業振興課長から説明させていただきます。

産業振興課長（渡辺庄寿君）はい。ただいま数字の方ですけども、人数の方、再度、今町長説明いたしましたけれども、再度申し上げますけれども、今回うちの方で、土地を持っている方一人一人、意向調査をとりました。それで、復興組合に参加するかしないかの意見をとって、336の数字、参加しますということで、その方々で今から瓦れきの撤去をいたしますけれども、今後藤議員言われたように、そのものについては参加しない方の分もいたしますので、それは農地としてあと使えるという段取りになっております。

ただ、中には自分でやるから手をかけないでくれという方もおります。参考までに。

12番（後藤正幸君）はい。ありがたい情報なんです。一番最後の言葉、個人でやると言ったときは、この復興組合で示している1日9,800円、半日にして4,800円の人件費を払うのかどうか、それからそれをどのように町で確認するのか。言わなければ聞かなかったんですけども。

産業振興課長（渡辺庄寿君）はい。これにつきましては、あくまでも復興組合、これに加入しない

と国から出てくる9,000幾らの賃金は出ませんので、その方は入っておりませんので支払いはできません。（「はい、了解」の声あり）

12番（後藤正幸君）はい。それから、先ほどの説明を聞いておりますと、私の認識では、この復興組合というのは10月1日から始まって、先ほどの説明ですと来年の2月末まで終わるといように解釈しましたが、途中の説明の中で、現在も実施中であると。除草剤とかなんかを散布しているといことの説明ですが、それは何かの間違いじゃないですか。復興組合は10月1日から出るんじゃないか、別の予算か何かでやっているんじゃないか。対応はやっているという意味だけにとればいいのかどうか。私、ここでは復興組合のことを聞いています。

町長（齋藤俊夫君）はい。私、最初にお答えした分は、復興組合とは別に県が補助全体の復旧として瓦れき撤去を大々的にやっているということもちょっと紹介させていただいたところでございます。

12番（後藤正幸君）はい。3番目の除塩、ヘドロの関係であります。ここで説明受けたのは2年間でおおよそ終わるといように聞きましたが、要するに④で説明しているのを聞いていますと2年、3年にわたるんですが、要するにできたくらいずつ再可能にしていきたいという考え方に私が認識してもよろしいですか。

町長（齋藤俊夫君）はい。先ほどご説明した趣旨は、除塩なり瓦れきの撤去そのものは、土砂の撤去ですね、これについては年次計画で進めるわけでございますが、いかんせん、排水路等の復旧、これが3年程度かかるということがございまして、これの前後の関係もございまして、この施設の復旧が進みませんと必ずしもその翌年から必要な手当てをした農地そのもの全体が耕作できる状況にはならないというふうな部分があるということをお話しさせていただいたところでございます。

12番（後藤正幸君）はい。と申しますと、要するに3年等々かかるということになりますが、勤めながら農家をしている人であれば、どうにか3年というのは食いつなぐことはできると思います。ですが、農家だけで生活している人は、3年も収入なしで、復興組合から出る金だって来年の3月で打ち切りなんでしょう、そうしたらその後、収入がなくなるんですよね。その辺を肝に銘じて、一日も早い再可能なように頑張っていたきたいということは、答えはなくてもいいですから、肝に銘じて頑張ってください。

それから、3点目について、町長、ずっと続けてお伺いしますので、3点目の住民サービスの方に移ります。JRの再開までの3ないし5年間、岩沼までの直行バスというように私は簡単に狭めて質問しておりますが、JRにそういったことも求めるというような話ですが、私は、真意から言いますと、今まで電車が多いときですと1時間に2本ぐらい、少なくとも1時間に1本ぐらいずつ電車が来ていたんですよね。それ以上バスであって岩沼まで直行バスが行けば、本線と常磐線とミックスされますので、いつ行っても乗れるようになるんですよね、町民が。そうすると、今まで以上、この災害出るとき以上に便利になるんです。この便利が悪いために町外にみんなが出て行っているんですよ。特に被災を受けなくても子供たちの通学それから通勤の関係で出て行っています。先ほどの齋藤克夫議員の質問の中にも1,300人もの人が転出なさっているというように説明はしておりますが、私が調べた範囲で言いますと、この人たちを含めているのかもしれませんが、町で今回、町の広報を外部に送ろうとしているとか、また今実施中なんだけれども物資、米をその人たちに送ろうとしています、その件数がおおよそ1,

250戸あるんですよね。正確ではありませんよ、およそですよ。1, 250戸というと、2人家族だとすると2, 500人なんです。2.5人だと1, 300人ちょっと。3人家族だったら3, 750、平均が。そのくらい、山元町に住所を置きながら他町村に住んでいるというように私は認識しています。こういった方々が便利なところで生活してしまったら、山元町に戻って来なくなるんですよね。ですから、一日も早い便利さを確保していただきたいなと思います。もう一度、自分の考え方なただけけれども、決意をお聞かせください。

町長（齋藤俊夫君）はい。先ほど岩沼までのバスの具現化の中でお答えしました制度面なり費用対効果、これの面でいろいろ検討してみますと、なかなか厳しい側面がございます。この辺、若干、担当課長の方から補足させていただきますので、お聞き取りいただきたいなと思います。

12番（後藤正幸君）はい。JRバスだと、それに対応できれば一番いいんですよね。仙台までの定期券がそのまま住民は使えるということで。ですが、民間のバスとか町ですれば、当然、町負担の経費になると思います。ですが、3年なり5年、人口減に歯どめをつけるというような考え方から、ぜひ検討してほしい、実施してほしいということを再度申し上げます。

それから、2番目の仮設住宅ごとによって、要するに一番言われるのは、最初入った人たちから言われるのが、後からつくったプラスワンというか町設計の分がうんと優遇されていて、私たちは優遇されないんだというようなことを言われるんです。それは先ほど説明聞いたのでわかるんですが、こういう話もね。要するに、前入ったんだけど、こういうところがあるんだと言ったら、もう一回取りかえられないかとか何かの話まであるので、先ほどの説明で了解はするんですが、そういう入居者が多々あるということをお認識しておいてください。その辺、ちょっと、町長。

町長（齋藤俊夫君）はい。繰り返しになりますけれども、すべての仮設でこういうふうにということを隅から隅まで同じ仕様で発注しているわけではなくて、あくまでも標準仕様、これに基づいて、あとは一定の標準仕様の中で各社がそれぞれの特徴を出し合いながらというふうな部分がございますので、基本的にそういう中でそれぞれの仮設ができ上がっているということがございます。

ただ、町発注分については、時間のない中ではございましたけれども、少しでもバリアフリーなり大家族の方々に少しでもいい形でお入りいただけるようにという形で努力はさせてもらったということがございます。

いろいろお伺いすると、防犯上であればドアの方がいいとか、うちは庇があるんだけどあそこはないとか、いろいろございますけれども、それぞれが一つの会社の持ち味と言いますか特徴ということがございますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

12番（後藤正幸君）はい。それから、②の後半の方ですが、場所ごとの格差のないよう努力するというように説明いただいたので納得いたしますが、もう少し具体的に言いますと、街路灯とかカーブミラー、舗装工事等々、まだ全部完成しているのではないんだと思いますが、それをなるべく早く同じようなくあいにサービスしていきたいということだと思いますが、もう一度お聞かせください。

町長（齋藤俊夫君）はい。例えば簡易舗装なんかにつきましては今それぞれの団地で追加工事を

実施しているところでございますし、カーブミラーにつきましても必要な場所に取りかかっている部分もございまして、あるいは仮設住宅の直近の——そのものについては来月の上旬あたりから手をかけられるように今段取りを進めておるところでございまして、もう少しお待ちをいただければというふうに思います。

1 2 番（後藤正幸君）はい。町長、最後の質問になりますが、サービスに余り差異がなくなるように努力していくというのはわかるんですが、町外はほとんど郵便で対応ですから間違いなく行くんだと思いますが、町内に住んでいて仮設に入っていない方、例えば花釜の人であれば花釜地区の区長さんに回覧等でもお願いしても、仮設に入っていない人で町内に住んでいる人を詳細に区長さんがわかるわけじゃないんですよね。その辺を考慮して、もっと密接な話し合いをして、その人たちにも町の情報が届くようにお願いします。先ほどりんごラジオとか何かでも放送して遺漏のないように頑張るといことですが、より一層何か努力してほしいなと思います。決意をお願いします。

町 長（齋藤俊夫君）はい。ご指摘のようなケースもございまして、そういう状況把握に努め、そしてまた関係の区長さんとも連携を密にしながら、よりよい行政サービスの提供確保に努めてまいりたいというふうに思いますので、ご理解を賜りたいと思います。（「はい、ありがとうございます」の声あり）

1 2 番（後藤正幸君）はい。途中抜いていって、教育長さんの分、すみませんが、第2点目、体育振興についてお伺いします。先ほどお話受けましたが、体育振興を進めていく中で一番中心的存在になっております体育文化センターが23年度中に中の物資を町長さんとの話し合いの中で移すということで、その後、今傷んでいるところを修繕して、24年度中には使えるようにしたいというような考え方で進んでいるようですが、ぜひこの考え方がそのとおりに進むようにお願いしますとともに、もう一度ご確認、お願いします。

教育長（森 憲一君）はい。お答えいたします。今議員のお話のように、私どもとしては、現在、生活支援の物資として使っております倉庫を23年度中にはこれを終了して、しかし段取りといたしましては今年度中には災害復旧に向けた設計あるいは査定なども順次対応としては進めながら、そして24年度に工事に入り、24年度中にはぜひ終了したいというふうに思っているところでございます。

なお、この体育文化センターにつきましては、今お話ございましたように、山元町の町民の方々が約2万人近く年間に利用していただいている大変重要なものというふうに認識してございますので、できるだけそれに沿って頑張っていきたいと思っております。

1 2 番（後藤正幸君）はい。教育長に最後の質問になりますが、野球場2か所なくなったんですが、この質問の中に入れなかったのは、金がいっぱいかかるので、これまで大変なのかなと思いつつ入れないで言葉だけでしゃべっております。ゲートボール場とかグラウンドゴルフ場ですと金をかけなくてもできるんじゃないかなというような考えのもとでここに明記して伺っているんですが、そういったものはお互いに、例えばグラウンドゴルフ場にしてもゲートボール場にしても、各地区の既存のゲートボール場とか、それからグラウンドゴルフですと個人の空いているところを借りてグラウンドゴルフ場をつくりまして、みんなで体を動かすこと、被災者がいっぱいいて、運動しています。こういった人たちが各地区において、その人たちが一堂に会しての大会という、やっぱり広いところが欲しいんですよね。それで、要するに大きな大会ができないんだというようなことで、一日も早い施設の確保をお願いいたします。その辺の教育長さんの決意をお聞

かせください。

教育長（森 憲一君）はい。お答えいたします。今言われるとおりでというふうに私も認識しております。今お話の中にございましたけれども、私有地をご提供いただきながら、そこで愛好者の方々が現在汗を流しながら草刈りなどをして、利用しやすいように工夫されているという実情なども私自身、目にしておりますので、何とかできるだけ早い時期にこういう施設を整えて、多くのチームが集って大会等が開催できるように努力してまいります。

議長（佐藤晋也君）12番後藤正幸君の質問を終わります。

議長（佐藤晋也君）この際、休憩します。再開は11時18分とします。10分間。

午前11時09分 休憩

午前11時18分 再開

議長（佐藤晋也君）再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（佐藤晋也君）1番菊地八朗君の質問を許します。

菊地八朗君登壇願います。

1番（菊地八朗君）はい。私は、第3回定例議会において、山元町復興に向けて次の3点について町長の所見を伺います。

震災の3月11日14時46分から半年、6か月が過ぎました。あのときは議会中であり、町執行部、議員も、全員役場におりました。約50分後の津波襲来、大変なことになりました。町職員全員が役場におったので、対策本部設置等、迅速な対応がとられたと思います。もし、あれが夜間に発生したら、どのようなことになったか。

そこで、第1点目としまして、定住促進と復興対応を勘案し、今こそ全職員が山元町に住むことを考えなければなりません。そこで、他町村から通勤している方々に住んでいただくためにも、後々は町営住宅に使用しても構いませんので、早急に職員官舎を建設すべきと考えますが、町長の考えを伺います。

第2点目としまして、土地利用計画案が示されましたが、災害危険区域第1種に指定した面積の大きさとその地域の地価を考えたとき、町は被災地権者に対しどのように対応しようとしているのか、改めて町長の所見を伺います。

第3点目として、復興計画案の職住分離は、我が山元町には合わないと思います。過密都市や工業生産の手法であり、田園都市や農業生産に必ずしも適しているとは思えません。特に基幹産業の農業、中でもイチゴ生産のように、水と手間のかかる農業生産に適用できる手法ではありません。被災農家を移転して農地と居住を遠くに分離することはいかなるものか、考えを伺います。

特にイチゴ生産においては、イチゴと話をしながら、そして状況を見て、すぐ近くに温度管理、イチゴを摘み取る、そうしたらすぐイチゴ詰め、そしてその期間の間にイチゴのハウスの温度、その状況、そして水かけ、そういうことを勘案して、すべて今までのイチゴ生産の農家は居住地と生産地、ハウス、それは本当に近くあって、イチゴと話をしながら、ちょっと熱が出たら換気をして水をかけて、「あっ、きょうね、イチゴがおったな」、そうしたらすぐ堆肥したり、農薬をやったり。それを職住分離で、農家居住地

は遠くに住んで、畑はここに置け、これじゃあイチゴ生産は成り立たない。そういう状況をどのように町長は考えて「新ストロベリーライン」、そういう方向性を持ったのか、その辺について、3点について、町長のまず1回目の所見を伺います。

町長（齋藤俊夫君）はい。菊地八朗議員の山元町の復興に向けてのご質問にお答えいたします。

初めに、職員官舎の早期建設についてですが、このたびの災害対応に当たりましては、発災直後の災害応急対策から現在の災害復旧並びに将来の復興に向けた対策・対応と、被災した職員を含め職員は長期間にわたり大変厳しい状況の中での業務遂行を余儀なくされてきたものと認識いたしております。また、今後の町の復興に向けた各般にわたる取り組みも長期にわたるものと考えております。加えて、災害発生時の初動態勢の早期確立という観点から考えましても、町内に職員宿舎があれば、被災した職員も含めて職務に専念できる環境整備が図られ、町にとりましても大変好ましいことと考えております。

しかしながら、これからの町の復興・再生を進める上で、被災された町民の方々の自立に向けた再建等の支援、これを優先すべきであると考えますことから、まずは災害公営住宅の建設等の整備を優先に取り組んでまいります。

次に、2点目の災害危険区域についてですが、先日の住民説明会においてお示した「復興まちづくり土地利用構想案」、その中で構想を実現するための手法の例としてお示したところであります。この構想案では、沿岸から一定の範囲は居住が難しい地域として移転を促すこととしており、居住を制限するための具体的な制度として災害危険区域という制度の活用を考えております。

建築基準法の第39条に定める災害危険区域では、新たな建物の建築を禁止する区域を定められるほか、建物の建て方にルールを設けるという使い方が可能でございます。住民説明会では、現在検討している案として、津波の浸水深が3メートルを超える区域について新たな建築を禁止する「災害危険区域第1種」とすることをお示しました。この浸水深が3メートルを超える区域は約14平方キロメートルになりますが、区域の設定に当たっては、津波に対する防災措置を考慮し、過度な制限とならないよう、道路や河川といった境界で決めていきたいと考えております。

なお、危険区域の第1種であっても、既存の建物を修繕して居住し続けることや居住を目的としない農地あるいは事業用地としての活用、これは可能でありますので、既存財産の有効活用の観点から、災害時に避難路となる道路や一時避難所などを整備するなど、安全に配慮した上で活用を図ってまいります。

また、一定のまとまりを持った住宅地については移転促進区域として集団移転促進事業の対象となり、町が移転促進区域内の宅地を買い上げることとなりますが、その跡地の活用については、防潮林や公園、レジャー施設の整備など、防災緑地ゾーンの整備方針に基づく検討を行ってまいります。

それから、土地の評価についてですが、不動産鑑定の評価基準では災害発生の危険性や土地利用規制も評価の要因としておりますので、今回の震災や災害危険区域の設定は不動産価格の評価に影響するものと考えられます。仮に地価が下がった場合でも、それは自然災害に起因するものであり、この下落分を町が補償するものではございません。しかしながら、防災集団移転促進事業によって移転を実施する場合は、移転促進区域内の宅地を町が買い取ることとなります。

次に、3点目の被災農家の職住分離についての考えについてですが、これは安全な居住空間の確保の観点から住宅地をより安全な丘陵地へ移転するもので、結果的に農家の場合は農地から離れることとなります。しかしながら、住民説明会でも、特にイチゴの生産は、ご指摘のように、きめ細やかな温度管理が必要となることから、イチゴ畑に近いところでの居住についての要望も受けております。この件につきまして、土地利用構想案では農免道路を新たなストロベリーラインとしてイチゴ畑の集約化を図るなど町の中央平野部に農地を集約する計画としておりますが、居住地につきましても安全性を優先しつつ、今後の営農に支障が生じないように、各被災農家の事情を考慮しながら検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

1 番（菊地八朗君）はい。では、まず第1点目の職員官舎という点で、今、町長答弁は、望ましい形はやはりそうあるべきなんだけれども、いろいろ考えると難しいんだよという答弁なんですけれども、だったら、今働いている、もうそろそろ就職活動にも入るんですけれども、その人たちは、民間では例えば通勤手当、職場で雇用する際、通勤手当も採用・不採用の評価の中に入っている、実際、民間なんかはね。遠くから来て通勤手当8割払うときは、「あなた、近い人に就職していただいて、遠い人はだめよ」という答えも実際としてなる。そういうときに、山元町で町外者に対して通勤手当、皆さんに例えばどの程度通勤手当を払っているか。そういうことを考えたら、復興は10年スパンの7年を目標としたとき、逆に通勤手当、町外から通っている職員の皆様に山元町に住んでいただいて、納税してもらって、通勤手当を幾ら削減できて、効果的に幾ら使えるか。現在として大体通勤手当どの程度、職員がほかから通って、被災後ね、被災後、職員は何名、町外から通勤しているか。そして、その人たちに、概算で結構ですから、通勤手当としてどの程度支払っているのか。これを逆に官舎建設に利用してもいいし、ほかにも使えるという点で、まずこの点についてお伺いします。

町 長（齋藤俊夫君）はい。現在、町外に居住をしている職員の数は81名でございます。被災前は57名でございますので、24名増加しているというふうな状況でございます。

これに対する具体の手当については、手持ちの資料がございませんので、後ほどお答えをさせていただきたいと思っております。

1 番（菊地八朗君）はい。やはり、被災したことによって、同僚議員からもいろいろありましたが、町外に移転している。職員ですら24名プラスになっている。これが一番、将来の山元町という考え、そして安全を考えたときに、やはり重要なポイントであって、町にいかにか……。どちらかという若者定住という、被災前から我々もよく言ってきましたけれども、本当にこの町を愛して、この町を復興させるには、皆様の力が一番大事なんです。そして町民の声を聞いて、町民のための町民、町民がいることがまず山元町なので。ぜひ、将来の、仮設住宅に入っても、やはり仕事をしなければならない、そして仕事を与える。そして将来の町営住宅、仮設から出たときに町民は、最初まず職員さんに住んでもらって、そして自立して家を建てて山元町に住んでもらって、その後は町民が町営住宅として使わせてもらっても、何ら文句はないと思っているんです。まず復興・復旧のために、町民が山元町に住んでもらう、それを最優先として、職員の方に住みやすい、山元町にいたい、居住したいという場をつくっていく。その件に関して、まずもう一度、町長のお考えを。

町 長（齋藤俊夫君）はい。お答え申し上げます。

今回の被災対応の中で、実は私も初期の段階でこの問題について、課長会議といひますか災害対策本部の中でいろいろと問題提起をさせていただいたところがございます。私としては、冒頭お答えいたしましたとおり、連日職員が劣悪な環境状況の中で長時間にわたって勤務を余儀なくされている環境、これを少しでも緩和したいというふうな思ひもありまして、何とか町内にとりあえずの職員の居住スペースを確保したい、どうだというふうなことも相談申し上げまし確かし、全体としてはやはり、先ほどお答えいたしましたように、まずは被災者の避難所の運営なり被災者の方の支援にまずは全力投球しようというふうなことになったわけでございます。

少し落ち着いてきた中で、今、宮城病院のかつての看護師さんがお使いになっておった古い宿舎、今は使っておりません、これに若干手を加えさせていただきまして、何とかそういう環境を、若干でございますけれども、整えている状況でございます。

最近のこの問題の検討としては、やはり将来に向けては、まとまって1か所というのはなかなか難しいかもしれませんが、多少分散しても町内に一定の職員用のスペースを何がしか確保できるようなことも検討の必要があるのかなというふうなことを話し合っているところがございますので、一定のこれからの復興が進んだ段階で、その実現に当たっていければなというふうにご考慮しております。

1番（菊地八朗君）はい。1番に関しては、町長今——というか、やはり宮城病院との関係もあつたと。被災前にも宮城病院で新たな看護師さんの居住も、方式ですね、町営住宅とかそういう建て方の方式ということで議論してきたところがございますけれども、例えば今職員用で宮城病院さんの使っていない、そういうところもいいんですが、新婚さんも住みたいと、そういうものを与えて、そしてそういうものだったら町民も喜んで後で、払い下げという評価は悪いけれども、町民の町営住宅と、そういうことにされても、皆さん職員の方は自立して、そしたらそれは喜ばしい。新しくいいもの、そういうものに取り組んでほしいということで希望を出しておいて、2番目の土地利用計画について再度質問いたしますが、地価の下落分は当然町が買い取って、何とか買い取るようになる。それから集団移転。ただ、ここの危険区域第1種を見ると、本当にほかはない、山元町にしかないと言ってもいいくらいの砂地の、農家に適したというか、砂地の土地はない。あそこ、幾ら面積……。例えば下落、国で言っているのは被災後の価格で買い上げるとか、そういう報道も一部されていますけれども、それよりもっと大事なものは、ここにしかないこの土地、砂地の土地。別に液状化現象も起こっていなかったし。そして、多重防衛することによって、災害危険区域1種区域、14平方キロメートル、これをいかに小さくするかは、今後の復興、そして地域住民の安心。

集団移転と言っても、町長、この前も同僚議員からもあつたけれども、40年前の作田山の土地、削ったところと盛り土したところじゃ、今度地域住民、どっかの集団、団地化で、ここ知らない人来て買えよと言うのと、住民は知っていて、ここ削ったところだから、ここに集団移転するから、あなたの住宅ここですと言ったって、あみだくじでとるようなものになるよ。今どきだから、いろいろな工法がある。そして安定した工法で、2,500世帯の、海岸ね、浜通りの被災した住民が集団移転で、ここだ、じゃあここに住みなさいと言っても、なかなか難しい状況にあるんじゃないかなと。

だから、今求められるのは、私は特に求めたいのは、多重防衛によって少しでも危険区域1種を少なくして、居住地を……。今、きれいな5メートル堤防、できていました。

海の水も見えません。波も全然来ません。本当に立派になって、ああ、ここだったら、大分瓦れきの処理も終わって、きれいになって、やっぱり戻って住みたいという人が結構います。例えば買い取ると言っても、原発で肉牛1頭が5万円の補償だと。何でもなかったら100万円で売れたかもしれない。これが、じゃあ補償ですと5万円になった。例えば農地に転用したら、あの土地5万円で、みんな集団移転する、町が買います、だれも多分「はい」とは言わないと思いますよ。所有権をどんどん主張して。

だから、そういうところよりもっと、町民に少しでも納得できるように、県道、そして駅、多重防衛にして、少しでも危険区域を少なくすると。改めて町長のこのお考えについて、こういう方向に……。あくまでもこれは案ですよと示された案です。町としてもできるだけ、危険区域1種というのは……。大体、3メートル区域といたら、国道から下、皆3メートルになってしまうでしょう。大体ね。そういうことを配慮して、再度、町長のお考え。

議長（佐藤晋也君）菊地議員、一問一答だから、なるだけ簡便にお願いします。

町長（齋藤俊夫君）はい。お答えいたします。けさの地元紙の朝刊に、過去の津波で岩手、宮城30地区で高台移転をしたけれども21地区で浸水被害があったと、これが1面トップで紹介されておりますけれども、我々としては、今回のこの大惨事を、これはやっぱり教訓として学んで、それに基づくところのまちづくりを基本的にはしていくべきだろうと思います。

ただ、ご指摘のありましたように、多重防衛という我々の知恵なり工夫をすることによって少しでも被害を軽減する中で、少なくとも、住まいは別にしても、農地なり、あるいは日中の事業用としての活用という点での一定の制限を段階的に1種から3種まで考える中で、より災害を免れるような、あるいはいざというときに少しでもスムーズに避難ができるような、そういう体制をとりながらの土地利用というものをやっぱり考えていく必要があるんじゃないかなというふうに思います。

これから、国の方の堤防の高さも決まったところでございますし、県道なり防災緑地なり、その辺が一定程度決まった中で、津波のシミュレーションを確認しながら、ご指摘のように、最も合理的な形で危険区域の設定に取り組む必要があるなというふうに考えてございます。

1番（菊地八朗君）はい。よろしく取り組んでほしいと思います。

3番目の職住分離なんですけれども、先ほど私述べましたけれども、特にイチゴ栽培、職とハウス。で、新ストロベリーライン構想というのは、逆にあの土地にイチゴをつくるとしたら、今までの砂地だったら土耕で、土耕栽培、じゃあ今度の移転先は、土耕じゃつukれないですね。水耕栽培という形になって、高設ベッド等、そういうふうになると思うんですが、亘理イチゴのおいしさ、そして経費、復興に向けた農家の経費、土耕と高設ベッドではえらいことになりますよ。ただ「移れ」と言われたって、「はい、ここにやるから」なんて。町として、じゃあイチゴ栽培に対して、今、農業50パーセント補助。50パーセント補助で土耕栽培から高設栽培にしたときに、高齢化に向けてだから、だんだんしたとき、将来的にもやっぱり高設ベッドがいいんだと考えて、そうすることもあり得ますけれども、経費。農家の人が本当に50パーセントの土地で高設栽培、本当に自分の土地、ここの栽培地に何パーセントの人が、もっと来るように、「ああ、いい」、皆さん。町として今後、町長、何パーセントの補助。今国は50パーセント。それ

にプラス町の補助と支援として、どの程度を。できるだけこの基幹産業である農業だ、その主力がイチゴだと、そうしたときに、どの程度考えておられるのか、町としては。

町長（齋藤俊夫君）はい。イチゴ再建・再興に対する町のこれからの支援ということでございますが、確かにイチゴは我が町の最大のブランドの一つでございますので、これはやっぱり復興のシンボルにしていかなくちやないだろうと思ってございます。町としても、これからイチゴ農家の水の確保の問題もありますし、あるいはハウス等の設備投資もございますので、極力支援できるような体制を整えていかなくちやないなと思ってございますけれども、現段階では具体的にどの程度というふうなところまでまだ決めてございませんけれども、先ほど申したような基本的な受け止め方の中で、やっぱり一定の支援の必要性は強く感じているところでございます。

それと、先ほど2分の1の国等の支援ということでございますが、こういう機会でもございますので、将来は別にいたしましても、やはりここ数年間の立ち上がりというのは、極力皆さんで共同なり協業化なりすることによっての国、県の支援、これは一定の高い補助支援がございまして、そういうふうな支援もぜひ活用していただいて、行く行くはまた別な展開もあるんだろうと思いますので、いろいろな選択肢がある中で、それぞれ頑張っただけのように我々もできるだけの支援をしてみたいと思っています。

1番（菊地八朗君）はい。今、力強い町長の将来に向けた支援の方も考慮していくという答えをいただきました。さらに要望としましては、先ほど言いましたけれども、イチゴには話をするくらい手間暇、水、温度管理等、そういうのが一番必要なので、職住という住の方も、例えば新ストロベリーラインのその近くには住の方の、住める居宅、宅地、農地ばかりでなくて。私もずっと近くでイチゴ農家と一緒に、栽培の人と住んできましたけれども、朝昼晩とイチゴ見てきて、ご飯食べる暇なんかないんだからね。すぐハウスに行って、イチゴ農家を見て、その対応に。皆生産者は携わってきたので。この地域にも宅地化、これを検討に置いて、そういうこともきょうの要望の中で今後の課題として、取り組み方として、居住、分離じゃなく、農家に対しては、この土地に近いところに住まないとなかなか難しいですよということを私は強く言いたいので、この辺の取り組みも再度、町長からお考えをお願いします。

町長（齋藤俊夫君）はい。イチゴ農家を中心として職住接近のご指摘でございますが、先ほど来からお話し申し上げているとおり、今回の未曾有の大災害を教訓とした安全の確保と、そしてまた我が町農業の再生、その辺の兼ね合いだというふうに思うわけでございますが、8月でお示した土地利用の骨格となるグランドデザイン、そして今回2回目にお示しをした土地利用構想案、ご案内のようにちょっと時間をお借りする中で、より詳細な形での土地利用を段階的にお示しできるような状況になってきておりますので、先ほどお答えしましたように、これからのについても、農家の皆様が、なるほど、こういうふうになるんだなと安心していただけるような、より具体性のある土地利用、特にイチゴ農家の皆様にですね、少しでもご理解していただけるような形での土地利用をお示しできるように努力してみたいというふうに思っております。

1番（菊地八朗君）はい。じゃあ、被災した町民に対して少しでも安心のできる、被災した町民、全町民に対して喜んでいただける、そういうまちづくりに取り組んでほしいと思います。そのためにも、先ほど回答のなかった通勤手当等はどの程度配慮しているか、後で結構

ですので、その辺を議員全体で考えていきたいと思っておりますので、きょうの私の質問は以上で終わります。

町長（齋藤俊夫君）はい。町としても身近な職員対応の問題、そして全体としての町民の方々の安全・安心の確保、そしてまた合理的な土地利用、これらについて町民の皆様にも少しでもご理解、納得していただけるような方向での取り組みを継続させていただきながら、最終的に議会の皆様にもご承認いただけるような復興計画の策定に取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

議長（佐藤晋也君）1番菊地八朗君の質問を終わります。

議長（佐藤晋也君）この際、休憩をします。再開は午後1時といたします。

午前11時53分 休憩

午後1時00分 再開

議長（佐藤晋也君）再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（佐藤晋也君）10番佐山富崇君の質問を許します。

佐山富崇君登壇願います。

10番（佐山富崇君）はい。平成23年第3回議会、3・11の大震災以来、町民が非常に苦慮している、その中で一番関心の深いJRの常磐線の復旧、さらには土地利用計画、2件について。さらには、町長の町政に取り組む姿勢といたしますか政治姿勢について、3件について質問をいたしたいと思っております。

まず、1件目から。一日でも早い常磐線の復旧運転再開をということで、質問は、復興計画の案では、浸水2メートル以上の地域は被害が甚大であるので、内陸部に移設、新ルート案としております。それでは電車の運転再開は遅れるばかりであると考えますので、その復旧計画案を変更してもらいたいというような意味合いから質問をするわけでありませう。

なぜならば、1秒でも早く電車を山元町に持ってきてもらいたい。そうでなければ、町長の提案理由説明でもありましたとおり、あるいは同僚議員の先ほどの質問の答えにもありましたとおり、現在で震災以来半年足らずで2,000人の人口減少というようなことでもあります。これは甚だゆゆしき問題でございますので、それらの観点からお伺いをいたすものであります。

2件目でございますが、土地利用構想、先にお知らせをいただきまして、それらをもって住民説明会ということで町長して歩いたようではありますが、それらも含めて、その中で特に、これもまた同僚議員が先ほど質問をした中でありますが、災害危険区域で第1種地を浸水の深さ3メートル以上として、新・増築を禁止する、そして移転を促すとあります。この件について伺いたいものであるということでもあります。

減災を視野に入れた防災緑地ゾーンの整備も伺いたいものだと。これも先ほど同僚議員も質問したようではありますが、二線堤機能を持たせるとした県道亘理相馬線の東部について特に詳細にご答弁をお願いしたいものであります。

それから、「チーム山元」の件であります。「チーム山元」とは何を实体として呼称しているのか私には何らさっぱりわからないのでありますが、震災以来、町長は、ごあい

さつなりなんなりには、いつも「チーム山元」として一丸となって取り組みたいというふうなおっしゃり方をなさっております。「チーム山元」とはどのようなものなのか。「山元チーム」ではだめなのかなというような気もいたすわけではありますが。

そしてまた、私は「チーム山元」を自称する前に着実な連体や連携、協調を図るべきだと。各種団体、あるいは対議会、対職員、町民とういふうに私は考えておるわけですが、それらのことは何ら手をつけずして、あるいはかえって疎遠になったり、よろしくない状況が続いているのではないかということに危惧するわけでありまして、そういう点から町長の姿勢を伺いたいということの以上の3件であります。

以上を申し上げまして、まずここでの1回目の質問とさせていただきます。

町長（齋藤俊夫君）はい。佐山富崇議員のご質問にお答えいたします。

大綱第1、常磐線の早期復旧についてですが、6月に町内全世帯を対象に行った復興まちづくりに関する意向調査では、今後の鉄道等のあり方について、「将来の町の姿を第一に考えて新しい駅で検討すべき」という回答が61.9パーセント、また「元からある集落の位置に配慮しながら新しい位置を検討すべき」とする回答18.6パーセントを含めて、これを合わせますと80.4パーセントとなっております。鉄道の移設を含め、安全・安心な運行を期待されていることがうかがえたところでございます。8月4日に町民にお示しをした山元町震災復興基本方針では、このような調査結果等を受け、JR常磐線は津波による機能喪失が再び起きないように位置に復旧することを基本とし、新たなまちづくりと一体的な基盤整備をすることとしております。

JR東日本においても、去る4月30日の国土交通大臣への鉄道復旧に係る要望書の中で、復旧に当たっては安全の確保を最優先とし、ルート変更をも含め、津波対策の確実な実施が必要との認識を示しており、また常磐線沿線の市、町、県、国、JRで構成されるJR常磐線復興調整会議の場でも、このような認識を確認しているところであります。

これらを踏まえ、津波の影響をできるだけ受けにくい位置で町の新市街地形成と一体的に整備する方向で、国道6号側へ移設するルート案を今月初旬の住民説明会でお示したところであり、その整備期間については、用地の取得後3年程度で整備できるとJR側から伺っております。

さて、早期復旧のための現駅での復旧を図ってはどうかというご提案についてですが、一番の問題は安全な運行が確保できるかという点です。山下駅付近は2メートル以上浸水し、駅の北側では貨物列車が流出しております。JRは津波対策の確実な実施が必要との認識でありますので、現状での復旧は難しく、少なくとも震災前よりも津波に対する安全性が高まっていることが必要と考えます。具体的には、海岸堤防の整備や路線の高架などの安全対策が必要となりますが、海岸堤防の整備は5年程度かかると見込まれ、また路線の高架化についても、線路沿いの用地買収及び工事用地の借地が伴うことから、新路線で整備をする場合と比べても整備期間に差異はないと考えられます。したがって、町といたしましては、安全性を特に重視し、津波被害の及ばない位置へ新たなまちづくりと一体的に整備する新ルート案の整備が最善と考えております。

次に、大綱第2、土地利用構想についてのご質問の1点目、災害危険区域についてですが、土地利用構想を策定するに当たっては、想定し得ない津波が起きた場合でも人的被害を最小限にとどめられることを基本条件の一つとして念頭に置き、計画したところ

でございます。人的被害を抑えるために、今回のような津波に対して海岸堤防だけではとても防ぐことはできないので、多重防御により波の勢いを弱め、避難のための時間を確保することで人的被害を抑えられるような土地利用構想としております。

津波の勢いを弱めるためには一定程度の幅を持った緩衝地帯が必要になりますが、津波の高さが3メートル以上となる区域、海岸からおおむね1キロメートルの範囲となりますが、この区域は防災措置を施したとしても、大津波が来た場合、夜間に就寝していた場合などは避難が間に合わないと考えております。また、このような地区で仮に住宅の建築を認め、流出しないような集落を形成しようとした場合は、鉄筋コンクリート等の頑丈な建物でもつukらない限り流出を防ぐことはできないと考えておりますが、そのような建物で集落を再び形成しようとするのはコストなどの面からも合理的ではなく、今回のような被害を決して繰り返さないためにも、居住に適さない地区として災害危険区域とし、移転を促していきたいと考えているところでございます。

なお、災害危険区域第1種であっても、既存の建物を修繕し居住し続けることや居住を目的としない農地や事業用地としての活用は制限しませんので、安全に配慮した上で活用を図ってまいります。

次に、防災緑地ゾーンについてですが、具体的には県道相馬亙理線の東側のゾーンを想定しておりますが、このエリアは津波の多重防御の区域と位置づけております。海岸には高さ7.2メートルの防波堤が整備され、その背後は幅約200メートル程度の範囲で防潮林が整備されるほか、10メートル程度の山を造成するなどし、波の勢いをとめるためのエリアとしたいと考えております。

また、県道相馬亙理線を常磐線の敷地を活用して高盛り土の構造とすることで県と協議をしております。

また、既存財産を有効に活用するという観点から、住宅以外の土地利用を積極的に進めていきたいと考えております。例えば、避難路となる道路や一時避難所を整備するとともに、防災無線を普及するなど安全に配慮した上で、農地や事業用地としての活用を図るとともに、自然を生かした交流ゾーンとして都市公園やパークゴルフなどのレジャー施設の建設なども計画してまいりたいと考えております。

また、震災の記憶を後世に伝えるため、モニュメントの整備を予定しているところでございます。

次に、大綱第3、「チーム山元」についての考え方ですが、町がこれまで抱えてきた課題を解決し、かつ今回のような未曾有の災害から復興するには、町民一人一人が主体となり、総力を結集、協働し取り組むことが必要であり、その取り組む姿勢が「チーム山元」という言葉に象徴されております。すなわち、チームとは山元町全体を指し、チームの構成員は山元町民であります。そして、見事なチームワークでワールドカップを優勝したなでしこジャパンのように、町民全体で町の復興を目指してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

10番（佐山富崇君）はい。それでは、順次、1件目から質問をさせていただきたいと思っております。

1件目の1番であります。先月の28日、有識者会議、あるいは復興会議の終了後、町長は記者会見をした。特別委員会でも同僚議員が聞いたようでありましたが。記者会見の中で、用地買収は数か月で終了すると言ったそうであります。その真意と、それか

らその買収価格、ルート案をお示し願いたい。

町 長（齋藤俊夫君）はい。お答えいたします。用地買収の所要期間についてのマスコミとのやり取りの関係でございますが、これは前後の関係があるわけでございますが、私としては、結論的に言えば、事前のもろもろの準備行為等も含めて正式に作業がスタートできて、その段階で地権者のスムーズなご理解を得られれば、そういうふうなスケジュールも可能なんじゃないかというふうな意味合いで申し上げたところでございまして、しかし実際的には、先ほど申しましたように、事前のいろいろな協議、すり合わせ、あるいは計画の具体の決定ということ等もありますものですから、その辺がある程度見極めがつく以降に取りかかることであれば、スムーズに行けばということでございますが、まだまだお尋ねのありました用地の単価というふうなことはこれからの問題でございますし、ルートについては、この計画案にも載せてございますように、新しいルートでの用地買収の取り組みでの対応というふうなことで申し上げた内容となっております。

10番（佐山富崇君）はい。町長、そういうことをおっしゃっちゃいけませんよ。このルート案は出てるから。私言うのは、浜吉田を過ぎて何メートル先からアールを描くんだというのを聞いているんです。どこからカーブを切るんだ、どこから入るか。というのは、特別委員会でも、住居は何戸、少なくとも数十戸と、こうおっしゃったよね。十数戸か、十数戸とおっしゃった。ということは、どこからどう上げるというのが出ていなければ、その数字出てくるわけがない。私はそう思う。どういう形で十数戸と言えるんですか。あのところからこう持ってくるというのがなければ、十数戸とか、あるいは数戸とか、そんなこと言えるわけがないでしょう。それが頭にあるから十数戸とかなんとかと言えるんですよ。あのときは副町長かな、言ったのは。どなたでも構いません。ですから、それをきちっとここでお示し願いたい。

町 長（齋藤俊夫君）はい。ルートをもう少し明確な形でということでございますが、私ども6月から本格的に復興計画の策定に取り組んでいるわけでございますが、この前の住民説明会、あるいは議会の特別委員会等でもお話ししているとおり、JRを初めとし関係の自治体等々で協議を重ねる中で内容がより精度の高いものに煮詰まっていくというプロセスを踏まなくちゃいけないわけでございます。その辺はよくご理解いただけるだろうと思えますので。その段階を踏んで、そのときどきで少しずつ内容をお話しできるような状況になるわけございまして、8月にお示したグラウンドデザインの中では非常に漠然とした太い線になっておりました。今回はある程度、どの辺のルートを想定しているのかというのが少しずつより明確になってきたということでございまして、ある程度のそういう状況の中で、これくらいの家屋がルート上に存在するのかなというふうな段階でございます。

もちろん、こういうルート設定をする基本的なスタンスとしては、団地の中を分断するような形で通るとか公共施設に当てるとかというふうなことを極力回避する形でルート設定をするというのが基本でございますので、極力スムーズな形で対応できるような、そういうルート設定というのがJRとしても当然のことでございますし、町としてもそういうふうな方向でJR等々と連携をとりながらやっていく性質のものでございますので、今の段階では正確な形で何戸でございますというふうなことではなくて、一定の幅を持った中で、おおむねということをお話をさせていただいておりますので、今後、諸機関とこの内容を詰める中で、より詳細な内容をご説明、ご報告をしまいたいと思

いますので、よろしくお願ひ申し上げます。

10番（佐山富崇君）はい。そんなことでは答弁になりません。十数戸とおっしゃったんですよ、特別委員会で。きちっと、どこからどう上げるというのがなければ、いいですよ、田んぼの中ならすぐわかるから、大体。これで測ればいいんだ、縮尺で。どこから上げた。地図も何も、これ消しているな、亘理町の方。そうやっていて、どこから上げるも言わないで、十数戸なんて数字が出てくるわけがないんじゃないですか。そんなことで私は引き下がりませんよ。

町長（齋藤俊夫君）はい。お答え申し上げます。お隣亘理町さんとの関係で言えば、浜吉田駅を起点としたルートというものを考えておりますし、あるいは福島県新地町との関係で言えば、新地町の役場の東側というふうなことを念頭に置いたルート案ということになってございます。

10番（佐山富崇君）はい。それは私も個人的に亘理町なり新地町なりにお話を伺ったり、個人的にですよ、そういうことはもうとっくに承知いたしています。そんなことをお聞きしているわけではありません。常磐線の浜吉田駅から何メートルからアールを描いて上るんだと、その起点はどの辺になるんですかと、それがなければ家屋にかかるのは十数戸という特別委員会でなされたような数字が出てこないでしょうと言っている。それがあから十数戸というのが出てきたんでしょう、先日。それが、ありません、まだ具体的でないんです。どこから出てきたんですか、十数戸というのは。まず、そこをお聞きしましょう、それじゃあ。

町長（齋藤俊夫君）はい。先ほどもお答えしましたとおり、JRなりと技術的な協議とかを進める中で、当初は幅広のルート案ということで、先ほど言ったように、8月の段階ではおおむねこういうふうな感じでございます。そして、今回はより線が細くなった中で、おおむねこの辺をという形で、技術協議等をもろもろ重ねる中でより詳細な内容になってくるという、そういう段階を踏まなくちゃいけないということでございますので、ある程度の線の中である程度のお話を申し上げなくちゃいけないという、そういう状況もありますので、先ほど来から申し上げているとおり、協議を重ねる中でより詳細な内容説明をさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

10番（佐山富崇君）はい。何回も同じことを聞かれないようにしてください。端的にお答えください。つまりは、まだ海のものとも山のもの伴っていないという意味にとっていいんですか、それでは、現時点で。そこですよ。協議を加えて線が細くなってきた、わかりますよ、線細くなってきたのは図面にも出ていますから、——でも、わかります。それで、どこからなんですかというのを聞いているだけです。縷々協議を進める中でとかなんとかというのを私お聞きしているんじゃないんです。それはまた後でお聞きしますから。まず、どの地点から上るんですか。浜吉田駅から何メートル南に来て上るんですかというのをお聞きしているんです。それだけです。

町長（齋藤俊夫君）はい。このルート案については、やはり技術的な面、対象になる物件を少しでも少なくできるようにということで、必ずしも一つの案ということになっていない部分もございまして、協議を重ねる中で、今ご質問のあったことにもっと明確にお答えできるように詰めてまいりますので、ご理解を賜りたいと思います。決して海のものとも山のものともということではなくて、ケーススタディーをいろいろやりながら、タイミングを見ながら、内容を明らかにしていく必要がございまして、この辺の進め方に

についてはぜひともご理解をいただきたいと思います。

10番（佐山富崇君）はい。町長はどうしてもそれはまだ言えないというお話のようでありますので、その件については、理解はしませんが、この形の質問はやめます。

それでは、別な形で。JRと協議を進めている、進めている、進めていると何度も話をしてきた。そして何回も言われてきた。特別委員会でも聞いた。それで同僚議員が、それではJRとの協議の内容についてメモったのがあるでしょうから、あるいは口述書があるでしょうから、それを出してくださいと言った。それを「まあ、まあ、まあ」というような形で押し切ったというか、出さなかった。それでは町長、説明責任果たせません。出してください。

町長（齋藤俊夫君）はい。お答えいたします。

速やかな情報開示ということでございますが、これはいろいろ関係者との信頼関係の上に立ってやらなくちゃならない大変重要な案件でございますので、これはタイミングを見て、しかるべきタイミングで議会なり町民の皆様にご説明申し上げるというふうな形でない、なかなかスムーズにいかなくなる可能性もございますので、これは今の段階では控えさせていただきたいと思います。

10番（佐山富崇君）はい。一般質問で聞いたこと、こっちから聞いても答えられない、こっちからしても答えられない。何も答えなくて一般質問になりませんよ。議長、そんなことでいいんですか、我々の立場として。私は納得しません。出してください。

町長（齋藤俊夫君）はい。大きな政策を今遂行しつつあるという中でございますので、これは相手のある話でもございますので、やはり相手との信頼関係というものを大事にしながらやっていく必要がございますので、ぜひご理解をいただきたいと思います。

10番（佐山富崇君）はい。理解できません。なぜならば、相手のあることとおっしゃいました。大きな仕事をしているからとおっしゃいました。私ら議会はどうでもいいんですか。大きな仕事をしているからこそ議会で示してくれませんか、教えてくれませんかと話したら、そこで教えたり相談したりするのが町と議会なんじゃないですか。ですから私が3番目みたいな「チーム山元」の件などという通告をしなきゃならなくなるんですよ。町長、ね。相手のあることだから、議会はどうでもいいんだみたいな話ですよ。

町長さんはもちろん選挙で当選なされた町民の代表でいらっしゃいます。それで執行なさっていると思います。私どもも町民から選ばれて議員という職をさせていただいております。そういう観点から、私どももそれを教えてくださいと言う権利はあるんじゃないでしょうか。あなたたちは黙っている、大きな仕事しているんだから、聞かなくてくれ、理解しろ、これだけでは理解できませんよ。教えてください、私どもにも。相談してくださいよ。そうであれば、私らも、ともに話を、あるいは物事を共有しながら一緒にやっていこうじゃないかという気持ちにもなりますよ。教えることは教えられない、これもだめだ、これもだめだ、理解しろ。なじよしたら理解できるんでしょう。私は理解できません。その辺、もう一回お願いします。

町長（齋藤俊夫君）はい。お答え申し上げます。JRの問題に限らず計画全体も含めまして、先ほど来からお話し申し上げているとおり、いろいろと県なり国なりと協議をしながらやっているわけでございます。その話というのはまだまだ協議の段階でございまして、確定に至っていない、あるいは物によっては相手の機関なり団体も、物によっては担当レベル、課長レベル、部長レベル、それぞれ情報の精度と言いますか、あるわけでござい

ますので、そういう一定の段階にあるものもございますので、もろもろ含めて、やはりトータルとして情報の取り扱いというものを慎重にしていかなくちやならないわけでございます。中途半端な形でお示しにくいものの中にはございますので、そういうふうな意味合いを含めてですね。特に新しいルート設定ということになりますと、用地買収、補償という問題も当然絡んでくるわけでございますので、そこにはいろいろな動きも懸念される部分もございますので、これはやっぱり議会の皆様としかるべきタイミングで共有しながら一步一步前に進んでいく必要がございますので、そういう形でこの情報は取り扱わせていただきたいと思います。

10番（佐山富崇君）はい。ただいまの町長の答弁の中に、まだ途中段階というお話がありました。確定したわけではない。確定してから私らに示すんですか、それでは。まずもって一つ。

それから、そういうふうな状況であるならば、報道関係者にべらべらべらと、数か月で決まると。数か月ということは半年ということですよ、もっと具体的に言えば。数週間ということは5、6週間ということですから。だから、数か月ということは5、6か月ということ、半年以内という意味ですよ。そういうふうになるんですよ。数週間ということは5、6週間と。数日間というのは5、6日という意味ですから。そうだと思いますよ。そういう意味から言って、数か月ということは半年という意味です。半年以内という意味です。5か月、6か月という意味ですから。そういうことを何で発表なさるんですか、私らに何のことも教えないで。おかしいと思う。納得いきません。

町長（齋藤俊夫君）はい。先ほどもご説明しましたとおり、この計画は12月までの議会の議決というふうなプロセスがあるわけでございますけれども、先ほど来からお話ししているとおり、その過程においては太い線を制作するためのいろいろな協議がございます。あるいは、どういう方がその周辺にお住まいになっているのか、いろいろな地権者情報等々も含めて、町なりJRが情報を共有しながら精度を高めていくと、そういうプロセスがある程度前段でございますので、そういう前段と計画の策定のタイミングというふうなものを総合的に勘案した場合に、いい形でいけばそういうふうな可能性もあり得るのかなということでも申し上げたところでございます。

10番（佐山富崇君）はい。可能性で申し上げたなんて、そんなことべらべら言う必要ないんじゃないですか、私らに何も言わないうちから、マスコミに。可能性だなんて。可能性は何だってゼロじゃないですよ。それはわかります。それはよく理解できます。けれども、この可能性もかなり精度が高ければ数か月とかなんとかというのはわかるんですよ。私から言うと、価格も町長の頭の中にもない、JRにもないんじゃないか、どこから上るかもまだ教えられない。そんなことで数か月なんて簡単に言えますか。それを言っているんですよ、現実にね、新聞報道によりますと。そして、特別委員会でも「言いました」とおっしゃいましたからね。そういうことじゃあかんのじゃないかというのが私の考えなんだ。そうじゃないでしょうか。すぐ口——ことはべらべらべらしゃべる。肝心なときに何もおっしゃらないで。私らお聞きしたいのをお答えにならないで、マスコミにだけ「数か月でできるんじゃないか」「可能性としてあります」、何ですか、それは。納得いきませんよ。もう一回答えてください。

町長（齋藤俊夫君）はい。お答えいたします。いろいろなケーススタディーがあるわけでございますけれども、そういうケーススタディーの中で可能性としてお話をしたということでございます。

10番（佐山富崇君）はい。何度言っても同じことでしょうから、ここまでの分についてはいいことにしましょう。

それでは、申し上げます。土地買収が数か月でできて、それから3年で工事が終わると。これ、もう一回ここでお聞きしますが、新山下駅までですね。

町長（齋藤俊夫君）はい。お答えいたします。

工事期間でございますが、これは工事の手法といいますか取りかかり方にも（「端的に答えること……」の声あり）基本的には……

議長（佐藤晋也君）簡明にお願いします。

町長（齋藤俊夫君）工事の手法を含めて、全線というふうに、全区間というふうなことで、そういうことでJR側から見解を伺っております。

10番（佐山富崇君）はい。確認したいです。今ちょっと私も気になったお答えがあった。私の方からは新山下駅とされるところまでですねと申し上げたら、全区間というふうに町長おっしゃった。ね。（「はい」の声あり）だから、改めて、それでいいかどうかまずお伺いします。

町長（齋藤俊夫君）はい。お答えいたします。先ほど言いましたように、工法ということで、工区分けですね、工区分けという手法がございますので、区間を割って工事を進めるということで、それを同時並行的に進められればというふうな（「何でおれ聞いたのと違う」の声あり）

10番（佐山富崇君）はい。町長、何で私の聞いたことにだけ答えられないんですか。私が聞いたのは、新山下駅と称される場所までですかと言いましたら全区間とおっしゃった、全区間ということは山元町の線路全部という意味ですかということ。新地のことまで聞くわけにもいけませんからね。でも、JRの立場から言えば、言ってみれば全区間ということは浜吉田駅から相馬駅までの全区間という意味で理解していいのかどうかということですよ。町長、全区間とおっしゃったんです、私は新山下駅までかとお話ししましたら。だから、それを確認するために今聞いているんです。それをまた工事区間に分けてだのなんだのと。そんなこと聞いているんじゃないんですよ。しかも確認のため今聞いているんですからね、これ。

町長（齋藤俊夫君）はい。そういうふうな意味でお答えすれば、常磐線としての新しいルートでの復旧、これが工事が始まれば3年程度というふうな意味でございます。

10番（佐山富崇君）はい。わかりました。そのことにつきましては理解できました。

次の質問に入らせていただきます。それでは、お伺いします。新山下駅と称される場所からずっと上って6号線の上行きます。この絵でいくと、宮城病院と称される病院があります。その西側ですね。これも買って、ずっと行って、真庭を通過して、ずっと行って、また下がって6号線下って新地とぶつける、こういう案ですよ。これが3年ですよ、おっしゃったのは、町長ね。間違いないですね。はい。

それでは、お伺いします。それでは、新山下駅と称されるところから6号線通って、上通って、6号線の上、そしてまた下げてということの土地買収、何ぼかかりますか。

町長（齋藤俊夫君）はい。幾らかかるかという……（「期間です、さっきは数か月とおっしゃった、新山下駅まで、今度はそこから、山下駅以南は何か月かかるんですか」の声あり）この用地買収の期間については、先ほど言ったケースが想定されるわけでございますが、できるだけやっぱり（「端的に答えるようにしてください、議長、やっぱりぐたらぐたらっ

て、聞いたことだけ答えてもらえばいいんですから、私は、何か月かかる」の声あり）先ほど申し上げた極めてスムーズな用地買収ということを念頭に置けば、1年程度というふうなことも十分想定されるんじゃないかなというふうに思います。

10番（佐山富崇君）はい。それでは、お伺いします。スムーズにいけば1年という町長のお答えをいただきました。私はとてもとても無理だろうというふうに理解するわけで、あえて質問いたします。これはどなたでも構わないのだが、この案で、先ほどもルートがはっきり決まらなくても10数戸という数字が出てきた、建物移転はね。では、その以南は何戸できますか、当たるんですか、住居移転しなければならないものは、ここずっと行って。お答えください。（「はい、よろしいですか」の声あり）

議長（佐藤晋也君）では、災害振興推進課長（「災害推進」の声あり）震災復興推進課長鈴木光晴君。

震災復興推進課長（鈴木光晴君）はい。先ほど佐山議員の方からも何回となく十数戸というような数字をお示しいただいたんですが、先だって私、特別委員会の方でご説明申し上げましたのは、今現在のルート上で考えたときに数戸から数10戸ぐらいの見込みになるのではないかなというふうな、かなり幅広い数字をお示しさせていただいたと思っています。と申しますのは、これからルートのなものもJRさんの方との調整も必要になってくるということを考えておりましたので、そのような説明をさせていただいたんですが、今回数戸から数10戸という話も、山元の町の全長、要は11キロにわたる常磐線のルート上について、おおむねそのくらいじゃないかなというふうなことをお示ししたことをございますので、それでご理解いただければということをございます。

10番（佐山富崇君）はい。理解できません。この間の特別委員会では新山下駅までという話で聞いているはずだよ。私も数10戸だったか10数戸だったかその辺ははっきり定かではなかったの、ここで質問したのも最初数10戸と言ったはずだよ。でも、あれ、余り大きく言っちゃうかな、10数戸だったかなと思って、私の勘違いだったらまずいなと思って言い直したんです。やっぱり数10戸ね。数10戸。数10戸ということは、5、60戸ということですよ。そうですね。あるいは、100戸に近いというふうに理解していいんですか。改めてお聞きします、では。

震災復興推進課長（鈴木光晴君）はい。申しわけありません。現在の状況としましては、法線を決めただけの状況です。結局、これからの作業としまして、JRさんの方との調整なんですけれども、ルート上の現位置の調査、それから設計というような段階に入っておりますので、具体的な数字としましては、その段階にならないとはっきりとした数字はお出しできないというのが現状でございます。

10番（佐山富崇君）はい。そうすると、住宅にかかるということは、海のものとも山のものともまだわかんねんだと、本当は、そういうふうに理解できますわな。

震災復興推進課長（鈴木光晴君）はい。全くかからないということは、土地の形状から考えて、あり得ないというふうに考えております。ですので、この間の説明でも申し上げたんですけれども、極力そういった構造物、建物、そういったものにかからない法線を検討してまいりたいというふうに考えております。

10番（佐山富崇君）はい。余り常識的なことを言わないでください。それは当然のことでしょう。わざわざ家かけていくなんていう人ないでしょうが。そんな常識的なことを余り……。私、ここで常識的なことでなく現実的なことを聞いているわけですから。現実には山元町

民は1人、2人といなくなっているわけですから、町の人口が減っているわけですから。町長は立派にまちづくりさえすれば、住みたくなるまちづくりをすれば、皆戻ってくるとおっしゃったことがある。絶対戻りません。ほかの町だって住みたくなるまちづくりをしているわけですから。うちだけじゃないんですよ。そうでなくても人口が減る時代に。この町、人口減るだけだ。本当に情けないよ。この間も言いましたが、山元町の人口は宮城県の自治体で割合からいくと一番減っているでしょう。これは通告にないですから、いいですけども。全く残念なことです。

ということは、まだはっきりしないんだね、これ。だから、その辺のところから私どもにもある程度相談なさっていただければご協力申し上げられるのに、何の相談もなし。大きな仕事はおまえたちに相談できないみたいに町長おっしゃるんだものね。難しいところだからと。町民の皆さんは、「議会と町長相談しながらあいつ決めたんだべ」と、こうおっしゃるんですよ。私ら、「まだ全然相談いただいていません、皆さんと全く同じ立場ですよ」と言うと、「ほだことあんめした」、こうおっしゃられるんだ。ですから、私らも多少相談されれば、こうでないか、ああでないかもあるんですが、今難しい大事な話だからおまえ混ぜられないという状況ですよ。町長のご答弁からすると。そんなこと言ったって、時間も刻々なくなる。

それで、結局は、まだそれもわからない。それでは、お聞きします。6号線を越す工事、何年かかるんですか。何か月、数か月ですか。これも町長、お伺いします。

答えられないなら休憩してくれや。

議長（佐藤晋也君）今町長とおっしゃったから。

町長（齋藤俊夫君）はい。担当の鈴木課長の方からお答えさせていただきます。

震災復興推進課長（鈴木光晴君）はい。6号なんですけれども、JRの方では、こちらも協議これからなんですけど、オーバーで、要は高架で6号をオーバーするというような構造になるというふうに考えております。ですので、JRさんの方としましては、先ほど町長の方からもありましたが、分割をしながらでも工期はすべて3年以内で終わらせるというようなことでの話は伺っておりますので、そちらの部分に関しても3年というふうに考えております。以上です。

10番（佐山富崇君）はい。私、JRと協議したわけでないので、それは違うとかなんとか言うことはできませんので申し上げられませんが、私ら見ていた高速自動車道を見ただけでも、浜吉田駅の北側、あれは荒浜ね、3年でなんかできなかったですね、あそこの高架も。そういう意味から、ちょっとまゆつばになるんですけれどもね。ただ、私がJRさんと協議したわけでないので、それに何かと言う立場じゃありませんが、結構なことですか、3年で両方できるということは。

それでは、お伺いします。遺跡が出た場合、どうなりますか。宮城病院の上は遺跡いっぱいあるから。

町長（齋藤俊夫君）はい。遺跡対策、確かに今の常磐道の関係でもございますし、これもスピード感のある対応をするためには、いろいろ工夫しながらやる必要があるんだろうというふうに思いますが、これは県の方とも、こういう大震災の復興事業でございますので、少しでもスムーズな形でできるような工法、手法というものをいろいろと今協議しつつあるところでございますので、時間をかけない中でやれるように、これは大いに努力していきたいというふうに思っております。

10番（佐山富崇君）はい。あと20分を切りましたので、1件目の質問はこれだけにしたいと思います。これだけって、今度質問するので終わりにしたいと思います。

JR東日本の清野社長、9月6日に記者会見をしている。NHKの夕方7時のニュースは、地方自治体に山側への移設計画があるので復旧が遅れると述べたと、こういうことです。計画があるので延びた。山側へ移設計画さえなければ延びないことを言っているんですね、まずもって。

それから、翌7日の河北新報では、こういう記事だ。常磐線一部区間、JRが再開検討をしているのは原発から20キロの警戒区域のすぐ南側を走る久ノ浜広野間と北側の原町相馬間で、亘理相馬間の不通区間は沿線の町が内陸側に移転する可能性もあり……、これも可能性ですからね、可能性もあり、方向性が定まらない、こう言っているんです。協議を進めてやっているんだと言う割には、社長が可能性もあり。可能性ということは、99パーセントもあり、1パーセントもあるということですね。町長さっきおっしゃったようにね。町長言ったんですから、これ。可能性ということだから。そういう中で、方向性が定まっていない、こういう内容。河北新報の9月7日の朝刊。定まっていない。ここに切り抜きあるから、間違いないんだな。間違いない。

ということは、亘理相馬間は20キロ圏外れたところの広野、あそこよりも遅れる、久ノ浜より遅れると、こういうことです。とんでもないことです。3年半でできますか。改めて聞きますよ。3年半でできますか、開通しますか。

町長（齋藤俊夫君）はい。一番最初のご答弁でも触れましたように、JRの清野社長は、国交省の方にも基本的な復旧の考え方を示しておりますし、常磐線、必ず復旧をさせると。より内陸ルートでもってと、そういう方向性をこれまでもたびたび力強く表明してきたところでございまして、そういうふうな意味でも、町が早く方向性を決めて取りかかることが必要なことだというふうに思っておりますので、ぜひこういう議会の皆様なり町民の皆様との話し合いを通じて、一刻も早くこの問題の方向性を決めていく中で、工期3年、用地買収、半年なり1年はかかるんだと思いますけれども、これを少しでも早く決めることによって、このJR問題だけじゃなくて、いろいろな事業を早く着手できるような、そういう態勢に持っていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

10番（佐山富崇君）はい。町長いいことおっしゃいました。JR問題ばかりでなく、きちっと説明責任を果たせば物事は話は早いわけです。それを、まだ協議中だから、大きな仕事をしているんだから、あなたたちには聞かせられない、黙っててける、そういうような姿勢では物事は早く進みません。よくこれから説明責任を果たすように指摘しておきます。いいですか。説明責任を果たさなければだめなんです。説明責任あるわけですから、町長には。一番あるわけですから。一番の権力者であり、説明責任を一番果たさなければならぬ立場なんです。その辺のところを指摘しておきます。

それでは、時間もなくなりましたので、2件目に入ります。

先ほど同僚議員が質問しましたのでダブらないようにしたいと思うんですが、ちょっとダブる面も出てくるかな。だから、答えは端的にいいですから。

移転を促すと。先ほど言いましたように、第1種危険地域。移転を促すということは、実質、居住を認めないということになるんでしょう。それでいいんですか。

町長（齋藤俊夫君）はい。お答え申し上げます。

先ほどご説明したのは、一定の条件の中で、例えば第1種区域が予定されるエリア内に住宅があるとすれば、その住宅を補修してお使いになれるという方についてまで、そこから立ち退きをお願いするというのではなくというふうな意味合いでございます。

10番（佐山富崇君）はい。よく理解できました。そういうことであれば、今おっしゃったようなことであれば、水道、電気、電話などのインフラは整備してくれると、そういうふうに理解していいんですね。

町長（齋藤俊夫君）はい。お答えいたします。そこにお住まいになるということであれば、必要なライフラインの供給というものは基本的には対応していかなくちゃないだろうと思います。

10番（佐山富崇君）はい。よく理解できました。ありがとうございます。その分についてはね。

それで、今度お聞きしたいのは、先ほど、これまた同僚議員に答えたのでは、14平方キロメートルとおっしゃいました。ということであれば、その線は具体的にどの線が引かれるか教えてください。14平方キロメートルと数字が出ているわけですから。

町長（齋藤俊夫君）はい。お答えいたします。

先ほど申しました14平方キロメートルについては、3メートルの浸水エリア、全体がそれくらいの広さに該当するというふうなことを申し上げました。そして、より具体的な線引きに当たっては、これからの多重防御のシミュレーション、これを参考にしながら、より合理的な形での線引きと、こういうことでございます。

10番（佐山富崇君）はい。聞かれたことだけ教えてください。つまり、この14平方キロメートルと出したのは、水が上がったところを地図上でこうして、そして平米を出したと、こういうふうに理解していいんですね。はい。

それでは住民は納得しないと思うんです。この線からだめだと、例えばですね、この川からだめだとか道路からだめだというのなら理解しますが、3メートル。おらいで2.9メートルだという話になったら、とんでもないことですから、線引かなければならないと思うんです。その線、いつまで引きますか。

町長（齋藤俊夫君）はい。先ほど来からお答え申し上げているとおり、一定の作業、検証、こういうプロセスが必要でございますので、先ほどちょっとお話しした津波シミュレーション、この関係は今月中にも調整できると思いますので、その後、引き続き具体的な合理的な線引きを考えて説明をしてみたい。

10番（佐山富崇君）はい。今月中にシミュレーションができるので、10月上旬には具体的な線引きができるだろうと、こういうお答えにとっていいですね。

町長（齋藤俊夫君）はい。作業をある程度やってみないとわからない部分もございますので、まだ明確に今月末なり来月初めというふうな今状況ではございませんけれども、なるべく早くそういうふうなスケジュールをまずはお示しできるように取り組みたいと思います。

10番（佐山富崇君）はい。何だ、さっきと話違うんじゃないですか。一生懸命努力するけれども、まだはっきりわからないと、こういうことですね、では。それを確認します。

町長（齋藤俊夫君）はい。これは最終的に条例化が必要でございますので、遅くとも11月までにはお示しをしてみたいと思います。

10番（佐山富崇君）はい。結構であります。

それでは、次の質問にまいります。防潮堤、防潮林の整備と、こういうことあります。先ほど言ったのは、1回目の答弁は、幅200メートル、高さ10メートルとおつ

しゃいました。間違いありませんか。

町長（齋藤俊夫君）はい。基本的にそういうふうな数字を申し上げました。ただ、いずれにしても、繰り返すようになりますが、関係機関と調整を重ねる中で少しずつ判明していく中でこの200メートル、10メートル程度と、まず程度の段階でございますので、その辺はある程度幅のあるものだとということでよろしくお願ひします。

10番（佐山富崇君）はい。確認しようとする「程度」とか、「それぐらい」とかと、だんだん変わってくる。答弁するときは200メートルの高さ10メートルと、こうおっしゃったんですよ。それではだめでしょう。もう一回確認します。高さ、幅はわかりました。これは町境から町境までずっとですね。

町長（齋藤俊夫君）はい。先ほどの1回目の回答の中では、「200メートル程度の範囲で」というふうな、あるいは「10メートル程度の山を造成する」ということでお答えさせていただいたところでございますので（「はい、おわびします」の声あり）、そういう段階を踏んでやっておりますので、よろしくお願ひいたします。（「今聞いたこと答えてください」の声あり）すみません。基本的にはそういう幅で、距離ですね、町外れといいますか海岸線、おおむね11キロ、もちろん——という問題もございませうけれども、陸地については従来の延長線上の中で、その範囲でというふうにご理解をいただければと。

10番（佐山富崇君）はい。それでは、「程度」「基本的には」という言葉がつくんですが、よろしいでしょう、きょうは。

交流ゾーンの整備、大規模な公園やレジャー施設、モニュメント等の整備とうたってありますが、これらの経費はもちろん国から出るんですね。町の持ち出しはないですね。それをまず確認します。

町長（齋藤俊夫君）はい。これらの復旧・復興の経費でございませうけれども、具体の積算というのは国の第3次補正等で明らかになるであろう支援制度なども見極めながら、これから具体の積算をしてみたい。

10番（佐山富崇君）はい。それは十分承知をいたして聞いておるわけですね。そういう中で、どの程度の町の持ち出しの心配があるかということを知りたいんですよ。そういう前提条件、大体私も常識的なことはわかるんです。これで大体どの程度町の持ち出しが出てくるんでしょうね、何パーセントぐらいか出てくるんですか、それとも3次でうまく来れば町の持ち出しはゼロで済むんですかということをお聞きしたい。

町長（齋藤俊夫君）はい。これについては、これからの作業の中でというふうな段階でございませうし、山元町に限らず各自治体も今そういう状況下の中で取り組んでいるということでございます。

10番（佐山富崇君）はい。わかりました。これもまだはっきりしない。当然だね、国の予算ができていないんだから、それに乗るわけですから。やむを得ないとします。

それでは、そういうものをつくったとします。うまくできたとします。完成したとします。その後の管理費は町の持ち出しになるんじゃないですか。

町長（齋藤俊夫君）はい。例えば都市公園であれば、町の都市公園と整備すれば、そういうことになりますし、町が基本的には補助制度を活用してということになれば、ご指摘のようない定の管理経費は付随してくるということでございませう。

10番（佐山富崇君）はい。それは当たり前のこと。町の、あるいは都市公園なら、その自治体で管理しているんでしょう。補助費といたして、それであれば、全部買い上げしてもら

って、国立公園にしてもらえばいいわけですよ。湖畔公園みたいに。国から管理費まで来るなんていうならば。そんなもの、あり得ないでしょう。町長、県の職員してきて、そんなのとっくにわかりきって、そんなばかみたいなこと言わないでくださいよ。そうでしょう。おかしくありませんか。ほとんどですよ、管理費は。もう一回。

町長（齋藤俊夫君）はい。一般的には先ほどお答えしたような形になりますので、町が建設すれば当然管理費がかかりますので。あとは、具体的にどのレベルまで、あるいはどのくらいの施設を整備していくのかということにかかってくるかと思えますけれども。

10番（佐山富崇君）はい。そういうことでありますので、そういう整備は、その後の管理費等も含めて十分考慮する必要がある。ただつくればいい、つくるとき国の金ももらったからということ、とても困るわけであります。なぜかという、先ほども出ましたように、人口が減る、年寄りだけふえる、あのときつくったけれども管理費ばかりかかって大変だと、ここだけを指摘しておきます。

それでは、質問します、それで買ってつくった、残った土地はどうなるの。

町長（齋藤俊夫君）はい。買ってというのは、集団移転等で町が買い上げるというふうな、そういう（「農地とか皆残るでしょう、質問がわからないようなので改めて質問いたします」の声あり）

10番（佐山富崇君）はい。交流ゾーンとかなんとか、整備のなんとかとあるけれども、その中には民有地があるわけでしょう。買ってレジャー施設とか公園とかつくれば、それは買うわけですから、民有地じゃない。民有地はそのまま残すんでしょ。それですよ。全部買い上げしてくれるわけですか、その地域は、ずっと。そこをお聞きしているんです。

町長（齋藤俊夫君）はい。

これは必要な部分だけということになるわけでございます。危険区域の中でも農地なり事業用地としての活用も考えているというふうなご説明をしたわけでございますので、必要な部分は町で取得するという事に相なります。

10番（佐山富崇君）はい。つまりは必要のところだけ買って、あとは民有地としてそのまま残すんだと、こういうふうに理解していいわけですね。確認です。

町長（齋藤俊夫君）はい。部分的にはそういうところも出てくるかと思えます。

10番（佐山富崇君）はい。「有効活用に努める」というふうにあります。具体的にどういうことですか。道路とか避難所とかつくとあります。そのほかに有効活用に努めると。有効活用、どういうふうにして、具体的に。

町長（齋藤俊夫君）はい。一番最初のお答えの中で、既存財産を有効に活用するという観点から、住宅以外の土地利用を積極的に進めていきたいと。そういう中で、例えば避難路となる道路、あるいは一時避難所というふうな例示をさせていただいたところでございます。

10番（佐山富崇君）はい。だから町長、さっき言ったっちゃ。必要のところだけ買って民有地はそのまま残すとおっしゃったでしょう。そのほか残ったの、道路も——残ったこの有効活用というのはどういう意味ですかということをお聞きしている。ないんでしょ。そのまま民有地にして、ただおっぱなすでしょう。全部買うのでなくて。それをお聞きしているんです。必要のところだけを買う、道路にするから。避難道路とかなんとか。あるいは公園にするからと買う。あとは民有地はそのままにしちゃうと今おっしゃったでしょう、それ。おっしゃいましたよね。それだけなんだろうということなの。言葉は有効活用なんてうまいこと書いてあるけれども、民有地そのまま、不必要なのはおっ

ばなすということでしょう。そうでないんですか。町長そうおっしゃったでしょう。

町 長（齋藤俊夫君）はい。

ですから、安全に配慮した上で、そのほかの土地については農地なり事業用地としての活用を図るというふうな形での対応をさせていただいたわけでございますので（「有効活用なんてうまいこと言うけれども、結論はただおっぱなすということでしょうということさ」の声あり）それは受け止め方なり（「受け止め方って、そうでしょうが」の声あり）、土地利用全体としての限りない利活用を図りたいという観点で申し上げているわけでございます。（「ここから浜はだめだとしていて、この緑、ずっと色つけておくけれども、民有地で残ったの、そのままだ、まあ、いいわ、そういうことでありますな」の声あり）

10番（佐山富崇君）はい。だから、有効活用というためには、民有地も、私から言わせれば、民有地も区画整理して、集約化するとか集団化して、それでお渡しするとか。ここ公園用地、ここ交流ゾーンと買って、それで後のことはそのまま。そういうふうに買うのではなく、区画整理をして、集約化をして、そして民有地として残すとか、そういう手法がありませんかということをおっしゃっているんだよ。欲しいところだけ買うんだよ。残ったの、民有地、仕方なくした、それではいけないでしょうと言っている。全部をその地域としたならば、区画整理をして、ここは公園にしました、ここは集約して民有地として残しましたと。それを、ばらばら、ばらばら虫食い状態のように残されたら、今までよりひどいんじゃないですか。今までよりよくしなければならぬ。何ぼ津波上がったって。そうでないですか。区画整理をして、民有地にしてここ残します、集団化して残しますとか、そういうやり方をしなければだめですよ。土地の活用。有効と書いているんだ、ここに有効活用すると。有効活用ということは、そういうことでないんですか。虫食い状態にして残すのは有効活用でないですよ。前よりひどくなるわけですから。まあ、いいです、これは。それを指摘して、2件目を終わります。

10分切りましたから、3件目に入ります。

先ほど1回目も申し上げましたが、「チーム山元」、「山元チーム」でなぜだめなのか、まずお伺いしましょう。

町 長（齋藤俊夫君）はい。これはネーミングの仕方でございますので、その前後関係は特にございませんので、呼びやすいといえますか、そういうふうな観点でこれを表現させていただいているということでございますので、そういうことでご理解をいただければと。

議 長（佐藤晋也君）トイレ休憩をみんなしたいようなので、いいですか。（「はい」の声あり）

議 長（佐藤晋也君）ここで暫時休憩します。再開は2時25分。

午後2時15分 休 憩

午後2時25分 再 開

議 長（佐藤晋也君）再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

10番（佐山富崇君）はい。「チーム山元」でも「山元チーム」でもいいんだと。とにかくみんなして一丸となってやりましょうということだということは、よく理解できました。

それでお聞きするんですが、自称「チーム山元」と言う前に、信頼と理解と共鳴に基

づいて連体を図る、協調を図る、連携ということがまず構築される方が先でないのかなと思うんですが、いかがです。

町 長（齋藤俊夫君）はい。お答えいたします。

ご指摘のとおりだと思います。やはり一つ一つの、前段お話しいただいたような、議会であり、各種団体であり、職員であり、町民の皆さんとのそういう積み重ね、積み上げが大切だというのはご指摘のとおりでございます。

10番（佐山富崇君）はい。同じ考えなんですけど、何で実際になると違ってくるんでしょうね。町長と私、そういう意味では同じ考えなんです。けど違うんだ、実際やるときは。ですから、町長、それは今おっしゃったように、対議会についても同じじゃありませんか。

町 長（齋藤俊夫君）はい。町民を代表する議会の皆さん、議員の皆さんは、特にそういうことが問われるだろうというふうに思うところでございます。

10番（佐山富崇君）はい。全く町長お考え同じなんです。何で実際の行動なりは違ってくるんでしょう。

一つの例であります。先月11日、町主催で合同慰霊祭がございました。お亡くなりになった方々のみたまを弔う、あるいはこれでみんなして頑張るぞという意味で、大変意義のある立派な行事だったなと私も思っておりますし、大賛成でありました。よかったですなと思っております。そこでお伺いするんですが、あれは献花方式でやりましたね、無宗教ということで。その献花の順番は、だれが決めたんですか。

町 長（齋藤俊夫君）はい。今回の慰霊祭については、もう既に幾つかの自治体でも終えておったところもございましたので、そういうところを基本的に参考にしながら、あるいはこれまでの町のセレモニーなどの状況なども照らし合わせながら決めさせてもらったところでございます。

10番（佐山富崇君）はい。つまり、どことどの町をまず参考にしたのかお聞きしましょう、そういうお話であれば。

町 長（齋藤俊夫君）はい。今回は具体的には岩沼市と名取市でございます。

10番（佐山富崇君）はい。わかりました。岩沼市と名取市。そして、過去の本町のセレモニーとか主催事業を勘案して決めたと、こうおっしゃいました。

私もちょっと議長を過去にさせていただいたことがあります。そのときは、議長は町の主催であれば必ず一番最初、どなたがお見えになっても、そういう形でありました。今回は議長と副議長、副議長さんまでやったんだけど、一番最後でしたね、読み上げ献花の順番で。これは名取市も岩沼市もそうなきったんですか。

町 長（齋藤俊夫君）はい。

人数が結構いる中での順番ということになりますが、これちょっと今この頭にございませんで、必要であれば確認をした中で後ほどまたお答えさせていただきたいと思いますが。

10番（佐山富崇君）はい。確認してください。

町 長（齋藤俊夫君）はい。では、確認をさせていただきたいと思っております。

議 長（佐藤晋也君）暫時休憩します。

午後2時30分 休 憩

午後2時40分 再開

議長（佐藤晋也君）再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

町長（齋藤俊夫君）はい。資料を確認させていただきましたので、総務課長の方から、私どもの今回のやつと参考にさせてもらった名取、岩沼、そして過去の事例などを若干紹介をさせていただきますと思います。

総務課長（島田忠哉君）はい。本町の合同慰霊祭の関係につきましては、先ほど町長からご答弁申し上げておりますように、名取、岩沼の事例を先行事例として対応させていただいたということでございます。その中におきましては、名取さんの場合ですと、献花の関係につきましては、遺族代表、名取市長、市議会議長、そして国会議員、知事、県会議長、その他来賓というふうな順番のようでございます。岩沼市の場合ですと、献花の順につきましては、主催者代表、これは市長でございます、次に遺族代表、ご来賓、行政区長ほか一般来賓ということでございまして、特段この中では議長の部分についてはどの順位であったかという部分は明確には確認できませんでした。（「なしてできないんだ」の声あり）いただいた慰霊祭の資料（「電話で聞くんだよ、確認というのは」の声あり）はい。その部分については再度確認をさせていただきたいと存じます。

それと、本町の方でございますけれども、本町につきましては、ご指摘のとおり、ご来賓の中での最後の方ということでございました。（「最後の方、一番最後でしょう」の声あり）33番目に山元町議会議長、そして34番目に議会副議長殿ということでございます。

あと、過去の事例との比較でございますけれども、過去の事例につきましてはの比較とさせていただきますのは、名誉町民である、お亡くなりになりました千石町長さんの時代の焼香順、これをちょっとひもときますと、喪主、喪家ですね、そして葬儀委員長である町長、次に葬儀副委員長である佐山元議長というような順でございます。

本町の場合につきましては、町並びに議会が町側の主催する立場という形での考えでもあったということをご理解いただければ幸いです。

なお、岩沼市の方、ちょっとお時間をいただきまして確認をさせていただければというふう存じます。

議長（佐藤晋也君）では、休憩をします。2時50分までとします。

午後2時42分 休憩

午後2時50分 再開

議長（佐藤晋也君）再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長（島田忠哉君）はい、議長。大変貴重な時間を割いてしまいまして申しわけございません。

それでは、確認をさせていただきましたので、ご報告をさせていただきます。岩沼市の場合、大きなくりとしまして、まず主催者代表、次に遺族代表、来賓、そして行政区長ほか一般来賓という大きくくりがございまして、この行政区長ほか一般来賓、この部分の最初に市議会議長さんの献花をちょうだいしているということでございます。以上でございます。

10番（佐山富崇君）はい。岩沼も名取も過去の事例も、いずれも来賓の中では大体一番最初ですよ。町長、いかがですか。

町長（齋藤俊夫君）はい。私どもも今回、おおむねそういうふうな順番で対応をさせていただいたということでございます。

10番（佐山富崇君）はい。呼称、来賓のうちで議長が一番最後だったんです。ほかの例は一番最初でしょう、来賓のうちで。総務課長、そう言ったでしょう。

総務課長（島田忠哉君）はい。私の表現が不適切で大変申しわけございません。岩沼の事例につきましては、市議会議長さんは行政区長さんと一緒に一般来賓のくくりと（「だから一般来賓でやったでしょう」の声あり）その前に対外的なご来賓の方の順番がございまして（「名取が一番最初でしょう、過去の例もそうでしょう、何言っているの、総務課長の説明悪いこと」の声あり）大きくくりとして特別来賓と一般来賓と。その一般来賓の中での最初ということでございます。（「それでいいっちゃ、来賓が一番最初、名取が一番最初、二つを参考にしたと言ったでしょう、岩沼を参考にしたと言わないでしょう」の声あり）

10番（佐山富崇君）はい。そこですよ。過去の事例もそうだし。町長、さっきこの答えをする前に何とおっしゃったの。町民代表である議会の皆さんは一番でありますみたいなことを言ったんだよ。全然違うでしょう。そんなことじゃあだめです。実際やることはそうなっている。しかも、大事な話だからまた聞かないでくださいと。そういうお考えが「チーム山元」なのですかということをお願いしたい。

町長（齋藤俊夫君）はい。まず、今回の慰霊祭における献花の関係ですが、そういうことで名取、岩沼なりを参考にさせていただきながらということでございますが、最終的に内閣総理大臣の代理なり知事代理、そしてまた大変お世話になった関係県内の（「そんなこといいんだ」の声あり）いろいろ考えた中で、議会の皆様については執行部と同じ右側のサイドに席をおとりさせていただきまして、今総務課長からご説明させてもらったように、特別来賓の次に来賓を最後締めさせていただく形で議長さんと副議長さんをお願いをさせていただいたということでございますので、決して議長さんなり副議長さんをないがしろにするという形でございますので、その辺はご理解を賜ればありがたいと思います。

10番（佐山富崇君）はい。千歩譲って、よしとしましょう。百歩じゃないですよ、千歩ですよ。

それでは、お伺いします。議会事務局職員、4人なのが3人になりました。いろいろ、もろもろあるでしょう。わかります。理由もわかります。いろいろとわかります。それは理解できます。ただし、その前、そういうことであるならば議長と時間をかけて話し合ったかどうか、お伺いします。

町長（齋藤俊夫君）はい。私なりに対応させていただいたつもりでございます。

10番（佐山富崇君）はい。私は、きょう議長から聞いている範囲では、町長から時間をかけてご相談したいと言って話してもらった覚えはないと聞いております。

町長（齋藤俊夫君）はい。これは一つには、今回の災害対応の中で（「そんなのわかります、中身聞いているんじゃないです、話し合ったかどうかということを知っているんです」の声あり）話には順番がございまして、私の話も十分お聞き取りいただいた上でよろしくお願いを申し上げたいと思います。

これはひとえに定数管理の問題もございまして、議長さんとちゃんとお話をさせていただいた中で、その次のステップとして具体の、いわゆる固有名詞と、そういう二段構えで対応させていただいております。

10番（佐山富崇君）はい。議長にここで聞くわけにもいかないでしょうから……。議長があえて答えないということであればお聞きしたいんですが。お答えいただけるのであれば、お答えいただきたいんですが、議長答えないということであれば、ここでやめます、その件については。

議長（佐藤晋也君）私は行司役ですから、答え、どちらかというのと遠慮申し上げます。

10番（佐山富崇君）はい。

議長は過去のことは言いたくなくて、今は行司役として逃げましたので、その件については追求しません。

それでは、時間もないので、私聞いているので、今例を二つ出しました。「チーム山元」と言いながら、議会との関係は非常に悪い。大事な話だからお答えできません。先ほど来からずっと質問してきました。大事なことですから、まぜられません。こういうことですよ。だけれども、口から出るときは、町民代表である議会の皆さんとよく相談しながら。実際、相談していませんよね。これ、どんなものかなと私は思います。いかなものかと。そして、町長さんは町民に説明するとき、私が町長だといつもおっしゃるそうですね。これは町民から聞いた話であります。これはもちろん町長さんですから、おっしゃって結構ですよ。ただ、一部町民の皆さんの中では、どこが「チーム山元」なのでしょうねと、こう言っている。6月議会で申し上げたのは、いいですか、議会との関係、よろしくやっていただけませんか。6月の一般質問でも申し上げました。——でした。そのとおりにやっていきたいと思えますというお答えでした。私はご指摘をしておきたいと思えます。間違ってもチーム県職員OBなどにならないようお願いしたいものであります。

最後に1点お聞きして私の一般質問を終わります。齋藤町長は町長の仕事を終えたら山元町にお住まいになるんですか、ならないんでしょうかというようなことを町民の間から聞きます。仄聞いたします。お伺いします。

町長（齋藤俊夫君）はい。

基本的にそれをこの場でお答えする中身でないんじゃないかというふうに個人的に思いますがけれども、しかし私は一時、確かにいろいろ家庭の事情等もございましたので地元を離れる期間、30年近くありましたけれども、私なりにこの地元を愛する気持ちは佐山さんと同じくらいの熱い気持ちがございますので、そういう中で、幸いにも今こういう形でそういう務めをさせていただいておるわけでございますので、決して、よほどの事情の大きな変更がない限り、そういうことはあり得ない話だというふうに思っておりますし、いろいろな話がそれ以外にもあるかもしれませんが、どこから出た話かわかりませんが、決してそういうことはございませんので、ひとつよろしくお願いを申し上げたいと思えます。

10番（佐山富崇君）はい。十分そのことを町民にお伝えをいたすことをお約束して、私の質問を終わります。

議長（佐藤晋也君）10番佐山富崇君の質問を終わります。

議長（佐藤晋也君）7番佐藤智之君の質問を許します。

佐藤智之君登壇願います。

7番（佐藤智之君）はい。私は、平成23年第3回議会定例会におきまして、大震災の復旧・

復興への対策について7項目にわたりまして町長、教育委員会に質問をいたすものでございます。

初めに、私は、議員活動の一環としまして、応急仮設住宅の入居者に対しましてアンケート調査をさせていただきました。その調査の結果、一番大きな問題点は、原則2年以内と定められている仮設住宅の入居期限内での生活再建は難しい、いわゆる仮設を出た後の住居の問題が34パーセント。続いて、生活費などの経済面が21パーセント。さらには、健康面が10パーセント。仮設にいつまで入居できるかが9パーセント。仕事、ローンの残金の問題の順となっております。

また、仮設住宅本体に関する改善や付随する要望など、数多くの生の声が聞かされました。その中から項目によって若干細部にわたりますけれども、順次、質問を進めてまいりたいと思います。

(1)のイとして、仮設住宅を出た後の方たちのために住む場所の確保として災害公営住宅の建設を急ぐべきであり、その入居戸数は町としてどれくらい予定をしているのか。

また、ロとしまして、経済面の対策として、働く場や雇用対策についてどうか。

以下、次の対策についても伺います。

健康面で、ハとして、被災した高齢者の方々が仮設住宅での環境ががらっと変わり、単身老人の孤立、ひいては孤独死問題が全県的に発生されているようですが、この孤立化や孤独死対策についてどうか。

ニとして、緊急通報システムの設置については、特にひとり暮らし世帯の急病や突発性のある病気に対応するために、この設置を急いではどうか。

ホとして、今回町長説明要旨の中に記載されている中山仮設住宅にサポートセンターを設置し、配食サービス、交流の場等の支援を行うとなっておりますけれども、我が町も今回よい制度をスタートさせるなどと思いますけれども、この同サポートセンターを中山仮設だけではなく、例えば中部、いわゆる町の真ん中あたり、そして北部についても、このサポートセンターを順次開設していったらどうか。

次に、ヘとして、物置の設置でございます。仮設住宅の中は、ご存じのとおり、とにかく狭い。ましてや、台所は細かな物入れ、棚がない。荷物も置く。1部屋に2人がやっと寝ている状況等が多いため、ぜひ物置の設置をの要望がかなり多く聞かれています。

トとして、子供たちの安全な遊び場の確保についてであります。特に若い世代の多い仮設住宅内では、通路と車の狭い場所で子供たちが元気で遊んでいる姿を見ると、事故やけがが起こらなければと心配いたしますが、子供の遊び場の確保が親たちの切なる思いであり、子供たちの安心・安全のために遊び場の確保をぜひ検討すべきであります。

チとして、おふろの件でございます。追いただきとなっていない仮設が多く、水資源の有効活用からいっても追いただきへの機種替えをしてはどうか。

それから、リとして、仮設住宅の冬期の防寒対策についてでございます。ご案内のとおり、当初、仮設に入居した際は、関係機関並びに町、そして全国からの真心からの支援により、いわゆる家電6点セット、場合によっては7点セットが配布されましたが、この冬の防寒対策について、ストーブ、こたつなどの何点セットになるかわかりませんが、配布の予定はどうなのか。

又として、仮設住宅地内とその周辺に防犯灯の設置についてであります。私は、夜間、各施設を見させていただきました。確かに各棟の屋根の軒下には蛍光灯がついております。特に町単独で建てた仮設には、何とひときわ明るいLED照明がついております。

しかし、周りの駐車場や周囲は暗く、また町道や国道の入り口にはついていないため、防犯上の安全対策から防犯灯設置の要望が多いので、これも検討されてはどうか。

次に、大きい(2)の、この大震災で傷んだ町道や農免道また橋との段差解消のため、補修・改修工事の促進を急ぐべきであります。中でも特にひどいのは、次の(3)にも関連いたしますが、太陽ニュータウン内の町道とのり面の大規模な崩落は2度目の発生であり、一刻も早く崩落現場の大規模な改修工事を急ぐべきであります。

(3)に、太陽ニュータウン内の件で、町道とのり面の崩落によって道路あるいは公園の崩落、陥没によって民家が倒壊寸前となり、事実上住める状態でないと思われることから、住民の移転を真剣に検討してはどうか。

(4)として、震災復興計画の策定に当たっては、特に被災者の生の声や意見を十分に反映した取り組みをすべきであると申し上げ、イとして、住民の定住促進のためにも一日も早い土地利用の線引きの発表と常磐線の再開を急ぐべきであります。

ロに、防災集団移転促進事業はどれくらいの規模、いわゆる戸数を予定しているのか。

また、復興基本方針、土地利用構想に示されている補助対応で十分なのかどうか。

それに、(5)としまして、漁業の早期の復興支援であります。磯浜漁港は見るも無残にも破壊されました。無事助かった40名ほどの組合員は、けなげにも、漁業の再生・復興のために毎日現場において網等の修繕を行っております。40隻あった漁船を初め、漁協事務所、荷さばき所、漁網もすべて流されました。一日も早い復興のために町として全面的に、町のブランド品であるホッキ貝や、またサケの再生の支援を積極的に行うべきであります。

(6)として、山元浄化センター、坂元、上平の農業集落排水、亘理地区清掃センターが大震災で大きく破壊され、現在、事業再開に向け鋭意努力していると思われませんが、それぞれの施設について稼働再開はいつになるのか。特に亘理地区清掃センターについては、町長は亘理名取共立衛生処理組合の副管理者としての立場として伺うものであります。

最後に、(7)の福島第一原発事故発生以来、福島県初め東北、関東のかなり広範囲にわたり影響が強く懸念されるところでございます。山元町もこの現場から半径60ないし70キロ圏内に入っており、特に学校や保育所の教育現場の放射能数値が懸念されますが、その数値と対策について伺います。

以上、多岐にわたりましたが、第1回目の質問といたします。

議長(佐藤晋也君) 町長齋藤俊夫君、質問の(7)については教育長森 憲一君。

まず、町長齋藤俊夫君。

町長(齋藤俊夫君) はい。佐藤智之議員の大震災の復旧・復興への対策についてのご質問にお答えいたします。

まさに多岐にわたりご質問ちょうだいいたしました。順次お答えを申し上げたいと思います。

初めに、災害公営住宅の建設についてでございますが、現在、今後の住まいに関する被災者の意向を確認するため、津波被災者を対象に調査票を送付させていただいており

ますが、2, 140件を発送し、9月8日現在で1, 477件、69パーセントの回収率となっております。今後、調査票の回答を確認しながら、災害公営住宅の建設戸数や新たな居住地の造成面積などを精査していくこととなりますが、現段階の回答状況としては、おおむね300戸、最終的には多くても400戸程度の整備が必要となるのではないかと考えております。

その整備時期については、被災者の早期の生活再建を図るため、早期に災害査定を受けるとともに、今年度中にも建設場所の選定及び設計を行い、来年度には工事も着手し、25年3月までに一部着手できるよう取り組んでまいります。

次に、働く場や雇用対策についてですが、町においては県の緊急雇用創出事業により雇用の場を確保し、現在、直接雇用として8事業、78人、業務委託による間接雇用において2事業、14人の計10事業、92人を採用しており、1事業8人について現在募集しているところでございます。被災者救済の観点から、今後とも長期的な雇用が必要なことから、この制度により雇用を確保していけるよう3, 000億円規模の雇用対策費を盛り込む方針が固まった国の第3次補正予算案を視野に入れつつ、県に対し制度継続を強く働きかけてまいります。

また、被災した中小企業等に対する支援といたしましては、独立行政法人中小企業基盤整備機構が東日本大震災の被災地域において事業活動を再開する複数の中小企業者が入居する仮設住宅、これは店舗とか事務所、工場等でございますが、これを整備し、市町村へ一括貸与し、市町村は入居者、入居条件を決定し、必要とする者へ貸し出す仮設施設制度を活用し、被災した中小企業等の仮店舗での営業再開を支援しているところであります。

町では、6月下旬に町内の中小企業者等へ説明会を実施し、施設の建設用地の選定を進めており、現在2か所8事業所を対象に中小機構への本申請と入居者との契約を進めているところであり、早ければ11月上旬には開業できるものと見込んでおります。今後、さらに町内2か所の施設用地に5事業者の追加を進めております。この制度により営業を再開した中小企業には工場もあるため、雇用の創出にもつながるものと考えております。

なお、この事業を選択しなかった商業者につきましても、県による宮城県東日本大震災復興基金事業の商店復旧支援補助金もしくは商業活動再開支援補助金により事業の再開を支援してまいります。

今後とも国の補正予算や雇用、商工業の復興に関する各種施策に注視し、被災者の生活再建のための雇用の確保に努めてまいりたいと考えています。

次に、高齢者対策としての孤立や孤独死対策及び緊急通報システムの設置についてですが、現在、仮設住宅に入居された65歳以上の1人、2人暮らしの高齢者宅を中心として、保健師及び社会福祉協議会の生活支援員等々と調整を図り、定期的に訪問を行い、必要に応じ相談、指導など、孤独死等の防止対策を行っております。また、民生委員協議会におきましても、仮設住宅入居者の生活支援について検討を進めているところであります。

緊急通報システムについては、身体上、慢性的な疾患等により日常生活を営む上で常時注意を要する方の住宅内に設置し、震災前は7の方が利用しており、うち2名の方が今回仮設住宅に入居したところであります。この方々は仮設住宅に入居したことによ

り常時近隣の方々とのかわりが持てることから、システム設置については不要との申し出を受けておりますので、今後はこの方々を初め仮設住宅に入居されている他の高齢者の方々の生活状況を勘案しながら、その必要性について対応してまいりたいと考えております。

なお、9月1日から山元町地域サポートセンター事業として高齢者宅の訪問を開始しており、来月1日には地域サポートセンターが全面開所となりますので、今後は配食サービスやサロン事業などを通じ、高齢者の方々が積極的に参加できる環境の整備に努め、心身ともに安心して生活できるよう対応してまいります。

次に、サポートセンターの増設についてですが、山元町地域サポートセンターとしては中山地区の仮設住宅内に設置をいたしました。運営については山元町地域サポートセンターを拠点とし、各集会所がサブセンターとしての位置づけとなります。サブセンターとなる各集会所においては、健康相談会や配食サービス事業などを実施いたします。サロン事業はサポートセンターでの事業実施となりますが、車両での送迎を行うことにより、仮設住宅間でサービスの格差が生じないように運用してまいりますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、物置の設置についてですが、物置は災害救助法の対象となっておらず、仮設住宅の入居説明会でも各個人で準備していただくよう説明しているところでもあります。設置場所については、隣接者と相談していただくようお願いしております。また、玄関前に設置されている風除設備を確保し、物置スペースとして活用するなど、入居者個々の工夫により対応いただいておりますので、ご理解願います。

次に、子供たちの安全な遊び場の確保についてですが、仮設住宅では住宅と駐車場を優先的に確保するため、子供たちの遊び場が確保できない状況にありますが、子供たちが一番多い浅生原東田地区においては、地権者の協力で、広場を整備しております。その他の仮設住宅においては、空き地活用について団地内でルールづくりや工夫により、子供たちが安心・安全に遊べるような対応をお願いしているところです。

次に、おふろの追いだきの導入についてですが、今回建設された一部の仮設住宅は、ふろの追いだき機能がついております。この仮設住宅を担当したメーカーの標準ユニットには追いだき機能がついており、住居タイプも2DK仕様しか提供できないメーカーであったと伺っております。通常の仮設住宅は残念ながら追いだき機能がない標準仕様のとおり建設されている状況ですので、ご理解願います。

次に、仮設住宅の冬期防寒対策の促進についてですが、仮設住宅の天井及び壁には標準の断熱材が入っており、気密性も高く、冬期における防寒効果があると認識しております。また、各住宅には冷暖房仕様のエアコンが1台設置されており、町独自の支援策としても、NPO法人アドラジャパンのご協力により、入居時に電気こたつを配布しております。

次に、仮設住宅地内とその周辺に防犯灯の設置についてですが、仮設住宅内の駐車場や集会所のほか、仮設住宅から小中学校までの通学路を中心とした道路に防犯灯の設置計画を調整しているところであり、来月上旬に着工に向け取り組んでまいります。

次に、町道等と橋との段差の解消のための補修工事についてですが、今回の地震による道路の舗装の損傷は町内全域に及んでおります。特に町道と橋の段差が激しく、交通に支障を来している箇所もあり、通行者にはご迷惑をおかけしている状況であります。

大部分は道路の補助災害で対応予定であります、特に損傷の激しい箇所につきましては、臨時職員による応急措置でも対応しております。また、国の災害査定も一部終了し、早急に発注できる状況になりましたので、早急に補修の実施に努めてまいりたいと考えております。

次に、太陽ニュータウン内の崩落寸前の民家への対応についてですが、現行の災害復旧では公共用地内の構造物等の原形復旧を原則としており、崩落による宅盤嵩上げや住宅の復旧、宅地内配水管の復旧など民地に係る補助等の対応ができない制度となっております。今回は激甚災害であり、本町ばかりでなく仙台市を初め多くの自治体の宅地造成地内で同様の問題が起きており、新たな救済措置ができるよう国や県に働きかけをしているところであります。

次に、土地利用の早期の発表と常磐線の再開についてですが、先日の住民説明会では、より詳細な土地利用構想案をお示しし、ご意見を伺ったところであります。今後、この方針に基づき、国や県、関係機関と協議し、さらに具体的な土地利用の整備内容等を検討し、町民にお示しすることで安心感を取り戻し、町外に避難していた町民も戻ってこられると考えております。

J R常磐線の早期復旧は人口流出に歯どめをかける重要な要素の一つであると認識しており、利便性が向上し、安全・安心に運行できる新しいルートで整備する方針を町民にお示ししたところでございます。町としましては、J R東日本による常磐線の復旧を全力で支援し、早期の再開を図ってまいります。

また、防災集団移転促進事業についてですが、この事業は津波等の災害や災害危険区域のうち住民の居住に適当でないと認められる区域内にある住居の集団的移転を促す国庫補助事業であります。本町においては、津波の浸水深が3メートル以上となった地区を新たに住居の建築を制限する災害危険区域第1種とし、このうち一定の住宅のまとまりのある集落を移転促進区域と定め、この区域を防災集団移転促進事業の対象と想定しております。現在の段階としましては、移転対象戸数は多くてもおおむね1,000戸程度と想定しておりますが、今後意向調査の結果を精査した上で、移転促進区域内の確定に合わせ対象家屋数を絞り込む予定であります。

また、事業の補助率は国庫が4分の3で町負担が4分の1となりますが、交付税措置により実質の町負担は6パーセント程度となります。しかしながら、非常に規模の大きい事業となりますので、町及び町民の負担軽減と要件等の緩和について、現在、県を通して強く国に要望しているところであります。

次に、漁業の早期の復興支援についてですが、漁業の早期復興を進めるため、まず漁場の調査と瓦れき撤去を行ってまいります。漁場の瓦れきの状況でございますが、6月13日に東北大学、仙南4地区小型底引き網漁業連絡協議会、宮城県漁協山元支所青年部により調査を行った結果、瓦れきは磯浜漁協の東沖においては沿岸の水深6メートルから13メートル付近まで続き、大きなものでは高さが2.5メートルから4.5メートルに達しており、防波堤の残骸やテトラポットと思われます。また、中浜においては、水深7.5メートルから9メートル付近に集中して堆積し、瓦れきが厚く堆積している場所がございます。さらに、中浜以北では、ごみ堆積は薄いものの漁場全体にごみが堆積し、水深8メートルより浅い岸寄りの部分に多く堆積している状況となっております。この瓦れきの撤去については、県により、浮き瓦れきは9月17日ごろまでに、また海

底の瓦れきについては9月末までに完了する予定となっております。

なお、2回目が台風12号の影響で延期となってしまいましたが、今後、漁協青年部と東北大学を中心としたダイバーによる調査を行う予定でございます。

ホッキ貝は町の特産品の一つであり、資源状況確認は重要と考えており、今後とも東北大学など関係機関と連携し、資源調査等を進めてまいります。

次に、漁協施設の災害復旧についてですが、現在、水産庁の支援をいただき、災害査定に向けた査定設計書を策定しているところです。査定の時期につきましては、10月中旬から12月までに受ける予定となっております。その後、災害復旧工事については県の指導を仰ぎながら取り組んでまいります。

今後とも国、県、漁業協同組合などと連携しながら、山元町の三大ブランドの一つであるホッキ貝を中心とした漁業の本格的操業の再開を支援してまいります。

次に、浄化センターや亘理地域清掃センター等の稼働再開についてですが、各処理場のうち坂元農集排処理場は被災することなく、正常に稼働しております。その他の山元浄化センター、上平処理場については、地震、津波により、コンクリート構造物を除く電気機械設備が壊滅的な被害を受け、現在、応急仮復旧として簡易沈殿処理を行っております。これら施設の本復旧については、今年12月上旬に国の災害査定を予定しており、また12月議会において本復旧の契約に対する債務負担行為の設定について提案し、ご審議をいただくこととしております。このため、山元浄化センター、上平処理場の震災前と同様の本稼働は、復旧に所要の日数を要することなどから、平成25年3月の稼働予定となっております。

また、亘理清掃センターの稼働については、先月29日に亘理名取共立衛生処理組合議会第2回臨時会においてごみ処理施設復旧事業費予算をご可決いただき、今月中に業者に発注の予定であり、稼働予定は平成24年9月末となっております。

次に、7点目の学校教育現場と保育所の放射能の数値と対策についてお答えいたします。

東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う放射能対策については、3月14日から定点測定により放射能の空間線量を計測し、監視を続けているところです。本町における放射線量については、本庁舎前において3月16日の毎時1.59マイクロシーベルトをピークに数日後には数値は下がり、現在に至っております。

各保育所の放射能につきましては、6月15日から園庭中央において地上から50センチメートル地点の空間線量の測定を開始し、9月13日現在、北保育所では毎時0.19マイクロシーベルト、南保育所では毎時0.18マイクロシーベルトという結果となっております。この数値から国の示す計算方法を用い保育所における年間放射線量を算出しますと、年間0.014ミリシーベルトという結果が得られたところです。この数値につきましては、文部科学省及び厚生労働省が示す放射線量の基準の原則年間1ミリシーベルト以下とし、これを達成するために園庭の空間線量については子供の行動パターンを考慮し、毎時1マイクロシーベルト未満を目安とするとの内容をいずれも下回る測定結果となっております。

また、先に行われた亘理郡医師会公開講座の中で、通常、自然界から受ける放射線量は年間2ミリシーベルトとなっており、本町における数値は問題ない可能性が高いとの説明を受けたところであります。

本町におきましては、子供に対する放射能の影響を心配する保護者の皆様へ国の通知内容及び放射線量の測定結果をお知らせするとともに、屋外活動の時間の制限等による計画的な保育の実施、靴底の砂を室内へ持ち込まないようにするための洗い場の設置、さらには手洗い、うがいを今まで以上強化するなど、児童が安心して保育所において過ごせるよう取り組んでいるところです。

また、今後につきましても、国の動向を踏まえ、県の指導も受けながら、今後とも児童が多く時間を過ごす場所の放射線量を注視しながら、安心して過ごせる環境整備を保ちたいと考えております。

私からは以上でございます。

教育長（森 憲一君）はい。

佐藤智之議員の大震災の復旧・復興への対策のご質問のうち、学校等教育現場の放射能の数値と対策についてお答えいたします。

放射線量の測定につきましては、各小中学校とも日本製の機器で5月24日から、小学校では地面から50センチメートル、中学校では1メートル地点で空間線量を測定し、毎日午前10時に2回データの収集を行い、平均値を採用しております。

当初、坂元中学校では毎時0.49マイクロシーベルトと現在よりは高い値を示しておりましたが、9月13日の校庭中央付近の空間線量率の測定結果は、一番低い山下第一小学校では毎時0.11マイクロシーベルト、一番高い坂元中学校では毎時0.27マイクロシーベルトと、当初の約半分までに空間線量が減少してきております。

なお、各小中学校における定点測定値につきましては、ホームページや学校だより等を通じて保護者の皆様にもお知らせをしてきております。

文部科学省では、8月26日に夏期休業終了後の学校生活において児童生徒が受ける空間線量の目安を年間20ミリシーベルトから1ミリシーベルトに、1時間当たりは3.8マイクロシーベルトから1マイクロシーベルト未満に基準を変更いたしました。最も高かった坂元中学校の数値を文部科学省が示している計算式に当てはめてみますと、年間0.07ミリシーベルトとなり、空間線量は基準を大きく下回っております。

さらに、9月10日に中央公民館で行われた亘理郡医師会の公開講座「原発事故“亘理郡への影響は”被曝量の評価と人体への影響」の講演会で、国立病院機構仙台医療センター診療技術部長兼放射線科部長の佐藤明弘医師は、亘理郡の原発事故被曝のまとめとして、「亘理郡の被曝は、もともと自然から受けていた2ミリシーベルトから倍程度の4ミリシーベルト以下に増加しているが、この程度の被曝による人体への影響は問題ない可能性が極めて高い」と総括されたところです。

今後も大事な児童生徒の教育環境の安全性をより確保するために、子供たちが普段利用する遊具の周りや放射性物質の集まりやすいと言われる局所等、いわゆるホットスポットのきめ細かな空間線量測定を行うように学校に指示をしたところでございます。

教育委員会では、今後も国の考え方を取り組みを注視し、不明な点等は県の指導を仰ぎ、安全・安心な学びやで児童生徒が勉強できる環境を保ちたいと考えております。

私からは以上でございます。

7番（佐藤智之君）はい。それでは、（1）のイ、公営住宅の予定戸数、先ほど町長の方から300戸ないし400戸必要であると。その中で25年度3月に一部開設と言いますか、この25年の3月の一部開設というのは大体どの程度の見込みなのか、まずこれを聞き

ます。

町長（齋藤俊夫君）はい。まだ残念ながら、この場で何戸というふうにご紹介できる検討段階ではございませんが、もう少し時間をおかりいただき中にご説明してまいりたいと思いますので、もう少しお待ちをいただければというふうに思います。いずれにしましても、そう多い戸数にはならないかなと思いますけれども、極力早く、一部でもできるようにしてまいりたいと思っております。

7番（佐藤智之君）はい。今回、仮設入居者だけでも約1,000戸と伺っていますけれども、先ほどの町長の説明では300ないし400戸必要であると。私の感じとしては、ちょっと少ないのではないかと、後で慌てはしないかと、町として、そのように思いますけれども、この数字の根拠と言いますか、この前調査したあの数字をもとにした確かな数字なのか、その辺、確認したいと思います。

町長（齋藤俊夫君）はい。そのとおりでございます。おおむね300戸程度というのが現在の回収率の段階での数字でございます。ただ、これはやはり私どもからの公営住宅に対する説明、情報提供ですね、あるいは今後の町の団地の整備の状況とか、皆さんもそれぞれ情報を入手しながら少しずつ精査していくというふうな、そういう段階を踏むことになると思いますので、今後も積極的な情報提供に努めてまいりたいと考えてございます。

7番（佐藤智之君）はい。次に、働く場の確保でございますけれども、現在8事業、2事業、計10事業で合計92人、さらに1事業8人について云々という答弁がありました。本来であればもっともっと、仮設に入っている方、仕事がなく困っている、そういう状況ですので、もっとほかにこれを生かせる方法がないのかどうか。

例えば、今回町内を走って、ご存じのとおり、草を刈る人が仮設に入っている関係で、町道等を初め草ぼうぼうになっているんです。要するに、交差点、交差点の見通しが悪い、そういったことにも方々を活用して、何とかあいつの仕事に向けられないものなのかどうか、その辺、いかがですか。

町長（齋藤俊夫君）はい。

まちづくり整備課の方でもいろいろと臨時雇用している中でご指摘のような部分の対応もしているわけでございますけれども、少しでも人の往来の多い場所を中心に計画的にその辺の作業を進めてまいりたいというふうに思います。

7番（佐藤智之君）はい。次に、商店復興で、2か所8事業、また2か所5事業、最初の8事業については11月上旬に契約済みだと。残りの5事業。これ、それぞれどのような場所が想定されるのかどうか。

町長（齋藤俊夫君）はい。担当の産業振興課長の方からお答え申し上げます。

産業振興課長（渡辺庄寿君）はい。ただいまの質問ですけれども、11月の中旬まで予定されている2か所、これにつきましては、場所は地球村、あそこのところに2店、あと体育文化センターのところに、今のテニスコート、計画がありますね、その南側のテニスコートから町道までの間に第1候補として予定しております。ここには6店が入る予定でございます。

7番（佐藤智之君）はい。次に、緊急通報システムですけれども、今のところ必要ないという回答でしたけれども、これは一番心配される、例えば深夜の急病、次の朝行ってみたら残念ながら最悪の事態になっていたと、そういうことを防ぐために、これは採用されているシステムですけれども、これも今後、配備を常に検討しなくちゃならないと思います。

今のところ常時不要としていたのでは、最悪の場合、大変なことになると。そういう点で、町長、もう一度検討のほどを。

町長（齋藤俊夫君）はい。そういう希望があれば積極的にこれは対応していきたいというふうに思っております。

7番（佐藤智之君）はい。それと、サポートセンター、とりあえずサロン形式で送迎をしながら進めていくと。私質問したのは、今後、例えば中部あるいは北部、浅生原地区、北部というところですね、ここも相当の方々が仮設に入っておりますので、また高齢者の方が多いということで、やはり段階的にこの2か所等についても今後設置を検討すべきではないかと思っておりますけれども、その辺、どうですか。

町長（齋藤俊夫君）はい。まずは、10月から本格稼働することになる拠点の山元地域サポートセンター、これの稼働・運営状況を、少し状況を確認しながら次の展開を検討してまいりたいなというふうに思います。基本的には、先ほど説明したような拠点とサブとの連携プレーの中で当座はやっていきたいと考えております。

7番（佐藤智之君）はい。それから、ふろの追いだきの件ですが、これは当初県で建てた仮設住宅、したがって県の方にこの辺の対応を何とか申し入れして、進めるべきだろうと思えます。中には、何でこの仮設は追いだきになっていないんだ、あの仮設にはあってと、そういう不公平感が生じているんです。ということで、県との協議を進めるべきだろうと、このように思っておりますけれども。

町長（齋藤俊夫君）はい。追いだき機能がついたふろの設置の関係ですが、仮設住宅の供給は、内容を申し上げますと、県の方がプレハブ協会との連携によって基本的に対応をしているわけなんです、実はその協会の中にもユニット型のプレハブメーカーと住宅部門メーカーと二つに分かれております。多分、一定の仮設住宅の需要ということであれば従来のユニット型のいわゆる標準仕様での供給ということになったんだろうと思っておりますが、今回余りにも仮設住宅の需要が多いということが多分あって、途中で山元町から追いだき機能しかつけない、これが標準仕様になっている住宅部会の方のメーカーが山元町に、しかも2DKしかつけない、それが途中から建設されるようになったという経緯があるわけでございます。

そういう中で、町としては、ご指摘のように、当初入った方と、あるいはそれ以降もそういう形でアンバランスができたのではうまくないということもございましたので、町独自の発注制度も途中から認められたことから、皆様方が要望されている部屋のタイプに合わせた、いわゆる当初から導入していたタイプで継続するというふうになったわけでございますので、これを改めてというふうになると、これは山元町だけの問題でないという部分もありますし、相当な費用もかさむということもございまして、そういう前後関係の中でご理解をいただければなというふうに思います。

7番（佐藤智之君）はい。防犯灯と町道・橋の段差については、その設置あるいは工事を大いに急いでいただいて、とにかく町民の皆さんが安心して通れる、そういう施策をぜひ行っていただきたいと。これは要望をしておきます。

次に、太陽ニュータウンの件でございますけれども、ざっと数えますと約10軒が倒壊あるいは住めない状態になっている。これは私、もう一度確認しなくちゃならない件もございまして、国の方策の中で、半壊5戸以上の場合、移転を前提とした、そういう国の施策があるやに聞いておりますけれども、この辺、ぜひ町としても調べてい

ただいて、あるのであれば、これをぜひ適用していただいて、あの太陽ニュータウンの10軒の方々のために全力を挙げて取り組んでいただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

町長（齋藤俊夫君）はい。太陽ニュータウンの対応については、いろいろ県の方とも相談をしながら対応してきたところがございますので、少なくとも私どもが確認させていただいた中では、先ほどご回答申し上げたように、なかなか今の制度で対応するのはちょっと難しい状況がございますので、これは他の自治体ともども、やっぱり国の方に強く要請していかなくちやない問題であるというふうに考えているところでございます。

7番（佐藤智之君）はい。次に、（4）のイ、土地利用の発表時期、これはいつごろになるのか。先ほど同僚議員に対する町長の答弁は10月か11月と聞きましたけれども、もう一度その辺を確認したいと思います。

町長（齋藤俊夫君）はい。先ほどもちょっと触れさせていただいたように、これは条例化をしないと前に進めない内容のものでございますので、11月を目標に、明らかにしていけるように取り組んでまいりたいと思っております。

7番（佐藤智之君）はい。それと、常磐線の再開については、先ほど佐山議員の方からもいろいろ指摘がございましたので、その辺をよくよく腹を据えて、またJR側としっかりと協議、あるいは両隣の自治体ともよく話し合いを進めて、しかも一刻を争うと言いますか、一日、一時間でも早くこの問題が解決して、今町外に住んでいらっしゃる方も安心して、やはり山元町にもう一度戻って生活しようと、そう思われるような、確かどこかにありましたよね、住んでみたくなる山元町、そのスローガンどおり、これはやっぱり真剣に早急に取りかかるべきだと思いますけれども、もう一度町長の固い決意をお聞かせください。

町長（齋藤俊夫君）はい。ご指摘のように、JRの復旧は町として最大の課題であると思っておりますので、全力投球で一日も早い復旧に向けて取り組んでまいりたいと思っております。

7番（佐藤智之君）はい。それから、（4）のロですけれども、防災集団移転、どれくらいの規模かということで、先ほど町長の方から1,000戸程度と。この負担割合ですけれども、国庫が4分の3、あと残りが4分の1。これ、確認しますけれども、自己負担はどの程度になるんですか。

町長（齋藤俊夫君）はい。この集団移転の関係については、新聞などにもたまに紹介されるわけなんですけど、町も含めて、新しい形での支援制度をお願いしているところでございます。これまでの集団移転の規模というのはそう大きくない場面での制度になっておりますので、それを単純にそのままでは、今ご指摘の個人的な負担額の問題、あるいはスムーズな事業の推進、これはなかなか厳しい側面もありますので、第3次補正が来月中にも示されるだろうと思っておりますので、そういう中で全容が明らかになってくると思っておりますので、また改めてご紹介をさせていただければというふうに思いますが、現段階での小さいこれまでの集団移転を対象にした中では、個人への補助の現行の制度では1,650万円になっておりますので、これのさらなる引き上げというものを今強く要望をしているところでございます。

7番（佐藤智之君）はい。ちょっとわかりにくいんですけども。1,650万円、この辺、もうちょっと詳しく、わかるように説明してください。

町長（齋藤俊夫君）はい。補助制度の中で、今の枠組みで、これまでの小さい集団移転を例にと

ってあれすれば、個人に対する補助の限度額、これが1,650万円と、そういうレベルになっているということでございます。

7番（佐藤智之君）はい。そうすると、極端な話、1,650万円以内だったら自己負担はないということですか。

震災復興推進課長（鈴木光晴君）はい。それでは具体的に数字をお示ししますけれども、まず現行制度なんです、国庫補助金が4分の3、それから町の負担が4分の1ということになります、その4分の1のうち、一般単独事業債が充当率が90パーセントということで、町の持ち出しが一般財源が残りの10パーセントということになります。そのうち、先ほどの一般単独事業債、充当率90パーセントの一般単独事業債のうち、元利償還の80パーセントを特別交付税措置が受けられるということになっています。それから、一般財源の方で50パーセント特別交付税措置が来るというようなことで、これを計算しますと、町の方の持ち出し分が5.75だと確か思ったんですけども、それで先ほど町長の方の説明要旨にもありましたが、約6パーセントが町の持ち出し分になっているということでございます。以上です。（発言者あり）

震災復興推進課長（鈴木光晴君）はい。すみません。基本的には、現行制度ですと、促進地域にかかった土地については町が買い上げまして、あとは造成費を町の方で国から補助を受けて整備をする。整備をした土地を個人にはお貸しするというような制度内容になっています。その整備をするために必要な限度額というのがありまして、それが1戸当たり約1,650万円というのが現行制度です。ただ、それも今国の方からは1戸当たり1,650万円の限度額の撤廃ということも動きとしては出てきておりますので、その辺につきましても、もうちょっと時間をいただきたいということでございます。

7番（佐藤智之君）はい。では、この件につきましては、いずれ特別委員会等でもっと詳しくお聞きしたいと思っておりますので、この件についてはここまでにとどめておきたいと思っております。

それと漁業の復興支援、先ほどいろいろ町長から話ありましたが、とにかく漁業者の皆さんは非常に熱意を持っています。何とか再開をしたいと。また、できれば住むのも波の音を聞いて夜眠りたい、極端な話ですよ、そういったくらい漁業にける情熱は相当なものがございます。町長、漁業関係者と直接ひざを交えて話し合ったかどうか、その辺、いかがですか。

町長（齋藤俊夫君）はい。時期の問題はございますけれども、震災以降数回、接触の場を持ってございます。

7番（佐藤智之君）はい。それと、ご存じのように、荷さばき所、漁協の事務所、これらすべて流されているわけですね。荷さばき所の中にあつた冷凍設備とか、そういったことも町で何とか支援してもらえないのかどうか。当然、船の問題もございます。40隻流されて、今たった1隻だけですね、お借りして、細々とやっと今漁獲に乗り出していると、こういうことで、船の建造問題もあります。大変大きな問題ですので、その辺、よく国、県と相談をしながら進めていただきたいんですけども、その辺の見通しについて。

町長（齋藤俊夫君）はい。船の関係につきましては、今県の漁協が船を用意するための新たな受皿となる漁協を三つほどつくって、その中で船を調達していくというふうな新しい仕組みもできておりますので、そういう場を通じて連携しながら船の確保というものに取り組んでいきたいと思っておりますし、あとは漁港のこれからの復旧に伴って必要な施設も出てきますので、この辺も国の3次補正の動きも見据えながら対応してまいりたい

と考えてございます。

7番（佐藤智之君）はい。では最後でございますけれども、大変なこういう復旧から復興へと、また復興計画の具体的な策定、いろいろ町長初め町執行部も大変な時期でございますけれども、どうか町民の生の声を聞きながら、しかも先ほど来、いろいろ指摘されております議会とよく話し合いを進めながら、町のこの一大事をぜひとも協力態勢で、それこそ「チーム山元」のもと、乗り切っていきたいと思っておりますけれども、再度その辺の町長の決意を聞いて、私の質問を終わります。

町長（齋藤俊夫君）はい。今回の災害、だれもが経験していない未曾有の災害でございますので、なかなかこういう対応でいいというのがお互いに共有できない部分もあるわけでございます。そしてまた、膨大な業務をお互いに対応していかなくちゃいけないという中で、非常に限られた時間、限られた期間の中で相当の業務をこなしていかなくちゃいけないということではございますけれども、しかしご指摘のように、議会の皆さんなり町民の皆さんの意向を十分に踏まえた復興計画そしてまた町の再生に取り組む必要がございますので、これまでの半年間の対応の、いろいろ健康的な面等もございまして、お互いに健康に留意しながら、一生懸命これに不退転の覚悟で取り組んでまいりながら、将来に悔いのないまちづくりを進めてまいりたいというふうに考えておりますので、今後ともよろしくお願い申し上げたいと思っております。

議長（佐藤晋也君）ちょっと答弁漏れがありますので。震災復興推進課長鈴木光晴君。

震災復興推進課長（鈴木光晴君）はい。すみません。先ほどの説明でちょっと、防災集団移転の件です。ちょっと誤解を与えてしまったかもしれないので、再度説明申し上げさせていただきます。

先ほど補助限度額1,650万円という話をさせていただきましたが、これは町が受ける補助事業の事業費に対しての限度額という意味合いでございますので、個人に対するお支払いということではございませんので、その辺、ご理解いただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

議長（佐藤晋也君）7番佐藤智之君の質問を終わります。

議長（佐藤晋也君）この際、休憩をします。再開は4時20分といたします。

午後4時10分 休 憩

午後4時20分 再 開

議長（佐藤晋也君）再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（佐藤晋也君）5時前ではございますが、本日の会議時間を議事の都合により、あらかじめ延長します。

8番遠藤龍之君の質問を許します。

遠藤龍之君登壇願います。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。8番。ただいまより、2011年度第3回議会定例会に当たり、町民の皆さんが要望する当面の諸課題を初め今後のまちづくりにかかわることなど町政全般にわたる一般質問を行い、町長の所見をお伺いするものでございます。

1件目は、一日も早い暮らしの再建で元の生活をという質問でございます。

東日本大震災から6か月がたち、いまだに苦境にある被災者の生活再建のための一日も早い、今すぐの対策が多く求められています。今回の震災で多くの家屋が被災しながら、一部損壊以下の住宅は国の支援を受けられません。国の被災住宅への支援制度では、全壊や大規模半壊への支援制度や半壊住宅への応急修理制度などがありますが、一部損壊以下の支援制度はありません。山元町では一部損壊以下の住宅は1,000棟を超えているということが報告されています。山元町は、もともと自宅改修に補助金を出す住宅リフォーム助成制度の実施には積極的で、被災前の当初予算にはその予算が計上されていたもので、こうした状況のもとでこそ、こうした制度が今求められているのではないかとこのように考えております。

また、家屋等の被災者を対象としたアンケート調査結果に強調されています、自宅再建改修見通しがないとしている被災者が7割も示されている中で、災害公営住宅の建設や被災者等の十分な足の確保の今すぐの実施が求められておりますが、次の点について伺います。

1点目は、一部損壊の住宅も支援の対象となる「住宅リフォーム助成制度」の今すぐの実施についてであります。

2点目は、被災者の希望者全員に見合う災害公営住宅建設の今すぐの着手についてであります。

3点目は、ぐるりん号の拡充で仮設住宅の住民やJR亘理駅への足の確保という3点の質問でございます。

次に、2件目の質問であります、放射能汚染など原発問題の取り組みについてであります。

福島原発によって大量かつ広範囲に放射性物質が放出され、国民の放射能への不安が広がっております。とりわけ、放射能への感受性が高い子供の健康を守ることは、山元町にとっても大問題であります。放射能汚染の実態を正確に把握し、その実態とリスクを町民に明らかにし、その被害から町民の命と健康を守るために可能なあらゆる対策が町に求められております。そこで、次の点について伺います。

1点目は、測定箇所をふやし、町内全域を測定すること。

2点目は、測定結果については回覧板やインターネットなどで正確に町民に公表すること。

3点目は、高濃度の汚染場所が確認されたら、除染対策を早急に行うこと。とりわけ、保育所や学校などのホットスポットの除染を本格的に開始すること。

4点目は、福島原発事故の我が町への影響と町民生活の対策について具体的に町民に知らせる取り組みを行うこと。

以上、4点であります。

最後に、3件目の質問であります。仮設住宅をめぐる取り組みについてであります。

1点目は、高齢者等のサポート拠点設置の経緯についてであります。

2点目は、被災者の生活再建支援に万全の対策をとという質問であります。

3点目は、自治管理等、自治組織の確立を目指す対応、取り組みについて伺います。

4点目は、仮設住宅建設の町発注分の対応についてであります。以上、3件を私の一般質問といたします。

町長（齋藤俊夫君）はい。遠藤龍之議員のご質問にお答えいたします。

大綱第1、一日も早い暮らしの再建で元の生活をのぞくご質問の1点目、住宅リフォーム助成制度の実施についてですが、現在、災害救助法の応急修理制度で、全壊、大規模半壊または半壊した住宅を対象に、町が業者に依頼して、1世帯当たり52万円を限度とした応急修理制度を実施しているところですが、ご指摘のように、一部損壊等の被害程度が少ない住宅は対象外となっております。

平成23年の第1回定例会で提案し廃案となった住宅リフォーム助成制度でございますが、これは町内経済の活性化のため、町内建築関係業者の受注機会の拡大を支援するとともに、町民の居住環境の向上を図る目的で提案いたしました。今回の津波で災害救助法の応急修理制度の対象にならない一部損壊等の住宅は、ご案内がありましたように件数が余りにも多く、また既に修理を終えている住宅もあり、ご提案の制度を創設し実施することは見合わせたいと考えております。

しかしながら、新年度に向けて被災された町民の方々の新築や増改築の取り組みが見込まれますことから、町民の負担軽減を図れるよう、新たに住宅助成制度を検討してまいりたいと考えております。

次に、災害公営住宅の整備についてですが、先ほどもお答えいたしましたとおり、現在、被災者の意向を調査しているところでございます。9月8日までに1,477件、69パーセントの回収率となっている中で、この段階での回答状況としては、おおむね300戸程度、最終的には多くても400戸程度が公営住宅の必要戸数になるのではないかと考えてございますけれども、今後も被災者の意向調査を確認しながら、精査しながら、具体の建設戸数を決めてまいりたいと考えてございます。そういう中で、調査設計を今年度から行う予定としておりますので、来年度早々には工事に着手できるものと思っておりますので、先ほどお答えしましたように、25年の3月までには一部入居できるように取り組んでまいりたいと考えております。

次に、ぐるりん号の拡充と亘理駅への足の確保についてですが、ぐるりん号の運行については、震災直後、通常運行を当面休止し、4月2日から災害応急路線として被災者の生活支援をメインとした山下地区と坂元地区の循環運行を行ってまいりました。その後、避難指示解除の区域や仮設住宅団地への入居などに合わせ、随時、運行路線等の見直しを行い、現運行体制の中で被災者の交通手段の確保に努めてきたところであります。

しかしながら、ご指摘のように、震災により被災された高齢者や子供たち、さらには被災により自家用車を失った方など、交通弱者の生活実態に合わせた足の確保については、さらなる改善が必要であると認識しております。

運行改善に当たっては、昨年度において公約実現のための検討を地域公共交通会議等で進めていたところ、今回の震災により中断を余儀なくされたところではあります。今回は、それまでの検討結果に加えて、震災復旧期の対応としての運行ルートや運行台数など、生活再建のためのニーズに合わせた改善を行いたいと考えております。具体的検討に当たっては、今回、本予算案に国の補助事業である調査事業を計上し、仮設住宅入居者のニーズや現在運行している路線の利用状況を調査、分析することとしております。

さらに、この調査結果等に基づき、生活再建と復興を見据えた運行ダイヤやバスの台数などについて検討を重ね、また運行ルートについては、ぐるりん号等によりJR亘理駅までの乗り入れなど地域の枠を越えた運行も視野に入れながら関係機関との調整を図

り、今年度中にも運行路線等を決定し、運行のための予算を計上してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

次に、大綱第2、放射能汚染等原発問題の取り組みについての1点目、町内全域での測定についてお答えいたします。現在、町では子供たちが活動する各小中学校や保育所、幼稚園のほか公共施設など町内16か所において放射線の定点測定を行っております。現在の測定地点につきましては、震災による津波浸水区域外のいわゆる岡通り地区が中心となっておりますが、9月1日から花釜区、牛橋区及び笠野区の一部を避難指示解除区域に拡大したことに伴い、これらの地域についても新たな調査対象区域に加え、測定地点をふやしてまいりたいと考えております。

次に、2点目の回覧板やインターネットを通じた測定結果の正確な公表についてですが、測定結果につきましては、町及び県のホームページでの日々更新したデータの公開、広報やまもとへの掲載、各小中学校の学校だよりや各保育所での掲示等による公表のほか、りんごラジオを通じて広く町民の皆様にお知らせをいたしております。今後とも町民の皆様によりわかりやすい正確な情報の提供を心がけてまいりたいと考えております。

続いて、高濃度の汚染場所の除染対策を早急に行うことについてですが、現在の生活空間における放射性物質の多くはセシウムであり、セシウムは土壌の表面に吸着されていることから、雨水の流れる場所及び滞留する場所などは比較的線量が高くなるという特徴があります。それらの箇所については、流水による洗浄や表土の入れかえ、蓄積汚泥の撤去などにより一定の線量低減が図られます。

しかしながら、ここで問題になりますのが除染後の放射性物質についてであります。例えば流水で洗浄した場合、その場所の線量は低減するものの放射性物質は消えるわけではなく、その流末で再び蓄積するおそれがあります。また、土や汚泥の場合についても、仮置き場を定め集積する場合は、結果的にさらに高濃度の蓄積場所を新たにつくり出す要因にもなります。

なお、政府が先月26日に公表した除染に関する緊急実施基本方針においては、年間線量が20ミリシーベルト以下の地域については市町村が、1ミリシーベルト以下の地域では住民らがそれぞれ除染を実施するとしながらも、いまだ政府は最終的な処分方法についての明確な方針を示しておりません。政府の基本方針において放射線対策としての除染を安易に地方自治体や住民の対応にゆだねられても、技術面や財政面においてさまざまな問題が懸念されるところであります。

こうした状況の中、去る9月12日に開催されました東京電力福島第一原子力発電所事故対策宮城県民会議において、宮城県から、10月末までに原発事故被害対策の基本方針を、12月末までに同実施計画を策定することが示されたところであります。町といたしましては、これらの内容を見極めながら、また関係自治体とも連携を図りながら、国に対し早急に抜本的な対策を講じていただくよう求めてまいりたいと考えております。

続いて、福島原発事故の我が町への影響と町民生活の対策を町民に知らせることについてですが、去る7月3日に自治医科大医学部の環境毒性学部門教授香山先生を講師にお招きし、町主催により「放射線の基礎知識と人体に及ぼす値について」と題する講演会を開催いたしましたところ、200名を超える町民の皆様にご参加いただいております。

また、今月7日には亘理郡医師会との共催による公開講座を開催し、これについても400名を超える多くの町民の皆様にご参加いただいております。改めて町民の皆様

放射能問題に対する関心の高さを痛感したところであります。この公開講座の中で講師を務められた国立病院機構仙台医療センターの佐藤先生から、本町における放射線量、被曝量が人体にもたらす影響はおおむね問題がない可能性が極めて高いとのお話をいただき、私どもとしても大変安堵いたしているところであります。

放射線問題については町民の健康に直結する問題でありますことから、今後とも測定数値の推移を監視していくとともに、その内容について町民の皆様に広くお知らせをしてまいりたいと考えております。

次に、大綱第3、仮設住宅をめぐる取り組みについての1点目、サポート拠点設置の経緯についてですが、4月下旬以降、仮設住宅への入居が進む中、従前との生活環境の変化から来る戸惑いや身体的不調など、不安を持たれている方が多くおられることから、その対策の必要性を検討しておりました。そうした中、6月初め、県からの応急仮設住宅地域におけるサポート拠点設置の取り組みについて要請があり、県と調整を重ねた結果、仮設住宅の集会所への併設が認められたことから、地域支え合い体制づくり事業の補助金を活用し、実施の方向を決めたところであります。

具体的な設置場所については、仮設住宅を建設中である浅生原東田地区と中山熊野堂地区の2か所が候補地になり、サロン事業の送迎業務や訪問事業、各業務スタッフなど15台の車両駐車スペースが必要なことから、比較的敷地に余裕があり、円滑な事業推進が可能な熊野堂地区への設置としたところであります。

次に、生活再建支援に万全の対策をについてですが、被災者の方に対する生活支援といたしまして、被災者生活再建支援制度に基づく支援金や町条例による損害見舞金の支給、各種税金や医療費の免除など、震災直後から被災者の方々の立場に立った支援を行ってきたところであります。応急仮設住宅等へ入居された方は、新たに生活再建を始めなければならない方であることから、入居時に日赤からの家電6点セットのほか、町独自にNPO法人アドラジャパンの協力を得て、食料や調理器具、食器セット等の支援を行ったところであります。その後も扇風機を配布するとともに、町内の全避難所が閉鎖し、仮設住宅入居希望者が全世帯入居した現在は、支援米として保管してきた米や調味料などを配布しているところであります。

また、生活再建の大きな柱となる雇用対策としては、ハローワーク仙台による仮設住宅集会所での巡回相談のほか、県の緊急雇用創出事業を活用し、町臨時職員として現在まで78人の方を採用しております。今後も県からの追加配分もありますことから、雇用の場を積極的に設けていきたいと考えております。そのほか、各集会所の掲示板に雇用情報のチラシを掲示するなど、雇用情報の提供にも努めてまいります。

さらに、日本司法支援センターの協力により、役場敷地内に無料法律相談所「法テラス」を設置し、仮設住宅での巡回相談など、総合的な法律相談の支援も計画しているところであります。

町といたしましても、被災者の方々が一日でも早く通常の生活に戻れるよう、生活再建に向け支援を行ってまいります。

次に、自治組織を目指す取り組みについてですが、6月定例会での議員のご質問に回答いたしましたように、仮設住宅を単位とし、一つの自治会組織として運営をお願いする観点から、6月中旬から各仮設住宅で自治会組織の立ち上げに係る懇談会を開催しております。その中で自治会の立ち上げをお願いしており、まず班長を選出していただき、

次に班長の方々に仮設住宅を代表する行政連絡員を選考していただいたところであり、今月初めにはすべての仮設住宅で行政連絡員が選考されましたことから、去る7日に各仮設住宅の行政連絡員、民生委員協議会及び社会福祉協議会、そして保健福祉課を中心とする役場内の関係各課で構成する「応急仮設住宅等連絡会」を組織し、第1回目の会議を開催したところであり、今後、毎月定期的に開催することとしております。

この連絡会は、仮設住宅に入居されている被災者の方々の生活再建に向けた各種事業等の連絡調整を目的に設置したものであり、各支援団体が提供する支援活動の公平性の確保を初め、入居者のニーズに即した支援活動の提供並びに調整を進めてまいります。今後、各行政連絡員の皆様には、この連絡会での情報交換を通じて、それぞれの自主的な運営を積極的に進めていただきますことをご期待しております。

次に、仮設住宅の町発注分の対応についてですが、仮設住宅の建設は県が担当し、第7次分まで計668戸建設してきたところでしたが、それ以降、県の発注では2DKの間取りしか建設できず、車いす対応や入居家族数に見合った間取り調整が難しいということが判明したことから、県と協議し、町独自での建設に踏み切ることといたしました。その建設工事予算として、平成23年第2回臨時会で災害救助法に定める単価をもとに500戸建設する計画で予算計上し、承認をいただきました。発注に当たっては県の助言を受け、プロポーザル方式を採用し実施しましたが、予定価格は県の平均発注単価を参考にして、既決予算の範囲内で、浅生原東田と中山熊野堂にそれぞれ130戸を計画いたしました。プロポーザルによる入札の結果、決定した業者との工事請負契約については、第2回定例会で議決いただき、着工したところであります。

さらに、当初に予算計上した災害救助法に定める単価と発注の際に参考とした県の平均単価が大きく異なり、既決予算では仮設住宅の必要戸数が不足することから、第2回定例会で県の平均単価により100戸相当分を建設する計画で追加予算計上し、ご承認をいただきました。その後、仮設住宅の発注戸数の調整を行ってききましたが、6月末までの仮設住宅申し込み締め切り後に駆け込み需要が多くあったことから、県と分担して仮設住宅を建設することとし、町の追加建設分として37戸分の変更契約を第3回臨時会に提案し、承認いただいたところであります。

以上の結果、町発注分の最終戸数は、契約後のキャンセルがあったことから、中山熊野堂が125戸、浅生原東田が159戸となっております。以上でございます。

8番（遠藤龍之議員）はい。今の部分からちょっと確認します。一番新しい、聞いたばかりなので。

今の町発注分の仮設住宅なんですけど、今のお話、流れ、そういうことだと思うんですが、これ一つ一つ見ていくと、非常にわからなくなると言いますか、そもそも当初、5月19日の暫定予算で確認された11億云々というのは500戸分という内容ですよ、今の説明で。そして、今の説明は、あと6月で100戸相当分足りなくなるということで100戸分として4億5,000万円、そして合計で16億5,000万円。現在、そうになっているんですが、この数だけ見ると、結局600戸で16億になるのかなど。今の説明だけで言いますと。その点、確認します。

町長（齋藤俊夫君）はい。今確認していただいたとおりでございます。

8番（遠藤龍之議員）はい。ちょっとおかしいと思うんですけども。疑問を持ちながらさらに確認しますと、しかしながら、その前に町長の5月19日の説明では500戸というの

があったんですけれども、町長は350戸分というふうな説明を、そして350戸が1億9,350万円という数字になっているんです。確認します。

ただ、そのときに同時にあわせて、副町長さんは最大500戸計上というような説明も併せてされているので、そのとき、その辺をまずはチェックしなければならなかったのかなと思いますけれども、それはもう流れて。数的に言いますと、6月補正で100戸相当分足りないということで4億5,000万円。この際には明確に1戸450万円相当ということで質疑の中で確認されていたんですけれども。そうすると、今ここにある、足されて16億円というのは、450戸分で16億円というふうに受け止められるわけですが、今の町長の言った600戸分16億円、その辺の、今私が挙げた数字と町長がその前に言った数字的なものについて、どのように受け止められるかお伺いします。私は違うと思って聞いているんですけれども。

町長（齋藤俊夫君）はい。副町長の方から対応させていただきます。

副町長（平間英博君）はい。遠藤議員のご質問にお答えします。

仮設住宅の予算については、さきにご説明のとおり、2回に分けて、当初分と追加補正分と2度、予算計上させていただきました。お認めいただきました。当初計上した際は、町長回答のとおり、災害救助法に基づく単価で予算計上させていただいております。その積算根拠として、災害救助法の単価が238万7,000円、その単価で最大500戸分。ただ、その際、当時、仮設住宅の申し込み受け付け中に民間賃貸に流れている方もかなりおいでになって、予算計上時点では1,000戸分の申し込みがございまして、県発注分としてその時点で650戸、県発注分がございました。その差額として、その時点での需要は350戸あればいいだろうと。ただ、なかなか申し込みされないで仮設住宅に入居されるか52万円の応急修理で家に戻られるか、そういったことで悩んでいることもいらっしゃいましたので、その時点では災害救助法の単価に基づいて最大500戸分確保しようということでの説明とさせていただきました。

ただ、その後、町で発注するに当たって県の指導を仰いでいる中で、県の発注額は災害救助法の単価とは大きく異なっておりまして、450万円を平均単価として発注をしているということが後日判明しましたことから、発注に当たって、確かに500戸分の予算として確保したのですが、単価が異なることから、発注については260戸分の既決予算の中での発注をさせていただき、あわせて同じ議会の中で追加分の100戸の予算を計上させていただきました。その際の予算の算出根拠は450万円の100戸分ということで、議会の皆さん方に対する説明としては、確かに当初予算は単価の低い形で掛ける500戸分、2度目の追加予算計上のときは450万円掛ける100戸分ということで、議会の皆様方への説明上は積算根拠の単価が異なりますので600分を予算計上させていただくような説明にはなりましたが、結果としては当初発注の分で450万円を県の標準単価を採用し発注いたしまして、最終的には先ほど申しあげました戸数分を町発注分として建設したということでございます。

8番（遠藤龍之議員）はい。11億9,350万円に4億5,000万円足して、これが……、最初の350戸というのも11億円で、この単価もおかしいんだよね。16億円の中で260戸を発注したという受け止め方でいいんですか。確認します。

副町長（平間英博君）はい。当初に計上させていただきましたのが第2回臨時会でございました。

そこでお認めいただいたのが11億9,300万円。その積算根拠は、500戸分掛け

る災害救助法の単価238万円7,000円で予算計上させていただきましたが、それをもとに実際に発注の際に、その単価では発注できず、県の方の助言もいただいて、実際には県の平均単価450万円をもとに260戸分を発注したということでございます。

8番（遠藤龍之議員）はい。私の理解では、理解というよりも説明を受けた上での理解では、6月議会で町長の説明では、引き続き町発注分360戸、引き続き360戸はつくりますよと。しかし、その360戸をつくる際に、若干、今言った、計算ちょっと間違っ、100戸に相当する分をふやすんだと。その際の単価は450万円だというようなことで、6月時点では360戸分としての予算、合わせた予算をね、というふうにその説明の中からは受け止めているわけなんです、そういうことでよろしいでしょうかと言ってもあれですから。私はそういうふうを受け止めて、この6月の議会のあれでは、その360戸のうち当面、とりあえず260戸つくりますというような受け止め方をしたんですが、そういうことでよろしいでしょうか。

副町長（平間英博君）はい。お答えいたします。

当初の積算の際に、繰り返しになりますが、低い単価で予算計上させていただいた関係で、最大アップパーとして500戸分、動きがあるから500戸分、当面つくるべき戸数として360戸ぐらいはつくるべきという判断ではあったんですが、算出根拠の異なっていた中での予算要求承認をいただいた関係がございまして、県の平均単価、実際に今年度建設している仮設住宅の平均単価によれば、既決予算の範囲の中での執行が当然必要でございますので、既決予算の範囲の中でのということで、積算根拠は異なりましたが、260戸分をまず発注させていただいたということでございます。ただ、それでは不足が起きますので、同じ……、契約をお認めいただいたのが第2回定例会でございまして、その同じ定例会で不足分として100戸分をあわせて、単価が当初の予算計上した積算単価と異なることをご説明しながら、さらに100戸分をまずは予算お認めいただいたという経緯と認識しております。

8番（遠藤龍之議員）はい。だから、そもそも11億9,000……、最初のね、これには相当な違いというのが、数字等々の、それはそれでいいんだけど、それは単純な……。ただ、最終的に11億9,350万円とその後4億5,000万円足りなくなるといので足された根拠は、360戸分と考えていいんでしょうという話です。それでよければ、さらに話を進めていくんですが、その際に、6月議会で町長も言っていますように、引き続き360戸を建てますよという中で、とりあえず6月議会で、さっき言った同時期に、130戸、130戸建てることにしたんですけれども、あと100戸分残っている、数字的には。金も100戸分残っている。

という中で、それがなぜか4月14日に110戸不足してきたと。不足でないだ。もともと360戸分余しているんだから。不足だということで、町発注分37戸分として変更契約という対応をされたんですが、私おかしいと思って聞いているんですが、今度町長ね、あるのにもかかわらず、何で不足だと。しかも、変更契約という対応をとったのか。その辺の経緯について伺います。

言っている意味、わからない？

議長（佐藤晋也君）では、もう一回説明する。もう一回する。（「わからないと言うんだったら、わかるような説明しなくてない」の声あり）

副町長（平間英博君）はい。当初の既決予算で11億、お認めいただきました。それで260戸、

発注契約を整えて、契約を結んだ時点で、それぞれ合わせると9億5,000万円ほどになります。ただ、その分でさらに戸数で100戸相当分が足りないだろうということで、あわせて予算もお認めいただきましたが、仮設住宅については、先にお認めいただいた既決を予算をもとに、まずはその内輪の中でということで契約手続をとって、議会の初日、冒頭にお認めいただいて、すぐ着工に動いたところでした。

ただ、その中では、その後の追加分についても、これは本議会ではご質問がなかったのであれですが、事前の全員協議会の方でもご説明したんですが、その際の100戸分、今回の100戸分についても、上限で、やはり仮設住宅は動きがございまして、動きがある中なので見込みとして最大100戸分の追加補正をお願いして、最終的にはそれ以降、契約をさせていただいて、260戸工事を進めていく中で最終的に空き戸数をつくるわけにいかないの、補正させていただいた予算額を持ちながら最終的に町で何戸建設すればいいかという調整を一方では進めていたということをご理解いただきたいなど。

8番（遠藤龍之議員）はい。最初の11億9,350万円とその後の4億5,000万円合わせた16億何がしが360戸の予算でしょうということ、さっき確認したら「そうですよ」ということだから、そこから話出発しているんだから。そうしたら、今260戸つくって、まだ100戸分残っている、そして金もその分残っている、16億の中に入っているという——だから、そういうことになって今の説明ちょっとわからないんですけども。

100戸分はまだ残っている、そして仮に不足したからといって、その100戸分残っている金で対応すればいいだけの話だから。そういうことだよな。

だったら、不足したからと、そしてこの変更契約とかなんとかというふうな流れにいくのはいかなものか。それは最初から予定している話なんだから。100戸分足りないというんだから、そしてそのために金もあるんでから、それはそれで独自の、独立した契約をすべきじゃないですかという話になるんです。しかも、30何戸、何で変更契約なのか。まずこの辺について確認します。そういう受け止め方でいいのかどうか確認します。

副町長（平間英博君）はい。260戸お認めいただいたのは第2回定例会で、それは6月8日でした。6月8日に発注をさせていただいて、結果として、仮設住宅の申し込み締め切りは6月末をもって締め切りとさせていただいて、そこで確定と考えております。ただ、それは前回の議会でも変更契約についてご承認いただく際にご説明申し上げましたが、申込者が民賃へ流れた、新たに駆け込みで申し込みをした、そういった動きが、不確定要素が、数多くありました。その中で数値を押さえて、さらにその押さえた数値の分を仮設住宅を早目に着工しなくてはいけないという状況がございました。

通常であれば、議員ご指摘のとおり、100戸つくるということで予算とったから100戸、同じようにプロポーザルをとって100戸分を発注すればいいのではないかと、いう趣旨でのご質問と理解しましたが、それが実際、6月末までの大きな出入りがある中で、100戸分を発注することがもしかすると相当な空き部屋をつくるのではないかと、あるいは一方、足りなくなるのではないかと、という部分が見えない中での動きでしたので、軽々に予算をお認めいただいた分の100戸分の予算をつくって発注することを控えていたところでした。

最終的に確定した戸数の中で実際に着工すべき戸数は逆に100戸を超えましたので、

県と町とで協議を行って分担して発注をしたんですが、県との差額分の37戸分について、それを早く発注する必要があったことから、東田においてプラス37戸の変更契約をさせていただいて追加分の着工をさせていただいたという経緯でございます。

8番（遠藤龍之議員）はい。この辺についてはさらに総括ということがあるのであれなんですけれども、確認したいのは、結果、先に結果から聞けばよかったのかもしれないんですけども、結果、130、130の260にプラス37で297分の結果が、結果ね、16億何ぼに対して結果11億3,731万8,000円、建てた分は、という結果になっているんです。だから、16億というのは立派な予算で、少し多くつけ過ぎたかなという部分もあるんですけども、いずれ余裕のある中で対応できているということがあります。そのことがあって1億7000万円というのが出てきたのかどうか、変更契約の内容ね。この16億何ぼの根拠は何ですかといったときに、これは全くの戸数分、さっきの中で説明したのは何戸掛ける何と計算しているわけだから、これは建物だけのお金ですよ。予算ですね。

ところが……、だんだん質問の方向変わっているからね、ところが1億7,000万円の説明を受けたときに、あのときもここでいろいろ混乱したんですけども、あのときには結果的には外構で何ぼかかるとか、何でかかるとか、だから1億7,000万円なんだ、だから単純に割ることの37分の単価は出てこないよという説明を受けたんですよ。そうしたら、その外構分は、ここに入っていないんです。その外構分についてはどこの金を使って外構をしてもらったのかをお伺いします。

町長（齋藤俊夫君）はい。担当のまちづくり課長の方からお答えします。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。ただいまのご質問にお答え申し上げます。

第3回臨時会におきまして、浅生原応急仮設住宅の東田地区で変更契約をご提案させていただきお認めいただいたのが、契約額として6億1,441万8,000円の契約額でございまして、そのときに増額として、ただいま遠藤議員さんからお話ございました増戸数分の1億7,866万8,000円という金額増工事としてございました。その全体の契約の中で外構の工事も含まれておりますので、この中での発注となっております。以上でございます。

8番（遠藤龍之議員）はい。単純に聞くと、11億9,350万円とその後の補正の4億5,000万円、合計16億何ぼというのは建物だけの金でしょうと。というさっきからの説明だったんです。にもかかわらず、あの1億7,000万円については外構分も入っていると。では、その外構分はどこの金でつくったんですかと、その財源を今確認しているわけですか。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。同一の予算の中で建物と外構の工事、それから集会所等もすべて含まれてございます。

8番（遠藤龍之議員）はい。同一の予算というのは、16億何ぼの中ということなんですか。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。はい、そうでございます。

8番（遠藤龍之議員）はい。そうすると、最終的にそういう対応というのは可能なんですか。私たちわからないので。私たちの説明では、今までも町長も副町長も説明していたけれども、この16億何がしというのは戸数ということで説明受けているわけですが、私らは。その時点で本来ならば補正をさらに戸数分でなく外構分として補正をとらなくてはならなかったのではないかという、これまでの経緯からすれば、我々の認識からすれば、

そう考えるんですが、そういう対応というのはできるんですか。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。先ほど副町長よりご説明ありました平均単価の中に含まれておりますので、その中での発注となっております。

8番（遠藤龍之議員）はい。そういう説明、また元に戻ってしまうんだけど、私たち説明受けているのは1戸何ぼということで説明受けていたんだよね。だからみんな、これまでも多分混乱してきたんだと思うんだけど。それがあある場合、あある場合で238万円になったり300何ぼになったり、最終的に1戸当たり450万円になったりという。だから、我々は1戸分という受け止め方でずっと流れてきたんですけども、そういうことも制度的にというか公的にありということで、確かに結果的に外構部分でも11億3,000万円で済んだんだから、予算16億とっているところね。しかし、そういう使われ方もいいということで、私もこの件については、時間もあれですから、また引き続き別な機会に、新たにもし確認しなければならないということがあれば、その機会に対応したいと思います。

この件については非常に流れが不明朗であるということをお伝えしておきたいと思います。本来、1億7,000万円我々も結局認めたんですが、あの認めた経緯には、先ほど来町長が言っていましたように、今すぐというそういう緊急性もあったことから、ちょっと疑問を感じながらも建てることには認めたという経緯があって認め確かしながら、問題はその当時からちょっと見え隠れ……、問題といたしますか、ちょっと不明朗な部分があったということをお指摘しておきます。

次に、同じく町発注分のやつで、実際工事契約はどういうふうにされているのか、今も含めて、されているのかということなんですが、当然工事契約していると思うんですが、工事契約の内容はどう見ればいいんですか。例えば、工事契約結ぶとき、工事内容とか工事着手の時期とか、あるいは完成の時期、あるいは引き渡し検査して、引き渡しの時期がどうなっているのか、完成後における工事代金はどういう形によって支払われるのかというようなものが示されていると思うんですが、この辺が今回の場合、とりわけ東田の場合、どのような流れだったのかお伺いいたします。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。浅生原地区の東田の仮設住宅の契約の経緯をご説明させていただきます。

工事の流れといたしましては、設計額を算出し、起工伺いから始まりまして、指名委員会に諮り、それから現場説明を行うわけなんですけれども、現場説明を今回ご説明いたしましたプロポーザル方式で行ったということになります。プロポーザル方式で決定した形で仮契約を締結させていただき、本契約を第2回の定例会の方にご提案申し上げ、6月8日に本契約のご承認をいただいたところでございます。

現場の施工につきましては、8月お盆前に現在完了し、入居等を進めていただいております。以上でございます。

8番（遠藤龍之議員）はい。私も専門的なことはわからないんですけども、引き渡し検査というのが教科書にはあるんですが、そしてその後、引き渡しということになるんでしょうけれども、工事完了というのか、完了終わって、そしてそれを町の皆さんが今度はいいですよ、その後、引き渡しということ。完成したものを引き渡ししてもらったよね。その辺の――が日時を追って……。というのは、外から見ると、8月12日に工事完了して、引き渡しして、そして今なお工事をしているという場面を見ると、仕組みと

どうか、ちゃんとやることをたつたつとやってきた結果がもしまだ工事が残っているとしたら、それは問題であるし、ちゃんと約束どおり、契約どおりと言いますか、内容どおり進めていますよということだったらそれでいいんですけども、そういう件があったから今確認しているんですけども、どういう決まりがあつて、その決まりに従つてやって今現在こうですよということを確認したいということでの質問です。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。8月のお盆前の入居の際には段階検査を行つてご入居いただいたということで、現在も集会所の建設がまだ継続されており、まだ全体の完成には至っておりません。以上でございます。

8番（遠藤龍之議員）はい。段階検査……。そうすると、まだ契約で決めたとおりの内容になっていなくて、まだ終了に至っていない、完了ではないということでもいいんですね。ただ、やっぱり待っている住民がいるから、まだ不完全な内容の中でも入ってもらったという受け止め方でよろしいんですね。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。住宅の方の段階検査を行つて、ご入居を進めてきました。集会所の建設がまだ終わっていませんので、全体の工期としてはまだ完了になっておりません。

8番（遠藤龍之議員）はい。その際に、契約では集会所も含めて工事完成時期、終了時期との関係ではどうなんですか。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。全体の工期といたしましては、9月末を全体の工期としておりますので、集会所の建設が現在も行われております。

8番（遠藤龍之議員）はい。8月12日が工事完了、受け渡しと、それが最後だよということは何回もここで確認された感じもあるんですけども。だから確認しているんですけども。そうすると、今まで説明してきたのがみんなだめになるよ。今この議会の中で話していることが、その場、その場、そのときどきで答えが変わったら、こんな議会なんて要らないんだよ。そうしたら私たち質問している意味もないし。その辺、じゃあ時間もありませんので、あと文書でその流れを正式に整理して、ちゃんと契約の中身と実際どうだったのかというのを私に提出してください。そういうお願いしていいのか。そういう依頼をしておきます。

あと、今度は考え方ですから、先ほどプロポーザル方式の話が出ました。町ではそういう方法を使ってやつたと。しかし、結果、こういう結果なんですけど、そもそもプロポーザルというのは、何がよくてプロポーザルという手法をとつたのか町長にお伺いします。

町 長（齋藤俊夫君）はい。限られた、ほぼ1か月という短期間の中で、入札に資格を持っている方々に、町が考えておつたバリアフリーとか大家族の方がお隣同士で入居できるような形とか、一定の条件を付す中で、よりいい形で提供していただけるような、その辺を提案してもらつて、いい条件の中で入札ができればなというふうな、そういう中でお願いをしたところでございます。

8番（遠藤龍之議員）はい。

こういうプロポーザル方式をとつて中山では八重樫工務店、そして東田の方では奥田建設、そして奥田建設の方では追加変更契約の37戸分、1億7,000万円、本来ならば別な形でやらなければならないものが、なんかそんなような結果になってしまったんだなと私は受け止めているわけですが、それはそれとして、受け止め方ですからね。

このプロポーザル方式というのは、今回の中でどういうことだということで説明受けた際に受け止めたのは、いろいろ案を出してもらって、そして「ああ、この中身がいいね」と、少々金があればいい。きのう、きょうの石巻の瓦れきの、ちょっと条件は低いんだけれども、そっちの方をとったというのもあるから、その限りではないとは思いますが、しかしながら、その内容を見て、これがいいということで決めた。

ところが、その後、その内容がいいと言ったものが、変わっているんですね。全くその内容の結果になっていない。ですから、その点、私、一応確認したつもりなんです。変わっているんですよ、プロポーザルで皆さんが認めたものが。小さな部分だとは思いますが。駐車場、風除室とかというの、それがいいということ、あの東田の方はプロポーザルで契約したということでしょう。ところが、それが実際にやってみて、だめだなということで、別な形でこの風除室をつくっているというふうに私は受け止めている。それが事実と違いますよということであれば、それはそれでいいんですけれども。私はそういうふうに伺って、こういうのがプロポーザルということかというふうな疑問を持ったから今確認しているんですけれども。その辺の内容についてお伺いします。内容というか、そういうことではないということであれば、そうではないということ。

副町長（平間英博君）はい。プロポーザルの中で、間取りであるとか、そういった部分も提案はいただいたところではあるんですが、総合的に採点はさせていただいておりました。ただ、今ご指摘いただいております風除室の関係は、確かに業者からのプロポーザルの提案では、その形で提案があったのも事実です。ただ、これ入居者の方からの希望で、今の仕様だとビニール製のカバーがついている仕様で、ほかの仮設住宅だと波板の形になっていまして、それをうまく工夫することによって、プラス物置スペースとか、そういった工夫もできるということがあって、その部分について、入居予定者からの強い要望がございました。そういった中で、その部分については、プロポーザルの提案ではあったものの入居者の要望にあわせて変更させていただいたのも事実でございます。

あと、大きいところで言いますと、雨漏りがひどいということで、その部分もプロポーザルの規格の形状から波屋根の、ご覧いただいているとは思いますが、波板で雨漏りがしないようにということで、そういった修正を加えさせていただいていました。

ただ、風除室については、業者からのプロポーザルの提案であったものを町の方で入居者の希望に合わせて修正を加えたということで、当初の契約からその分変更という部分ではございました。ただ、一方、屋根とかドアノブも実は変更があるんですが、そういったものは業者の方の、特に雨漏りとか、そういった業者側の不具合ということで、業者の責任において変更はさせていただいているところでございます。そういった部分、幾つかプロポーザルの外観的な部分については、でき上がったものは確かに一部様相を異にするところがございますが、そういった部分については、利用者のニーズであるとか居住環境の向上という視点で修正を加えたものということでご理解いただければと思います。

8番（遠藤龍之議員）はい。今までの流れがなければ素直に受け止めたんですが、そういう話も。その前に不明朗だという話もしたわけですが。その前に、プロポーザル方式というのはそんなに簡単に変わることもできるのという話にもなるわけですが、ちょっと曲がった見方すると。プロポーザルを方式をとって、後はぼんぼん中身変更して、そしてどんど

ん……。結果、1億7,000万円この企業はとっているわけだから。それは結果です。しかしながら、一方でそういう……。その前に、審査した方にも問題があると思うんだけど、本来ならばその形で本当はつくらせなくてない、本来は。そして、そういう契約の中身になっていると思う。だから、その前の契約はどうなっているのと聞いたんですけども、それは置いておいて。そういう疑問、懸念というのがあります。

そして、その結果、そういう企業に1億7,000万円の仕事をやらせている。その企業がいかにか悪いという話では……。でも、結構、雨漏りとか相当な、――に苦労があったんですけども。それから、契約の中身、仕様書等々言ったんですが、私も仕様書を見せられたんですが、あの仕様書と実際のところ、違いますよね。本来ここ戸だったのがカーテンになっていたとか。そして、ある人に聞くと、そこまでプロポーザルの審査員だつて見ないんだという人もいるけれども。だから、そんなものでいいのかなと、まだそういう疑問を持っています。プロポーザル方式でとったということですね。

その辺と、これもまたちょっと結論出ないような話になるので、そういう疑問、疑問をいただいているということを取りあえずお話して、あと時間がなくなるので、引き続き、機会があれば、このようなことをさらに確認したいと思っております。

前に戻りますと、住宅リフォーム、来年度早々という話もありましたが、やはりこれも考え、山元町の現状を見た時に、100棟、でも結構皆さん、苦労しています。直接被災遭わない、被災に遭っているんだな、そういった方々、その対象にならない方々も非常に苦労している場面も見受けられます。ぜひ、この件につきましては来年と言わずに今すぐ、これからいろいろ出てくるんですが、専決処分というのを、この間ずっとやると思ったら専決処分でもいいですから、そういうのは。必要だと見たら当然、そういうことこそ専決処分でやっていただきたいということをこの件につきましては求めておきます。

それから、災害公営住宅につきましては、この間、もろもろの説明、報告の中で、時的なものについてはほぼ了解、相当進めているなどということでは十分評価したいと思えます。あわせて、300から400というようなお話でしたが、今の被災者は元の生活に戻りたい、戻るとするのが非常に思いが強い。元の生活というのは、前にあったような五つも六つもあるような家という人たちもいるし、ほとんどそういう人たちがそうなのかなというふうに思いますと、間取り等々、その内容の問題ですね。これまでの発想と大きく変えて、内容を充実したものも、これからまだ検討する時間があるわけですから、その辺も考えて対応していただきたいと思うわけですが、その点についてお伺いします。

町長（齋藤俊夫君）はい。公営住宅のタイプをよく吟味、検討してということだと思いますが、規模の一定の制約はありますけれども、間取りなり外観なり、いろいろ工夫の余地、大いにあると思いますので、先進事例などもよく研究しながら、あるいはまた最近の住宅のデザインとかいろいろ研究しながら、少しでも入居される皆様にいい住宅だな、いい居住環境になるなというふうなことを感じてもらえるような努力をしていきたいと思っております。

8番（齋藤龍之議員）はい。そのことについては、ぜひそういうことで進めていただきたいと思えます。

次に、ぐるりん号についてなんですが、先ほども説明いただきました。その前にも説

明をいただいている部分があるんですが、この制度は本来、地域公共交通確保維持改善事業というのは、震災前の事業なんですね。そして、今回、震災に遭って、それにプラス、あわせての活用というふうに私たちは聞いているわけですが、その内容を見ますと、今すぐにでも対応が十分できるような制度の内容になっていますし、政府の方もスピーディーに対応したいというようなことが国会等々では言われているようなんですが、その際には中身に台数をふやすのもその対象にしますよといったような内容にもなっているようなんです。そういう内容になっていると受け止めているんですが、その辺の制度の内容について、じゃあお伺いいたします。

企画財政課長（寺島一夫君）はい、議長。この調査事業については今回予算計上をしておりますけれども、制度の中では、確かに条件緩和されておまして、例えば期間が1年だったのが3年になっている。あるいは、これ定額補助なんですが、上限が2,000万円だったものが3,500万円に上がっているというふうになっていますが、地域間輸送と地域内輸送という二つがあるんです。それで、地域間、要は地域を越えた部分については車両関係は補助になりますが、地域内のものになると補助は対象にならない、購入するやつは。そういうことで、ある程度制約がありますが、今町で考えているのは地域内の輸送を対象としていますので、そこのちょっと違いはあるということでご理解いただきたいと思います。

議長（佐藤晋也君）ここで休憩をいたします。再開は5時50分とします。

午後5時40分 休憩

午後5時50分 再開

議長（佐藤晋也君）再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

8番（遠藤龍之議員）はい。今の地域公共交通確保維持改善、これは震災のことも考えて、使いやすくなっているという話を聞きます。それを大いに活用して、そして町民の交通の利便、足の確保を進めるべきだと。できるならば、少なくとも亘理駅までの、利用しやすいような体制をぐるりん号も活用してすべきだということを求めまして、次に原発の問題、若干確認します。

その前に、測定箇所、ふやしてやっているということではありますが、この辺のレベルと、併せて個人で今、自分ではかって確認したい、対応したいという方々も生まれています。そういう方々も考えまして、ぜひ町で独自で測定器を買って、そして不安を持っている方々の不安を軽減させるような対応をすべきだと思いますが、その辺についてお伺いします。機械を買ってでもそういった不安を解消するという対策を求めているわけですが、その取り組みについて、対応について町の考え方をお伺いします。

町長（齋藤俊夫君）はい。お答えいたします。

先ほどもお答えしたように、町の今の置かれた状況、この状況の中で、どこまで対応すべきなのかということだろうと思うんですが、今の段階では、議員ご指摘のような形での対応までする必要性というのは、まだそういう段階ではないのではないかなというふうに思うんです。まず、町の方で箇所をふやすなり必要な対応をします。あとはJA亘理の方でもいろいろ農作物の検査をするための測定機器の購入を両町、関係団体で連

携しながらというふうな部分がありますけれども、まずは町として全体の測定地点を充実させる中でできる、そういう状況じゃないのかなというふうに考えているところがございます。

8番（遠藤龍之議員）はい。今の答弁では、山元町はまだそれほどひどい状況になっていない、ですからそういう状況の中での対応を考えれば、まだそこまでする必要はないというふうに受け止めたわけですが、どの程度をもって大したことではないということなのかということなんです、それも先ほどの何々先生、2回ばかり開いた、そういった方々のお話の結果もあるんだろうと思います。それは受け止め方ですからいいんですが。しかしながら、調べ方によっては相当高いレベルを出しているところもあります。これは厚労省ではなく文科省が調べた結果ですからあれなんです、例えば北保育所では、私もよくわからないんですが、セシウムでどうの、セシウムから線量をぬって……、あるようですけれども、そこからいくと、これまた0.5マイクロですから、まだ町で言っているところには達していないということで、そんなにひどくないというふうな受け止め方だと思いますが、しかし今後、調べる場所によっては、そういうところが生まれてくるところも十分にあるというふうに私は受け止めているわけですが、その際の対応、出てきたらどうするということになるわけですが、今のところ出てこないということですから、出てきた場合の対応についてはどのように考えているかということをお伺いします。高い濃度を示す……。

町長（齋藤俊夫君）はい。そういう懸念もないわけではないんだろうというふうに思いますけれども、これも最初にお答えさせていただいたように、県の方でも一定の対策、対応をこれからしていくということでございますので、そちらの方と十分連携とりながら、町としての全体の測定結果を踏まえて、あるいは今ご心配のホットスポット的な対応をどうしていったらいいのかを、町独自というわけにはいかない部分が多々ございますので、県と十分に連携図りながら、タイムリーさを失わない形での対応に心がけていかなくちやないというふうに思っております。

8番（遠藤龍之議員）はい。いろいろな場面で県、県、県、県というのが出てくるんですが、町民を相手にしての町政ですから、町長はその辺、やっぱり町民の方を向いて、町民の不安を解消するような対応、取り組みを進めていく必要があるというふうに思います。この件につきましても積極的に、周りがそういう不安を抱えている町民がいれば、それらの人たちの不安を少しでも軽減するような対応に取り組むべきだと、そういうことを求めて、この件につきましてはお願いします。宮城県で最も近いところですからね。その辺も頭に置いて対応を進めていただきたいと思います。

仮設住宅をめぐる……、さらにまた戻ってきたんですが、サポート拠点、この事業については私も求めましたし、これは一日も早い実施というのは当然求められていることで、それに組み込んだということで非常に評価を高くしているわけですが、しかし進め方にちょっと問題があるのではないのかなということで、そういう立場から質問をさせていただきます。

先ほど来、出てきたかどうか、設置場所について、どのような検討を経てきたのか。先ほど二つを比べて、あっちの方が面積があったということですが、そんな程度で、逆に言うと、決められ方だったのかどうか、改めてお伺いいたします。

町長（齋藤俊夫君）はい。基本的には先ほどお答えさせていただいたような大きな流れの中でこ

れを決定してきたというところでございます。ただ、ご案内のように、仮設住宅を建設しながら、あるいは用地の確保をしながらということでございますので、一定の制限といますか制約といますか、そういう中で進めざるを得ない側面も多々ございますので、その点についてはご理解をいただきたいなというふうに思うところでございます。

8番（遠藤龍之議員）はい。この設置についても県と進めてこられたわけですが、どのような体制で進めてこられたのかお伺いします。

だれだれとお話しして決めたのかということ。ちゃんとした会議の中でやったのではないと思うから。災害対策本部とかでなくて。というふうに聞いているので。

町長（齋藤俊夫君）はい。何に限らず担当課があって、そちらの方がまず関係ある先と、今回の場合は先ほど申しましたように県の方ですね、補助制度を活用してということですから、保健福祉課の方で担当していただいて、そういう中で副町長なり私のところで相談をし、そしてそれを災害対策本部といますか、今は連絡調整会議というふうなことでございますけれども、そういう中でもいろいろ情報を共有しながら、この問題に対応してきているというのが、これに限らず、そういう形で展開をさせてもらっているという状況でございます。

8番（遠藤龍之議員）はい。調整連絡会議というのはあくまでも調整連絡会議というふうに受け止めているわけで、決定機関というふうには、私の頭ではそういうふうには入っていないんですけれども、それは置いておいて、先ほども話したサロン事業は、端から端までなんですよ。何台で対応するのか、自動車とかバスとか。1台で来ると、ここに寄って、あそこに寄って、何に寄ってという、一番最初のナガワはもしかすると着くまで1時間以上もかかるんじゃないかというふうに見受けるんですけれども、そんなこんなもちゃんと十分な議論を経てここになったのかということについて非常に疑問があります。準備不足ではないのかなというようにも思うんですが。この件、これはまた後ほど別な機会にさらに確認したいと思います。

いろいろな方々とお話ししてやっているということなんですが、これ、いろいろな規定、規約というのがまずあるかどうかをお伺いします。管理運営。

保健福祉課長（齋藤三郎君）はい。お答えいたします。

サポートセンターに係る設置条例は設けておりません。県の指導というか確認をとりまして、設置条例が必要かどうかというふうなことを問い合わせをいたしておりましたが、一昨日、このサポートセンターについては設置条例は必要ないというふうな回答を得ております。

8番（遠藤龍之議員）はい。県で要らないから要らないという町の考え方なんですね。それはわかりました。県の方が偉いんだべから。しかし、自治法では、公の……、では、これは公の施設ではないのかどうか、ちょっと確認します。

保健福祉課長（齋藤三郎君）はい。集会所に併設する施設ということで、そこで事業を行うということで、必要ないのですというふうな回答を得ているということです。

8番（遠藤龍之議員）はい。では、公の施設ではないんですね。

保健福祉課長（齋藤三郎君）はい。お答えします。

今の答えについては、後日……。（「いいです、後日」の声あり）すみません。

副町長（平間英博君）はい。ここにあるサポートセンターについては、町が建設した仮設住宅もそうですし、それから集会所もそうなんですけれども、建築基準法に基づかない仮設的な

建物ということで、設置条例までは設けない形での運営を考えております。ただ、当然公の施設で、公のサービスを提供することになりますので、運営規定というような形で町の規則には一定の定めを設けたいということで調整はしております。現時点では9月1日暫定オープンということで一部訪問事業を始めたところですが、本格運営が始まる10月1日に向けて諸規定の整備は進めてまいりたいというふうに考えております。

8番（遠藤龍之議員）はい。今のお話だと、そういった管理規定というか運営規定というのはまだつくられていない中で中山に決めたというふうになりますよね。その辺、どの程度、管理規定をつくるためにもろもろ、例えばサロン事業をどうするのか、その利用法とか、——どうするのかというのがあって初めて決まるのではないかというふうに私は受け止めているんですが、その辺の議論もない中で、とにかく場所だけでは中山というふうに決まったようにこれまでの説明では受け止められるわけですが、そのように受け止めます。

あと、今集会所という話が出たんですけれども、今の話はまた別のところであれなんですけれども、集会所併設ということなんです、あちらの責任者の方との協議というのは、いつ決まって、そしていつそういう人たちと話をし、そしてあそこにしたか、その辺の経緯についてお伺いします。

副町長（平間英博君）はい。この地域サポートセンターについては、県の福祉サイド、幾つかの課にまたがるんですが、高齢者、障害者、児童福祉、それぞれの県の担当課の方が山元町の方においでになって、これから仮設住宅に移る方も多くなる、そういったことで、冒頭、町長の回答でもご説明申し上げましたが、環境が変わることに対するフォローということで、こういった取り組みはいかがかという提案がございました。それを受けて、何らかの形でやるべきという思いはあったのですが、既存の建物を使ってもいいという部分もございました。ただ、残念ながら既存の建物は避難所として運営されていた、6月の段階でしたので、そういった段階であって、仮設でも使えればということでその場は終了していましたが、その後、仮設住宅に併設もいいという話を県の方から受けて、それで現在、町の方で建設を進めている2か所のうちのどちらかで併設型で取り組めるという判断で検討をさらに加えていったという流れでございます。

8番（遠藤龍之議員）はい。副町長に言われるとどこかに翻弄されるような感じするんですけども、私聞いたのは、地元の人とのお話、いつ決まって、そしてその地元の人、先ほど言った行政連絡員の方々とか、その辺の人たちとのお話もあったのかどうか、あったらばいつの時期だったかということの確認でした。とりあえず。

副町長（平間英博君）はい。そういった意味では、残念ながら、例えば中山熊野堂の仮設住宅については、当時、建設お認めいただいて、着工間もない時期です。どなたが入居なさるかという部分も含めて、まだ未定の段階ですので、そういった方々への説明あるいは相談ということとはございません。逆に、入居者が決定した段階で、中山熊野堂には普通の集会所の機能に加えてこういった機能も併設されるということで、その時点でご説明申し上げた次第です。

8番（遠藤龍之議員）はい。それは事後決定と言いますか、決まったことを説明する、報告するということだと思うんですが、ですから先ほど言った管理規定云々、使用規定というか、ということを確認したんですけれども。実際、集会所で今困っているのは、その辺も決まっていないんです。あっちからすると、と言うのもおかしいんですけども、そこに住

んでいる人たちは、その集会所を1日使っていいことになっている、自由に使って出入りしていいことになっている。それはそう使うための集会所。ところが、サポートセンターも使用するとすると、こっちはこっちでする仕事、サロン事業と配食、そういうのがいまだ決められていない。決まったのかもわからないけれども。ということで、しかも限られた面積なんです、少々応急足したって。ということもあったから聞いたんですけども。だから、その辺のいきさつ、どうだったのか。しかも、それが中山、名前出したくないんですけども、そこにも金を払うわけですよ、サポートセンターの分の金をその事業所に払うわけなんですけれども。

そして、話しているうちに何を質問するのか……。事前にそういう協議がなかったと。だからこそ、皆さんが先ほど言った町長、副町長、保健福祉課で対応したということなんですけど、その後、事後報告的に調整連絡員。調整連絡員に果たしてどういう反応が来るかというのは、これまでの経緯を見ると、失礼な話になるから言いませんけれども、そんな感じを受けるわけですが。わかりました。

あと、町長、予算事前議決の原則って知っていますか。

町長（齋藤俊夫君）はい。承知しております。

8番（遠藤龍之議員）はい。では、その内容についてお伺いします。

町長（齋藤俊夫君）はい。予算措置をしてから物事を続けなくちゃいけないという基本的なことだというふうに思いますけれども。

8番（遠藤龍之議員）はい。そうした基本的なことが、こんな重要な内容を持つ事業が、諮ることもなく予算前にもう執行しているということについて、どういう理由で決まる前に執行したのか、お伺いいたします。予算もないのに。

副町長（平間英博君）はい。今回の集会所に追加工事をする関係については、事実としては、今回議案としても出ささせていただいておりますが、7月27日でございました。ただ、中山の仮設住宅が……。先ほど来申し上げていますが、中山か東田のいずれかの集会所につくらくちやいけない。これは中山も浅生原東田も仮設住宅の最後の入居いただく場所でございます。仮設住宅に入居いただいた後、今回の取り組みには早く取り組まなくちやいけないという判断がございました。残念ながら、その中で場所を求めると周辺の余裕スペースがある中山がベストだと。ただ、専決の部分が7月27日と申し上げましたが、中山についての仮設住宅の進捗のこともございましたので、既存の集会所の発注に併せて、入浴室とか必要な機能をプラスして、基本仕様は変えずにレイアウトを変える形に変更を指示したと、設計変更を指示したという形でございます。その期日の部分についてはご指摘のとおりではあるんですけど、こういった部分を早く取り組まなくちやいけない、それでもう建設が始まっている中での調整という部分もございまして、そういった取り扱いをさせていただきました。

8番（遠藤龍之議員）はい。場所的に、一般的に考えれば、一番多い東田というのが、だれもが、これは中山の人も言っていました。そういうもろもろのことを、いろいろな人の頭で考えれば、まだまだいい案が出てきたと思うことを伝えて、「（時間です）」の声あり）次の議題に移ります。次の機会だね。

議長（佐藤晋也君）答弁はよろしいですか。（「答弁は要らない」の声あり）

8番遠藤龍之君の質問を終わります。

議長（佐藤晋也君） 6番菊地公一君の質問を許します。

菊地公一君登壇願います。

6番（菊地公一君） はい。本当に——ということで、なんか質問しづらいような雰囲気になってきているのが現状ですが、ちょこっとだけ時間を使わせていただきたいと思います。

そんな中で、3月11日の大震災ということで、言葉にはあらかわせない状況が今の姿でございます。その中で、私は一般質問で3件の質問をさせていただきます。

まず最初に、農地の復興ということで、これ1件で前に進ませて、一つ一つ前に進ませていただきます。

農地の瓦れき対策はということで、それと農地の再整備が必要ではないかということ、それと本町特産のイチゴ再興の目安はということで、これを質問させていただきます、まず最初に。

議長（佐藤晋也君） いや、これ全部。

6番（菊地公一君） はい。それでは、あと2件目が山元町の復興計画についてということで、本町の復興計画で安全・安心はということで、この復興案が本当に安全・安心なのかということが私は気がかりでしれません。そういうことで、この問題に対して執行部としては安心・安全をどれほどまでに担保して前に進んでいるのか、その辺などを聞かせてください。

あと、2番目が高台集団移転とまちづくりについてということでございますが、この間、河北新報だったかに高台移転と言いますか新しいところに移住する人たちはどのくらいあるのかというようなアンケートみたいなのがあったんですが、大体30パーセントくらいだというような数字が出ていました。そういう中で、高台に対する町としての取り組み、そしてどれだけの地域の要望を取り入れて高台に移転するのか。

それと同時に、高台に移転ということで、きょうの新聞に載っておりますが、安易な高台はかえって危険だよと。普通は、三陸沖あたりで10メートルくらいで大丈夫だということで移転したのが16メートルくらいの津波が来たと。そこに上っているのは、せめて満潮時から計算して30メートルくらいの高台が必要なんじゃないのかというのが新聞に載っておりました。そういうことで、その辺などの考えも聞かせてもらいたいと思います。

それと同時に、高台移転ということでございますが、一つは住宅地の塩漬けと言いますか、利用していない住宅地、そういうものが山元町にも見受けられるので、そういうものの有効活用。ということは、塩漬けとなれば、税金も納まっていないような土地じゃないのかなと思うんです。そういうところに住宅地を建てれば、一石二鳥の、税金も入ってくるのかというような考えも持つので、これなどはいかがなものかということでございます。

それと、放射能対策はということですが、体外・体内被曝の対策はということですが、一つは、私本当に心配していることは、3月12日から野外に出て山元町の警戒に当たられた消防団を初め職員の方々、連日連夜、本当に東電の水素爆発、そういうのにも気づかずに野外で活動していた人たちがいっぱいいると思うんです。そういう人たちの体外・体内被曝の検査などは山元町として、山元町のために活動していた人たちですから、率先してこの人たちの体外・体内被曝の検査をしてもらえたらなと思います。

それと、本町の土壌放射能汚染対策はということですが、前に山元町でも牧草の使用

禁止ということが出ましたね。それと同時に、今回河北新報に載ったのが被曝マップということですが、それに宮城県の丸森町と山元町が載っているんですが、記事として、10万ベクレルから30万ベクレルの汚染地があるんだよというのが載っておりました。これはがせネタではないと思うんです。河北新報で載せているんですから。そういう中で、これをどこで出ているのか。これほどまでの新聞に出た数字であれば人体にも影響を及ぼす数字じゃないのか。これを突きとめて、一つの山元町としての対策をとらなければならないのではないのかということ、この3件の中で八つを質問させていただきます。よろしくをお願いします。

町長（齋藤俊夫君）はい。菊地公一議員のご質問にお答えいたします。

大綱第1、農地の復興を早期にの1点目、農地の瓦れき対策についてですが、農地の被害面積は1,416ヘクタールで、全耕地面積2,390ヘクタールの約59パーセントに及んでいる状況です。津波により被災した農地の瓦れきについては、県が町内を4工区に分け、6月上旬から撤去工事を順次実施しており、竣工予定はことしの12月末となっております。また、被災した農地の除塩及び土壌撤去についても、県が10月ころから着手予定で、24年度末の竣工予定と伺っております。

次に、農地の再整備についてですが、現在東北農政局で土地利用計画の調査を実施していますので、今後の再整備については東北農政局や関係機関と連携し、町の復興方針に基づく土地利用計画の実現に向けた検討をまいります。

次に、本町特産のイチゴ復興の目安についてですが、地震発生日の3月11日は山元町が全国に誇る仙台イチゴの最盛期でありましたが、津波の襲来により、町内イチゴ農家129軒のうち国道6号東部に栽培施設を有するイチゴ農家125軒が被災したところであります。

被災した125軒のうち19軒の農家においては、国の第1次補正予算で創設された東日本大震災農業対策交付金を活用し、既存施設の修繕や新たな土地を貸借しての施設建設など、今年度のクリスマス需要期に向け既に作業が開始されており、今後の産地復活に向け心強い取り組みがなされております。

一方では、町内のイチゴ生産者で組織する山元園芸振興組合並びに坂元イチゴ部会において、今後における営農継続に対する意向調査を行ったところ、新たな施設整備に要する経費や後継者の問題などから、約4割の農家が営農継続を断念するとの意向を伺っております。町のイチゴ栽培は農家の方々がこれまで築き上げられてきた長い歴史や日々のたゆまぬ努力によりこれまで反映してきたものであり、この結果をお聞きしますと、改めてこのたびの震災はまことに無念としか言いようがございません。

しかしながら、約6割の農家の方々は今後の営農に強い意欲を示しており、これらの方々の営農意欲に報いるためにも、水利確保などの環境整備面においてできる限りの支援を講じてまいります。

また、イチゴ栽培に係る畑地の整備に関しましては、これまでの関係団体からのさまざまな要望を踏まえ、町内中央の丘陵地帯を南北に縦断する農免道路を新たなストロベリーラインと位置づけ、また土地利用に関する構想案をお示したところであります。

私自身、町の復興にはスピード感が最も重要と考えており、今後生産者との協議を重ね、土地利用計画に即したイチゴ畑の集積や団地化を推進し、農業経営の合理化と営農意欲の向上に努めるとともに、早期のイチゴ大国、この復活を図り、仙台イチゴを起爆

剤とし、一日も早く町に活気とにぎわいを取り戻すよう奮起してまいります。

大綱第2、山元町の復興計画についてのご質問の1点目、復興計画での安心・安全についてですが、8月4日にお示しした山元町震災復興基本方針では、復興の基本理念として、災害に強く、安全・安心に暮らせるまちづくりを第1に掲げ、減災も視野に入れ、災害が発生しても被害を最小限にとどめ、速やかに復旧できるまちづくりを目指すこととしております。

また、基本方針に基づく土地利用構想案を検討する際には、想定し得ない津波が起きた場合でも人的被害を最小限にとどめられる安全性を確保することを基本条件とし、まちづくりの方向性を9月初旬の住民説明会においてお示したところであります。

具体的には、沿岸部を防災緩衝地としての防災緑地ゾーンと位置づけ、防潮堤、防潮林、盛り土の構造による道路の整備により、多重防御で津波の勢いの抑制を図ります。

また、津波被害の大きい沿岸部の住宅は丘陵地への移転を促すとともに、常磐線についても津波被害の及ばない位置に復旧することとしております。さらに、主要な東西方向の道路を避難路として整備を推進するとともに、防災無線や誘導標識などによる避難誘導體制の再構築や防災訓練等の実施、避難時間確保が困難となる場合の一時避難施設の整備など、円滑な避難のための取り組みを強化してまいります。

なお、多重防御の整備に係る国、県との協議ですが、防潮堤は7.2メートルの高さで底幅が広く粘り強い構造で整備することとし、県道塩釜相馬線については現在の常磐線の敷地を利用し、おおむね3メートルの盛り土構造で整備すると伺っております。

12月までに策定を進めている震災復興計画においては、このような減災措置を中心に、災害に強いまちづくりを目指し、調整を進めてまいります。

次に、高台集団移転とまちづくりについてですが、安全性と利便性を兼ね備えた居住環境を整備するため、コンパクトで質の高い中心市街地の形成を目指し、復興計画の策定を進めているところであります。新たな市街地においては住宅団地を整備し、津波被害が大きかった沿岸部の方々が安心して暮らすことができるよう移転を促し、快適性や利便性を向上させ、地域コミュニティを考慮したまちづくりを進めてまいります。

住宅地の整備に当たっては、防災集団移転促進事業などの活用を検討しておりますが、町の早期の復興を推進するには事業の円滑な執行が必要であり、そのために土地利用変更に係る手続の簡素化や復興事業の要件緩和、あるいは負担軽減措置などを県、国に対して強く要望しているところであります。

次に、塩漬け住宅地の活用についてですが、復興まちづくり土地利用構想案では、新たな市街地として検討しております新山下駅周辺地区、宮城病院周辺地区、新坂元駅周辺地区を結ぶ国道6号を中心に、既存の未利用宅地の活用を促進していくこととしております。

なお、他の地域での未利用宅地についても今後のまちづくりの方向性や緊急性をかんがみ、活用を検討してまいりたいと考えております。

次に、大綱第3、放射能対策についての1点目、町民の体外・体内被曝対策についてでございます。ご承知のとおり、人体の放射線被曝には、大地や宇宙など自然界から放出される放射線を受けることで被曝する外部被曝と空気中や食べ物に含まれる放射性物質を吸収したり摂取したりすることで被曝する内部被曝があります。通常、日本では年間約2ミリシーベルトの自然界からの放射線量を被曝していると言われております。こ

の放射能による人体への影響については、先にご紹介いたしましたけれども、過日、中央公民館で開催された亙理郡医師会との共催による講演会におきましても、講師を務められた国立病院機構仙台医療センターの佐藤先生から、亙理郡内の年間最大被曝量は、外部被曝が0.95ミリシーベルト、内部被曝が2.6ミリシーベルト、合わせて3.55ミリシーベルトとの説明を受けたところであります。この数値は、福島第一原発の事故発生前において自然界から受けていた放射線量の2倍程度に過ぎず、この程度の被曝では人体への影響についで特に問題がない可能性が極めて高いとの見解が示されたところであります。

ちなみに、健康に影響を及ぼすと言われている放射線量は、被曝線量が7,000ミリシーベルトでは死亡、1,000ミリシーベルトでは吐き気や嘔吐が、そして500ミリシーベルトでは抹消血液中のリンパ球の減少があらわれると言われており、国際放射線防護委員会によると、100ミリシーベルト以下の被曝線量では健康への影響は認められていないとのこととあります。

このことを踏まえ、直ちに被曝対策を講ずる状況には至っていないものと受け止めております。しかしながら、被曝に対する町民の皆様の不安の払拭並びに安全・安心な生活を担保する観点から、町としてはさらに測定地点をふやすとともに、引き続き放射線量測定を継続し、状況の変化を見極めてまいりますとともに、国、県等関係機関の指導のもと、他の自治体とも連携を図りながら、この問題に対応してまいります。

次に、本町の土地放射能汚染対策についてですが、文部科学省が原発事故に伴う土壌表層中の放射性物質セシウムの備蓄状況を把握するため、原発から80キロメートル圏内にある本町の19地点で土壌サンプリング等調査を実施した結果が8月下旬に公表されたところであります。町内における放射性セシウム濃度は、最小で1キログラム当たり102.2ベクレル、最大では1キログラム当たり2,616.5ベクレルという測定結果でありました。町内でのこの1キログラム当たり最大値の2,616.5ベクレルという数字は、原子力災害対策本部が示した玄米中の放射性セシウム濃度が食品衛生上の暫定規制値以下となるセシウム濃度の上限値1キログラム当たり5,000ベクレルという基準と比較しても、この規制値を大きく下回る状況となっております。

ちなみに、先ほどご質問でちょうどいいいたしました17万ベクレルというふうな数字を換算したのが、この1キログラム当たり2,616.5ベクレルという数字でございます。

また、農産物につきましても、去る8月22日に町内1か所でリンゴ、そして9月12日に町内4か所の米について、サンプリングでの宮城県による放射性物質測定が実施されましたが、いずれも放射性物質は検出されず、安全性に問題ないことが確認されております。また、イチジクについても、けさの新聞でも、そういうふうな紹介があったところでございます。

また、米については、9月12日の予備調査のほか、9月21日には本調査の実施が予定されていることから、引き続きその調査結果を注視してまいりたいと考えております。

こうした中で、今月12日に開催された県主催の東京電力福島第一原子力発電所事故対策宮城県民会議において、県の方から10月末までに原発事故被害対策の基本方針を、そして12月末までに同実施計画を策定することが示されたところでございます。町と

いたしましても、これらの内容を見極めながら、また関係自治体と連携を図りながら、国に対し抜本的な対策を講じていただくよう求めてまいりたいと考えております。以上でございます。

6番（菊地公一君）はい。まず、農地の復興ということで、（1）の農地の瓦れきの対策ということですが、これは自衛隊さん初め県あたりが瓦れきの撤去をしていただいたのが本当にご苦労をかけたということが、大きな瓦れきはですね。しかし、私の知る範囲で、田んぼに入った瓦れきといいますと、大きいのはだれでも拾えるんです。ところが、ガラス、これだけはどうしようもないんです。ところが、田んぼの中で、家が波にさらわれて田んぼに来た家だのが、その場で解体したのが現状なんです。ガラスをどけないで、ただ解体して、そこで――で解体しているんです。

だから、一つは、塩害だけの地域と、そういうような物すごく危険な瓦れきが入っている場所、そういうところの農地、どのように今からしていったらいいのか。まずもって、トラクターも入れない、人も入れない、ガラスですからね。ガラスの山の中に足を踏み入れること自体が大変なのではないか。大変よりも命にかかわるものが出るのではないのかと思いますが、その辺のところ。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。ただいまのご質問でございますが、農地の瓦れき撤去につきましては、ただいま県の方で重機と併用して人力による撤去をそれぞれしております。

それから、並行して土砂の撤去を行って、不足している部分には客土を行い、耕うんをかけるという計画を伺っております。

6番（菊地公一君）はい。今話あったんですが、そうすると、そういうところは客土をして、水田に復元するんだよというような物事ですね。それでとらえていいんですね。はい。

それでは、それはそれとして、あとは農地の再編整備というのは、私はなぜということ、これは（2）と（3）がつながっているんです。ということは、農免道路にストロベリーラインを設けるよと言いながら、既存の農地を持っていた人たちというのは、浜街道から下なんですよ、大体は。浜街道から下の人たちがイチゴをつくっていたんです。そうすると、町で農免道路にストロベリーラインをつくるんだよと言いながら、その土地は人のものなんです。ということは、再編整備することによって物事は解決すると思うんです。ところが、今のままでは、よその人の土地にストロベリーラインをつくるということは、ちょっとむちゃなのではないか。だから、この辺などは、土地改良でやればいいでしょうが、災害でこのような状況の中で土地改良、悠長なことはしてられませんよね。その辺などの災害に対する特権と言いますか、そういうのがあるのかなのか、その辺のところ聞かせてください。

産業振興課長（渡辺庄寿君）はい。ただいまの質問ですけれども、議員言われるように、今までのイチゴ農家というのは、おおむね鉄道から下、その隣の砂地でやっていたということで、は確かでございます。

なお、先ほどの別な議員さんも言ったように、緑地ゾーンというものがあまして、この中には非居住区として農地でやれるよということもお伝えしております。

ただ、うちの方としましては、農免道路にストロベリーラインをつけるという計画の中で、先ほど菊地議員言うように土地の問題もあるということですが、これにつきましては、先ほど町長が答えたように4割方のイチゴ農家がイチゴづくりから手が離

れるということになると、これも当然田んぼの方も入っているものと思われま。それに対しましてうちの方は、例えば県道から下、ここに施設園芸をやった場合に、また来た場合に、そういう資産的なものがまただめになるだろうと。いうよりも、うちの方としましては、先ほどまちづくり課長も言ったように――がありますから、その関係で、土地の集積等をうちの方で農業委員会と集積を求めながら、そちらの方に誘導するという考えでおります。

6番（菊地公一君）はい。うまいような考えですが、それではその土地をどのような格好でイチゴ農家が手に入れるのか。そんなにたやすい問題でないと思うんです。農地を全部だめだったら転売してというような物事もあるでしょうが、お互いに農家なんですよ。そうすると、農家ではあるほど農地というのは手放したくない。手放したい人は1町歩未満の人たちが手放すぐらいのもので。そういう物事でやるんでなく、今度の災害で大規模農場と言いますか、1町歩とかなんか、再編整備の中で一つの農地を確保したらいいんじゃないのかと思うんです。それを、ただただ小手先だけで農家の満足いく反別を与えられるのかということが私は心配なんです。3反歩や1反歩ぐらいならいいです。しかし、本気になってイチゴやるには、1人1町歩ぐらいが必要なんです。選果するところから何から全部含めると、駐車場から。そんな小手先の3反歩ぐらいあれば間に合うんじゃないのか、そんなんじゃない本当のイチゴづくりというのはできないんです。そういう人たちの真剣な気持ち。1町歩ぐらいは準備するぐらいの気持ちで前に進まないといけないんですが、課長、いま一回。

産業振興課長（渡辺庄寿君）はい。ただいま言われていたように、私も農家の2番目息子に生まれまして、イチゴ農家の2番目息子として、その辺は重々わかっているつもりでございます。

それで、当然、1農家が1世帯でイチゴだけで食っていくとなると7反歩、8反歩、そこまで必要だというのは私も重々わかっています。これに関しましては、今菊地議員が言うように、売買とかでなく、今回幸いにして農免道路から上、二、三枚から下、そこから下ですね、線路側、ほとんどイチゴ農家、浜通りの農家が土地の所有者になっておりますので、その辺はお互い土地の同じエリアにあるものですから、例えば笠野エリアであれば、その周辺で、おたくさんの田んぼとうちの田んぼで使用貸借で10年契約なりそういうもので進めていこうと、今の段階、そういう考えで農協さんと物事を進めております。

それで、この間、山下園芸振興会の方でも総会が終わりましたので、ある程度の、先ほど町長が申しましたように、4割程度の球形なり体形というのがありますので、そこで人数がある程度、生産農家が把握できましたので、今度は農協さんと一緒に再興する農家の方に、あなたは今度再興するためにはどのぐらいの面積を希望しますかと、その辺をアンケートをとりながら新ストロベリーラインである程度集積を持っていきたいなど。なぜかと言いますと、国の2分の1の補助事業をもらうためには共同利用というのがあるものですから、その有効活用をするためにも、そういう方向で関係機関、農協さんと一緒に物事を今進めている段階でございます。

6番（菊地公一君）はい。課長がそこまで言うのだったら安心しました。イチゴのことをわかっているようなので。

それでは、別な2件目の山元復興計画というんですが、これに移らせていただきます。

まず最初に、きょうの新聞に出ていたんですが、減災という言葉が今聞こえてきたんです。災害を少なくするというので。それに沿った計画なのか。減災でなく、100年であろうと500年であろうと安心してまちづくりをしたと。よく齋藤町長がここまで決断したと言われるような復興計画案なのか、その辺。

町長（齋藤俊夫君）はい。基本的に今回の復興計画、まちづくりも、基本的な立場は、先ほどもお答えさせていただきましたように「減災の視野も入れ」ということでございまして、想定し得ない大災害に遭っても極力災害を防げるような、そういう体制づくりをしながらのまちづくりを目指すということでございます。経済的にも、過度のと言うと語弊があるかもしれませんが、やはり一定レベルの防災対策を講ずる中で限りなく災害を少なくするという国の基本方針にも沿ったまちづくり、なおかつ将来も見据えたまちづくりというふうなことで、今回基本的に取り組みさせていただいているところでございます。

6番（菊地公一君）はい。まず、その辺で半分ぐらい——したのかなと思う気持ちなんです。ということは、人の命は地球よりも重いと言われていたんですよね。ところが、600人も700人近くも死んでいて、なんか人の命が軽くなったような気がするのね。こんなに軽いんだっただですかね、人の命というのは。浜あたり、ずっと人が死んでいるんですよ。それに対して、行政初め、そんな生ぬるい、これぐらいで我慢したらいいんでないのなんていう物事でまちづくりしたのでは、ちょっとまずいんでないのかなと思うんです。人の命は地球より重い、これみんな語っていた言葉でしょう、今まで。それが何百人と死んでいて、なんか人の命というのが軽くなったような感じするの。こんなに軽い命だったのかなと。そうじゃなく、もうちょっと、何百人と死んでいるんだから、もう少しまちづくりというのを別にしたらいいんでないのかというのが本当でないのかなと思うんです。減災ぐらいで物事が済むものかどうか。

町長（齋藤俊夫君）はい。確かに人の命は最大限に確保しなくちゃいけないまちづくりということは極めて重要な視点でございますけれども、一定の合理的なまちづくりということも一方では必要でございますので、その辺の兼ね合いをどういうふうに折り合いをつけていくかということだろうというふうに思います。ただ、ご指摘のように、「のど元過ぎれば…」というふうな感じの部分の部分が往々にしてありがちでございます。被災直後のあのかつて経験したことのない惨状を見た時の安全・安心に対する我々の気持ちと、防潮林がない中ではございますけれども一定の瓦れきが片づけられた中で、何となく元の場所に住めるんじゃないかなという意識も少しずつ芽生えてきているというのも一方ではあるのかなということでございますけれども、延々と続く我々の営みの中で、まちづくりなり個々の資産形成をしても一瞬にしても失うということは極力避けなくちゃいけないだろうというふうに思うところでございますので、町としては、やはりいろいろご提案申し上げているような形で多重防御なり、あるいは地盤の嵩上げなり基礎の嵩上げなり、少なくとも流失を免れる、あるいは人命を2階に上がれば何とか守れるというような、そういうまちづくりに力点を置いた取り組みが必要不可欠ではないかなというふうに思っておりますし、道路あるいは交通体系にしても、そういうふうな視点を大事にしながら、町全体としてより安全なまちづくり、将来を見据えたまちづくりというものをぜひ取り組んでいかななくちゃいけないというふうに考えているところでございます。

6番（菊地公一君）はい。これもまた新聞の記事を引用させてもらうんですが、5月20日に震源

地は茨城沖、ところが今までの地震よりも、アメリカの研究チームなんですが、ここに今までよりも大きい地震が発生するという見出しが出ているんですよ、ここに。大規模地震の可能性ということで。今から出るということなんです。それも、遠い未来じゃなく、近くに出ることがここに上っております。それにつけても、まず災害のないまちづくりをよろしくをお願いします。

そして、3番に移らせていただきます。放射能対策なんですが、消防団の人たちとか役場職員とか、いろいろな人たちが12日から外で活動しているんですよ。そして、その人たちの手を見ると、真っ黒く焼けているんです。これ何でこんなに焼けたのかというぐらい。本当に手が……、私はもともと農家ですから黒いんですが、消防の人で物すごく焼けたの。皮むけた人もいるの。手の皮がむけている人もいるの。一つは放射能で焼けたのではないかなと。本当ですよ、笑っているけれども。放射能で焼けるんですから。でも、それは定かではありませんが、安心・安全、これを求めるためには、そして消防団もまだ若いんですよ、将来のある人たちなんです。そういう人たちの安心・安全を担保してもらいたいなと思うんですが、町長、お願いします。

町長（齋藤俊夫君）はい。放射能対策については、けさからご紹介させていただいており、町としては、郡医師会との共催も含めて2回にわたって専門家の方を招いての講演会を開く中で、亙理郡なり山元町の今の放射能汚染の実態、実情というのを確認をさせていただいていると。そういう中では、先ほど来からご説明しているように、まず健康への影響というのは認められない、そういうレベルにあるということでございますので、健康問題でございますので油断は禁物でございますけれども、一方では専門家の見解・認識、これもやはり一つ大いに参考にしながら、正しい知識でもって正しくおそれる、正しく対処していくということが肝要なのではないかなというふうに思っておりますので、今後の状況なども正しく見据えながら、必要な対策・対応をしていく必要があるんじゃないかなというふうに思っているところでございます。

6番（菊地公一君）はい。原発放射能に対して政府は遅出しジャンケンみたいなことをやっているんだね。騒がれて初めてこうなんだ、ああなんだと。だから、おれ言いたいのは、そうじゃなく、安心・安全をいかに……。そして、きのうちょっと役場に来れなかったんですが、大学教授の講演を聞いてきたんです。ということは、風評被害、しっかりとものをただせば風評被害は出ないんだというわけ。放射能、牛から出たにしても、これは検査したんだからだめなんだよと。ところが、それ市場に出したときに、何なんだやとなるんだって。1番の問題は、未然に、山元町なら山元町で物事を防ぐんだよと。体外曝のことばかりでないんですが、そういう物事が私は必要でないのかと。消防団とか活動した人たちに、これは不安を持たせるかもわからない。でも、その不安というのは、出なければ安心するんですよ。そういう安心・安全も必要ではないのかと。ただただ復興計画の安心・安全ばかりでなく、人としての、今から生きる人たちの安心・安全を求めてもらいたいんですよ。その辺のところ、町長。

町長（齋藤俊夫君）はい。確かにいろいろな形で安心を確認しながらやっていく必要がございます。これは健康の問題、そしてまた農産物なり我々の口に入るものについてもそういうことでございますので。これも先ほどご紹介させていただきましたように、それぞれのシーズンごとに、米に始まる、あるいは野菜に始まるような検査もしながら、風評被害が出ないような形で、それぞれ農協なり県なりと連携をとりながらやらせてもらっている

るということでございますので、ご指摘のような未然の、安心ができるような体制を少しでも確立できるように、県の方でも今後本格的に計画をつくってやるということでございますので、そういうことを踏まえながら必要な対策を講じてまいりたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

6 番（菊地公一君）はい。あとは土壤汚染なんですけど、新聞に載っている10万から30万ベクレルが測定されたというこの記事、これに対して新聞社であろうと県であろうと、これをもうちよっと突き詰めて、どこなんだという物事で町として対策をとってもらいたいんですよ。こんなに高い放射能が出ているということに対する一つの……。公の新聞に上ってきているんですからね。そういうことなので、町長、これ早急に河北新報社あたりに問い合わせ、よろしくお願い致します。

町 長（齋藤俊夫君）はい。実は、農水省が農地調査の濃度の分布図をさきに発表した、その結果が新聞紙上でも報じられたところでございますが、その中で山元町は1平方メートル当たり10万から30万ベクレルが測定された地点というふうに報じられたわけでございますけれども、そうではなくて、これについては10万ベクレル未満であったというふうな、これは8月30日付で紙面に公表された数値、9月2日付の訂正記事もございますので、正解は10万ベクレル未満であるということでご理解をいただければありがたいなというふうに思います。

6 番（菊地公一君）はい。大変長時間にわたり答弁いただきまして、ありがとうございます。まず、まちづくりに邁進してやってもらうことをお願いして、質問を終わります。

議 長（佐藤晋也君）6番菊地公一君の質問を終わります。

議 長（佐藤晋也君）お諮りします。本日の会議はこれで延会したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議 長（佐藤晋也君）異議なしと認めます。

本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

次の会議は9月16日午前10時開議であります。

ご苦勞様でございました。

午後 7時07分 延 会